

令和4年12月7日開会

令和4年12月15日閉会

令和4年第6回  
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和4年第6回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 12月7日(水)から12月15日(木)までの9日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	12月 7日	水	午前9時	本 会 議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 7 請願の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	12月 8日	木	午前9時	休 会 (本会議) 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第3日	12月 9日	金	午前9時	休 会 (本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第4日	12月10日	土		休 会
第5日	12月11日	日		休 会
第6日	12月12日	月		休 会
第7日	12月13日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	12月14日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第9日	12月15日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

令和4年第6回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 12月 7日 (水)	.....	1
◎第 7 日 12月13日 (火)	.....	29
◎第 8 日 12月14日 (水)	.....	57
◎第 9 日 12月15日 (木)	.....	85

令和4年第6回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和4年12月7日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年12月7日 午前9時00分開会 午後2時11分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 今西宏康	2番 尾崎智美	3番 從野勝
4番 神崎良一	5番 山本稔	6番 居樹豊
7番 万代哲央	8番 広瀬正男	9番 西中純一
10番 安東哲矢	11番 当瀬万享	12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 太田啓補	副町長 今田好泰
教育長 徳永昭伸	総務課長 永宗宣之
危機管理室長 河野憲一	財政課長 海野均
まち経営課長 寺尾純一	税務課長 豊福真治
住民課長 鈴木健治	生活環境課長 山崎信行
健康福祉課長 松田明久	介護保険課長 井上輝昭
産業振興課長 新田憲一	都市建設課長 西本幸司
上下水道課長 田村正晃	上下水道課長代理 柚本賢治
総務事業課長 岡本康彦	会計管理者 清水洋右
教育次長 万代明	学校教育課長 國定智子
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	2 番 尾崎智美 3 番 従野 勝
日程第 2	会期の決定について	9 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	議員報告第 1 号 総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について	総務文教常任委員会委員長 報告
	議員報告第 2 号 厚生産業常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について	厚生産業常任委員会委員長 報告
日程第 5	議案第 9 1 号 和気町職員定数条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 2 号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	委員会付託
	議案第 9 3 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	委員会付託
	議案第 9 4 号 和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 5 号 和気町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 6 号 和気町教育振興基金条例の制定について	委員会付託
	議案第 9 7 号 和気町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定につ いて	委員会付託
	議案第 9 8 号 和気町土地改良事業等分担金徴収条例の制定について	委員会付託
	議案第 9 9 号 和気町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 1 0 0 号 和気町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について	委員会付託
	議案第 1 0 1 号 和気町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例に ついて	委員会付託
日程第 6	議案第 1 0 2 号 令和 4 年度和気町一般会計補正予算（第 7 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 3 号 令和 4 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 4 号 令和 4 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）につい て	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第105号 令和4年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第106号 令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第107号 令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第108号 令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第109号 令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第110号 令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）について	委員会付託
	議案第111号 令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について	委員会付託
日程第7	議案第112号 町道路線の認定について	委員会付託
日程第8	請願第4号 学校生活において内閣、文部科学省、厚生労働省の方針に則ったマスクの自由化や黙食の緩和が徹底されるよう求める請願書	委員会付託
	請願第5号 何処の中学生も自由にクラブ活動ができるように求める意見書の提出を求める請願書	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第6回和気町議会定例会を開会いたします。

なお、議会中は、感染拡大防止のためマスク着用の奨励をいたしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方は出席を控えていただくようお願いをいたしておきます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 尾崎智美及び3番 從野 勝君を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る11月29日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 改めまして、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る11月29日午前9時から本庁舎3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、令和4年第6回和気町議会定例会の会期、日程等を協議いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日12月7日から12月15日までの9日間に決定いたしました。

日程につきましては、第1日目、本日、議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第2日目、12月8日、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたします。また、議会全員協議会終了後、議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目、12月9日、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を、午後1時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第4日目、第5日目、第6日目は、休会といたします。

第7日目、12月13日は、午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第8日目、12月14日は、一般質問の予備日でございます。

第9日目、12月15日は、午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

なお、今定例会に提案されます案件は、条例11件、補正予算10件、その他1件及び請願2件であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。  
委員長、御苦労さまでした。  
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から12月15日までの9日間に決定しました。  
（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いいたします。  
次に、町長から諸般の報告がございます。  
町長 太田君。

○町長（太田啓補君） おはようございます。

本日ここに、令和4年第6回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

それでは、令和4年第5回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、第7波以降、10月中は感染状況も落ち着いておりましたけれども、11月に入り、再度増加傾向に転じ、県内でも連日1,000人を超える感染が確認され、第8波が到来したと言われております。町内においても、高齢者施設や医療機関でのクラスターが確認され、また役場庁舎内においても職員10名以上の感染が確認されており、これから年末年始を迎える中、さらなる感染拡大が懸念されますので、引き続きマスクの着用や3密の回避、適切な換気など、基本的な感染防止対策の周知、啓発に取り組んでまいります。

ワクチンの接種状況でございますが、町内では9月28日からオミクロン株対応ワクチンの接種を進めており、12月5日現在で町内のオミクロン株対応ワクチンの接種者数は約3,500人となっております。ワクチン接種は感染拡大を抑制する有効な手段でありますので、今後も引き続き医療機関と連携し、接種の推進に取り組んでまいります。

また、11月に町内医療機関の接種において間違い接種が判明しております。今後このようなことが起こらないように再発防止に努め、町民の皆様安心して接種していただくことができるように取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、10月21日、老人クラブのグラウンドゴルフ大会に出席いたしました。町内の各地域から85名の参加で盛大に開催されました。

次に、10月21日、海上自衛隊呉基地に寄港のカナダ艦船バンクーバーとウィニペグの寄港レセプションに、駐日カナダ大使館より招待され、参加いたしました。

次に、10月22日、東京の渋谷センター街の街頭ビジョンで和気町のPR動画の上映視察をいたしました。PR動画は渋谷以外の8か所でも同時上映を行いました。翌日の23日には、代々木公園で行われているアウトドアイベント、アースガーデンの和気町ブースにおいて、観光と移住のPR活動を行いました。アースガーデンには106団体が参加し、和気町ブースへは400名余り来場していただき、移住相談も12名行いました。



次に、10月24日、ピュアリティまきびで開催された町村長会議に出席いたしました。

次に、10月26日、全国わんぱく相撲大会に出場する選手の壮行式を行いました。本荘小学校4年生の小野田創太さんと本荘小学校5年生の高取晴耀さんの2名が、10月30日に両国国技館で行われた第37回わんぱく相撲全国大会へ出場されることを受け、実施いたしました。

次に、10月28日、総合教育会議を開催し、教育大綱の見直しに向け、協議を行いました。

次に、10月29日、第29回全国消防操法大会が千葉県市原市で開催され、参加いたしました。全国の強豪が集まる中、和気町消防団から第4分団が出場し、8位入賞を果たしました。

次に、10月29日、30日の2日間、和気町中央公民館、学び館サエスタなどを会場に、和気町文化祭を開催しました。多数の作品展示や舞台での発表を行いました。

次に、10月30日、益原多目的公園にて、岡山県みどりの大会2022を岡山県との共催により開催いたしました。みどりの少年隊など、約200人の参加があり、緑化運動ポスターの表彰や記念植樹などが行われました。

次に、11月2日、和気町かわまちづくり完成記念お披露目式を吉井川河川公園において挙行いたしました。式典では、地元自治会関係者のほか、和気にここにこの園の園児や約80名の町内のグラウンドゴルフ愛好家の方々に御参加いただき、完成記念グラウンドゴルフ大会も同日実施いたしております。なお、芝生広場は、育成期間を経て、来年度中の利用開始を目指しております。

次に、11月5日、閑谷学校ライトアップ式典に参加いたしました。

次に、11月6日、和気町体育館相撲場において、岡山県相撲選手権大会兼和気町長杯相撲大会を開催いたしました。当日は町内外から合計63名の選手に御参加いただき、小学生から一般まで、クラスごとに熱戦が繰り広げられました。

次に、11月15日、県幹部との意見交換会に出席いたしました。

次に、11月17日、東京のホテルニューオオタニで開催された全国町村長大会に、県内の町村長とともに参加いたしました。

次に、11月20日、和気アルプス及び和気町総合福祉センター大ホールにおいて、令和4年度和気町スポーツフェスティバルを開催いたしました。今年度はプロトレイルランナーの鏑木毅氏を講師にお招きし、午前中は和気アルプスを会場としてトレイルランニング講習会を実施し、21名の方に御参加いただきました。また、午後からは講演会を実施し、約80名の方に参加いただきました。

次に、11月22日、和気アルプスの山頂標識寄贈式を行いました。これは、本町の観光促進に役立てていただきたいということで、和気金融協議会様から和気アルプスの神ノ上山への山頂標識を御寄贈いただいたもので、現地には11月26日に設置いたしました。本町が進めておりますアウトドアを活用した観光促進施策に有効に活用をさせていただきたいと思っております。

次に、11月23日、和気ドームにて、和気町ふるさとまつりが3年ぶりに開催されました。特産品や野菜の販売などの約40店の出店があり、ステージでは清麻呂太鼓や和気中学校吹奏楽部の演奏などが行われ、多くの方でにぎわいました。また、当日は片上ロマン街道ウォーキング大会も併せて実施いたしました。参加者の健康づくりと交流、片上ロマン街道のPRを兼ねて実施しておりますが、当日はあいにくの雨にもかかわらず、県内外から約200名の参加をいただきました。

次に、11月26日、恒例となりました和気駅前イルミネーションの点灯式に参加いたしました。今年で10年目を迎え、まちづくり協議会の方々が和気閑谷高校の生徒や本荘小学校の児童と一緒に製作した気球やものの馬車などのイルミネーションが和気駅前ロータリーを鮮やかに彩っており、1月15日まで点灯されることになっています。

次に、12月3日、和気町人権尊重のまちづくり推進大会を開催いたしました。約300名の方に御参加をいただき、人権作品の表彰、人権作文の朗読、そして今年度は落語家の露の新治さんをお招きしての記念講演がございました。笑いも交えつつ、人権感覚を活かした講演をしていただきました。

最後に、11月4日から21日まで、町内7会場において町政懇談会を開催いたしました。就任後、初めての試みでもあり、多くの貴重な御意見をいただきました。議員の皆様には、お忙しい中、オブザーバーとして参加いただきまして、大変ありがとうございました。参考となる御意見につきましては、今後の町政に反映させてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(山本泰正君) 日程第4、議員報告第1号及び議員報告第2号の2件を一括議題とします。

まず、議員報告第1号総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長(居樹 豊君) それでは、議員報告第1号総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告を行います。

去る10月31日、11月1日の2日間、島根県川本町へ、総務文教常任委員会委員4名、執行部からは町長及び教育長の参加の下、視察研修を行いました。

今回の目的は、川本町が取り組む島根中央高校への魅力化事業についてであります。

10月31日に、川本町役場庁舎において、まちづくり推進課高校支援室から町の取組について説明がありました。今後も生徒数の減少が続き、県立高校がなくなると町がより一層衰退する、その危険感の中から、県立高校との協働事業をスタートして、10年前に高校魅力化プロジェクトを立ち上げております。取組に当たっては、人材、資金、危機感の共有をどのように行っていくかが命題であり、高校魅力化コーディネーターを、地域おこし協力隊制度を利用して、町の会計年度任用職員として7名を配置し、取り組んでおります。また、令和2年には、まちづくり推進課内に高校支援室を設置し、町として全面的にバックアップをして努めてきております。当高校は部活動に特に力を入れていて、令和元年創部の女子硬式野球部、これは県内外から注目を集めている強豪チームとして活躍をしております。また、男子硬式野球部の支援として、高校グラウンド横にある町民体育館の床面を町が人工芝に改修して、雨天時や夜間の室内練習場として使用しています。同部の監督についても、これまで甲子園出場経験のある元島根県の教員を町の会計年度任用職員として配置して、全国から優秀選手の獲得を、それが生徒の確保にもつながっております。このように、川本町では、県立島根中央高校を町のシンボルとして取り組み、地元住民の理解を得る努力をしながら強力に高校魅力化を進めており、今回の先進地視察から、今後の和気町における施策推進に当たり、大変勉強になり、特に川本町の町としての熱意を強く感じたものでございます。

次に、2日目の11月1日には、高校及び学生寮の視察見学を行いました。島根中央高校は、平成19年4月に2校が統合し、新たに開校されています。高校の敷地内には、県立の男子寮、主に野球部員が使用しておりますけれども、それと女子寮が併設されております。また、町内には、廃校の小学校校舎を活用した町営の男子寮と、高校の近くの旧役場庁舎跡地に寄宿舎、いわゆるまちごと魅力化センターと言っておりますけれども、この寄宿舎を町が建設整備し、町営の女子寮として活用しております。3つの寮運営については、地域の協力もあり、円滑な運営がなされ、これも住民の雇用機会の拡大にも、創出にもつながっておるという状況でございます。

以上のようなことから、当面、和気町の喫緊の主要課題である女子寮の創設についても、これらを参考にしながら、受入れ体制を検討していくことが急務であると感じました。

以上、簡単ですが、総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議員報告第2号厚生産業常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について委員長から報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） それでは、厚生産業常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告を行います。

去る11月17日、18日の2日間、愛媛県内子町、今治市及び広島県府中市へ、厚生産業常任委員会委員6名全員、執行部からは副町長及び担当課長の参加の下、視察研修を行いました。

11月17日であります、初めに内子町、道の駅内子フレッシュパークからりを視察いたしました。この場所に隣接する小田川という川がありましたが、そこには透き通った水が流れ、つり橋もかかっている、大変景観のよい立地場所に開設されています。店内には、地元農産物の直売スペースや工芸品の販売、地元食材を生かしたレストラン、そしてパン屋などもあり、店に活気があって、売上げも全国の道の駅の中でベストテンに入るといふふうなお話でした。

続いて、同町内の内子龍王バイオマス発電所を視察見学いたしました。古くから内子町は林業が盛んで、組合員3,250名を有する森林組合も充実しています。その森林環境を踏まえて、町はバイオマスタウン構想というものを立ち上げて、内子町産の針葉樹の間伐材から木質ペレットを製造して、これを燃料にした小型高効率木質バイオマス発電事業により、地域に持続可能なエネルギーと経済の循環を構築する取組を進めています。木質ペレットをガス化ユニットで可燃性ガスに精製し、そのガスを燃料に発電ユニットのエンジンを回して、電力と熱を作り出しています。発電所で発生する熱は、地中に埋設した配管を通じて、約80度の温水として隣接する宿泊施設及びフィットネス施設へ供給されています。両施設はその温水を利用して温浴施設及び温水プールを加熱しております。また、この電力を四国電力にも売電していて、エネルギー効率70%以上を達成しております。この取組により、町内の間伐材の価格も高くなり、それを処理する業者の数も増えて、町内の雇用増加にもつながっているということでもあります。

次に、18日午前中は、今治市のクリーンセンターバリクリーンを視察見学いたしました。平成17年1月、今治市及び周辺11町村の合併により、今の今治市が誕生しました。この施設は平成18年から計画され、それまで今治市内に4施設あった処理場を統合するため、平成25年から総事業費約128億円で5年かけて平成30年3月に竣工しております。施設の設計、建設、運営については、和気町同様、公設民営の方式で、運営業務は民間委託で、20年間で約100億円、年間にすると5億円の事業費で、従業員は約60名であります。可燃ごみの処理については、1日24時間稼働で174トン、方式はストーカー方式といい、焼却灰はセメント原料として再利用しております。国の基準より大変厳しい公害防止基準値を設定して、焼却により発生した熱を利用して発電を行い、施設の消費電力を全て賄うとともに、隣接する公共施設へも供給し、余った電力は四国電力に売却をしております。そして、施設内には、体育館をはじめ広い床面が備わっていて、卓球も行ったときにやっておられましたが、有事の際には広域避難所として市民320人を受け入れるとともに、非常食や飲料水も備蓄しています。

次に、同日午後は、しまなみ海道を経由して広島県の府中市の子育てステーションちゅちゅの視察見学を行い

ました。府中市内の天満屋ハピータウンの2階フロアの一部1, 250平米を、市への無償譲渡により、令和3年7月から開所しております。妊娠期から未就学期までの切れ目のない支援体制のため、保健師6名、保育士5名、臨床心理士1名が配置され、土曜日、日曜日、祝日も開館していて、子育て世帯の相談や乳幼児健診を実施している子育てステーションで、将来的には一時預かりも計画されているということでもあります。商業施設に開設したことにより、買い物がてら気軽に来所できる施設を目指しているということでもあります。

以上、厚生産業常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

以上で議員報告第1号及び議員報告第2号を終わります。

（日程第5）

○議長（山本泰正君） 日程第5、議案第91号から議案第101号までの11件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、提案しております議案第91号から議案第101号までの11議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第91号の和気町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。国の要請に基づき、令和5年4月から町の各下水道事業について公営企業法を適用とすることに伴い、職員定数条例における職員数の内訳について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第92号の地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が65歳へと段階的に引き上げられることにより、職員の定年等に関する条例をはじめとする関係する9条例について、一部改正、廃止など、所要の改正を行うものです。

次に、議案第93号の和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第97号で提案いたします放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例において新設する放置自動車等対策協議会の委員報酬について、追加規定をするものであります。

次に、議案第94号の和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。国の人事院勧告、岡山県人事委員会勧告等を参考として、若年層職員の本俸引上げ、職員の勤勉手当及び議員、特別職の期末手当の支給率の引上げ等を内容とする給与改定について、関係する条例の改正を行うものであります。

次に、議案第95号の和気町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。個人番号カード普及促進による住民の利便性向上を図るため、コンビニエンスストアにおける住民票の写し、課税証明書等の発行手数料を2年間に限り10円とするものであります。

次に、議案第96号の和気町教育振興基金条例の制定についてであります。モーターボート競走に係るボートレースチケットショップ岡山わけにおける勝舟投票券の売上げに関し、和気町に納入される環境整備協力費の用途を教育振興等とすることを明確化するため、新たに基金を設置するものであります。

次に、議案第97号の和気町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定についてであります。公共施設の適正管理のため、町有地等における放置自動車の対応について、その処理手続等の規定を新たに設けるものであります。

次に、議案第98号の和気町土地改良事業等分担金徴収条例の制定についてであります。農林土木事業のう

ち、町施行の土地改良事業と林業事業を運用するために整備を行うものであります。

次に、議案第99号の和気町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。農林土木事業のうち、県施行の土地改良事業を運用するために整備を行うとともに、県営事業であるため池等整備事業について、分担金の賦課率の軽減を図ることを条件に、県負担額を4%上乗せする制度が成立したことを受け、所要の規定を整備するために一部改正を行うものであります。

次に、議案第100号の和気町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてであります。公共事業の分担金徴収条例の体系の見直しを行い、国土交通省所管の公共土木事業と農林水産省所管の農林土木事業とに整理し、そのうち公共土木事業である急傾斜地崩壊対策事業について整備を行うものであります。

次に、議案第101号の和気町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。令和5年度から下水道事業の地方公営企業化に伴い、関係条例の整備を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第91号から議案第101号までの11件、順次細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議案第91号・議案第92号・議案第93号・議案第94号説明した。

○議長（山本泰正君） 住民課長 鈴木君。

○住民課長（鈴木健治君） 議案第95号説明した。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 議案第96号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議案第97号説明した。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第98号・議案第99号・議案第100号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第101号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第91号から議案第101号までの11件の質疑を行います。

まず、議案第91号和気町職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第92号地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） これは、定年制を5年間かけて2年間ずつゆっくとやっていって、65歳までやっていくという、こういうことかと理解しました。これに伴いまして、現状、新規採用されている方が今後はどのようになっていくのかなど。いや、もう従来どおり数名ずつ入れていくというのか、いやいや、定年制の延長に伴い、少しずつ職員の方が残られるというふう認識していいのか、65歳まで働かれると言っているのか分かりませんが、そのあたりの新規採用に関しては何か影響があるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） この定年制延長に伴う新規採用への影響はということでございます。

正規の定年年齢を迎える退職者というのは、2年に1度、定年退職者が発生するというところでございますが、職員定数の中にはフルタイムの再任用も職員定数の中に含まれてまいります。ですので、年次的に退職者は発生するというにはなりません。そういったあたりも踏まえて、全体の職員の所要人数、要員、ここらを十分検討した上で、毎年継続的に新規採用は実施はしてまいりたいと思います。採用人数の枠につきましては、その都度その都度、検討をしていきたいというふうに、現在のところ考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 当然、その現状のメンバー、それで退職される方が年々違うし、おっしゃったように、採用される方もそれに合わせてされるということなので、一定数を毎年取るというようなお話ではないというのはよく分かりました。あとは、これに伴いということもないんですけど、前々から言われてる職員全体の数、これについては、町長のほうで今後増やしていくと考えられるのか、減らされると考えるのか、そのあたりのお考えがあれば、この際ですでお聞かせいただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 現在、定数は210名ということになっています。それで、実態は191人で運用をしているわけですが、先日の課長会議の中でも、私のほうがそれぞれ課長の方々に現状でどうかというお話をさせていただきました。少し増やしてほしいなという御意見も二、三ございましたけれども、今のところ、現状で行けるのではないかという判断をしています。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（4番 神崎良一君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第93号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） この後ろに関係するのか、38ページで、和気町放置自動車等対策協議会委員の学識経験者は先ほどの御説明では弁護士等というか、弁護士と言われたんだけど、和気町でいろんな問題があったときに、弁護士っていうのはある特定の人を年間契約的とか月ぎめとか、決められておられるのでしょうか。ないからこういうふうにしたのか。もしくは弁護士以外でこの学識経験者というのはどういう方を考えておられるのか、あれば教えてください。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

弁護士につきましては、現在、和気町では顧問弁護士1名をお願いしております、通常の日常業務の中で法律相談等をお願いしているところでございます。それとは別に、この案件につきましては、自動車等の対策協議会ということで、個別の事案となりますので、この件に関してのみ専門的な、法的な知識を持たれる弁護士に、通常の顧問弁護士とは別に、これのみに特化した弁護士をお願いしたいというふうに考えております。また、その他の委員のほうでは、自動車の性能機能の判断等もありますので、自動車関連に知識のある方へお願いすることを想定いたしております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第94号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） 前に人事院勧告で下がったから下げたというのが、たしかあったと思うんです、去年かおとどしでしたか。去年か。今回はちょっと上げるっていうこと、若年層を上げるんじゃないかなと思うんですけれど、結果としては給与関係の歳出がどれぐらい増えるんですか。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

今回の給与改定に伴って、実質どれぐらいの財政費用に影響があるのかということでございますが、本俸、並びに勤勉手当、あるいは特別職、議員の期末手当、あるいはこれに関連しての共済費負担金といったようなところに影響は出るかと思いますが、申し訳ございません、そこらの試算については、今現在できてない状況でございます。

○議長（山本泰正君） よろしいか。

（9番 西中純一君「よろしくないですけど、しょうがないですね」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第91号から議案第94号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第91号から議案第94号までの4件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第91号から議案第94号までの4件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第95号和気町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） これは、先ほど言われたようにマイナンバーカードを請求すると2万円分ポイントが付与されるんですかね。要するに利便性を図るためにというふうなことなんですけど、聞くところによると和気町は結構取得してる人が多くて50%以上にどうもなってるというふうなことなんですけれど、これによって町として何か利点があるんでしょうか。町民にとっては、私はマイナンバーカードはいろいろと情報が漏れるんじゃないとか、個人情報。それから、今、健康保険証を病院で、そういう機能、マイナンバーカードを入れたら、それが保険証の代わりに使えるようにしようとしているということで、かなり機器の設置も進んでることも聞いてるんですけど、これに関しては、いろいろと病院のほうで問題が起こるということで、全国的には情報が漏れるとか、あるいは健康保険証が使えなくなる人が出てくるんじゃないか、高齢者でマイナンバーカードをつくるというようなことが難しいというところで、そういうトラブルがあるということで、今、いろいろな団体のほうでは、マイナンバーカードを強制するなというふうな、18万人のそういうインターネット署名も集まっているというふうなことなんですけど、全体として見て、今言う利益が町民にとってあるのか、それからまた町として財政上、何か優遇されるのか、その辺を教えていただきたいというふうな。いわゆる2万ポイントを入れる

と言っても、結局はもともとは税金ですから、何かそういう税の公平性としては問題があるんじゃないかと思えます。その辺、教えてください。

○議長（山本泰正君） 住民課長 鈴木君。

○住民課長（鈴木健治君） 町民の利便性の向上ということについてでございますが、窓口に来れば200円かかるものが10円で済むということと、午前6時半から午後11時まで、年末年始は除きますけれども、開いているということ、土日も開いております。そのあたりで、かなり利便性が高まっているというふうに考えております。

あと病院との、保険証との関係でありますけれども、これから進めていくことでありますので、そのようなことにならないように検討していきたいと思えます。

それから、ポイントについては、2万円分つくということで今はやっております。今年中にやれば2万円分つくということでございます。

（9番 西中純一君「財政上、何かええことがあったん」の声あり）

○議長（山本泰正君） 西中議員、この条例に関する質問にしてください。ちょっと飛び過ぎようところがあるかと思えます。

答弁できますか。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 今のところ、国のほうからマイナンバーの交付率に係る財政上の影響についての通知はございません。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 町長に最後にお尋ねします。そういう点で、リスクの問題です、情報が漏れるとか。それから、保険証をつくるのがなかなか難しくなる方も、高齢者、出てくるとか、そういう問題もいろいろと内包してるんですけど、町民にこれが優しいことなのかどうなのか、その辺どうなんですか。最後にお気持ちをお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） このマイナンバーカードは国の施策としてされています。それで、町民の方がマイナンバーカードを持ちたいという方がおられたら、その方にはそのようなお気持ちに沿ったことをしていくのが、町の行政運営であろうと考えています。今回、この10円にしたということは、普及も含めて、町民の方々が少しでも利便性が高まるのであればという思いでこのような形にさせていただきました。

あと情報が漏れるだとかということにつきましては、私、実際そのようなことがあったのかどうかということ承知をしていません。そのようなことが言われることは聞いてはいますけれども、承知をしていませんので、そのようによろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） この3点について、コンビニでやれば200円のもの10円でできると。ただ、これ、2年間限定ということですよ。ですから、この2年間限定というのはどういう意味があるのか。2年間たった場合は、また通常の200円に戻るのかどうか、この辺お願いしたいと思えます。

○議長（山本泰正君） 住民課長 鈴木君。

○住民課長（鈴木健治君） 失礼します。

2年間ということなんですけれども、これはマイナンバーカードの普及促進のためということについてございまして、2年の間で普及促進を進めるということで期限を絞っております。その後については、もうそのとき



の普及率等を考えて、そのときにまた考えたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第95号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第95号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第95号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第96号和気町教育振興基金条例の制定についての質疑はありませんか。

2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 74ページの第5条に、どういうことに充てるかというのが書いてあるかと思います。家庭教育とか放課後児童クラブに関しては、スポーツ等の、その「等」のところに入ってるということで対応できるような感じなんでしょうか。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

今のところ、具体的にこういった事業というのはまだ決めかねるところでございまして、教育振興に係るものに充てたいと。ということで、「等」を入れさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 分かりました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） すいません、第3条の2項、前項の規定に係る基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるとありますが、これ、今までも町の財政についてはこういうことをやっておると思うんですが、これ、どういうふうな有価証券に換えるというんですか、有価証券に換えて利益を生むようにするというのでしょうか。

○議長（山本泰正君） 会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 失礼いたします。

一定の金額が基金に、それなりの金額がたまりましたら、今も調整基金でありますとか、そういったものは国債とかそういったものに、利率等を見まして運用をしておるところでございまして。そういった意味で、ある程度、基金がたまりましたら、今、超低金利の時代でもございまして、ある程度、利益が上がることを見据えて、そういった国債でありますとか地方債のほうを購入いたしまして、運用に充てるのが可能になるような条文として記載をしておるところでございまして。

（5番 山本 稔君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） この積立ての第2条のほうですけど、基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定めるということで、まだこれ始まったばかりですけども、通常の平常ベースでいくと、年間二千七、八百万円ぐらいが想定されますけども、この意味合いは、金額をもうきちっとはできませんので、年度当初で約という形にして、あとの差異といいますか、上下半期で年2回、基金がありますわね。それをどういう形に、そ

このところもちょっと、事務的なことかも分かりませんが、そこのところを少し、年2回、倉敷市のほうから入ってくる、それを予算的には大体、予算ですから、ある程度推計しながらということですけど、その辺の差というのは、今度はあれですか、一般財政に行くのか、それでも差額が確定したら基金のほうに持っていくのか、それとも一部差額についてはもう、これは雑収じゃありませんけども、一般会計の歳入に入れるのか、その辺の、少し細かいですけども、お願いします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 一応予定してますのは、月額200万円程度を予定しております。来年度から運用開始ということで、教育振興のほうでこういったものに充てたいというのに対して、その財源とすると、残りを基金に積み立てるといふようなことを、今現在、考えております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（6番 居樹 豊君「分かりました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） もうちょっと聞かせてほしいんですけど、私の理解が。全額を基金には入れない。ここがちょっと。

○議長（山本泰正君） 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで11時15分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 教育振興基金の運用に関しまして、第1条でボートレースのチケット、和気町に納付された環境整備協力金の使途を明確化しということで、教育の振興等という明確で、来年度、令和5年度に関しては、入ってきたお金については教育に係る費用として活用のほうをさせていただこうと思ひまして、残金が生じた際には基金のほうに積み立てて、翌年度以降も有効に活用させていくというふうに、現時点で考えております。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 私は根本的に考え違いをしておりました。もう当然、この公布の日から二千数百万円が基金に入ってくると。基金に入ったものについて、学校関係、教育で使うというふうに理解をしておったので、ちょっと頭がすぐ回らないんですけど。だから、今、財政課長が言われたように、教育関係に使った残りを基金に入れる、こういうふうに、それも来年度はと言われとるから、再来年度はまた違うのかなというふうに聞こえるんですが、今、そういうふうな中でこういう条例を制定したいというもとの質問を、細かいですが6件させていただきます。

まず、1点目が、第3条第2項の前項の規定にかかわらずっていう、山本 稔議員が聞かれた国債等に運用されるということで答弁があったんですが、非常に初歩的ですが、これを決めるのは、財政課長、町長でしょうかというんが1つと、第5条の基金は、学校教育、当然学校教育ということであれば、中学校以下かなと思うんだ

けども、今、和気町は和気閑谷高校を魅力化ということで非常に頑張っておられるので、和気閑谷高校にも当然使われるのかどうか。

3点目は、余ったと言うけど、できるだけいろんなことに使われたほうが私はいいいと思いますけど、一義的には教育、これが一番でしょう。教育で残らなければ仕方がないんですが、この名前にもあるように、環境整備協力費、これはたまたま倉敷市がつけた名前なんで、それにどうこうということはないんですが、荒廃地だとか、農業振興とか、その辺が二番煎じで、有効に使われたほうが、基金として積立てていくよりは、もし単年度で全部使わなあかんというようなことであれば、されるほうがいいのかなというのが3点目。

それから、4点目は、第6条、ここの文章が私が理解できないので説明してください。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、ここがよう分からん、繰戻しというんがよう分からんですけど。それから、期間及び利率を定めて基金に属する現金を、これ歳計現金というんかな、こども分からんですけど、に繰り替えて運用することができるという書いている。ここが、簡便な言い方をさせていただいて、私がよく理解できない。それから、第7条、この条例に定めるもののほかって言うてもあまり細かく規定はされていないんですが、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとするのは、これは、今見せてくれというわけじゃけど、そういうことはもうできとんでしょうか、町長が定めるとするのは、都度、何かあったときに町長が決めるということなんでしょうか、そのあたりと、最後は、来年度はとおっしゃってたけど、附則のところ、この条例は公布の日から施行ということなんで、これが来年度4月1日かなという、ここは確認です。だから、4月1日以降の売上金の1%が月々入ってくるのか、半年ごとなのか、年間で入るのか、そのあたりを教えてください。

以上、6件、お願いします。

○議長（山本泰正君） 会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 神崎議員の御質問にお答えいたします。

運用については誰が決めているのかという御質問でございますが、こちらについては、総務課長、それから財政課長、それから私、会計管理者と、基金の運用に関係する職員で資金運用の会議をしております。そちらのほうで年間の運用方法、購入するとかしないとかということを決めまして、もしいい利率の国債等が出てきました場合には、町長までの決裁で起案のほういたしまして、御同意を得ることができましたならば購入に充てるというふうなことをしております。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

2点目の和気閑谷高校の魅力化に使うことができるのかということですが、こちらの第5条の処分のほうに「等」という言葉がございまして、和気閑谷高校の魅力化支援事業に使いたいと考えております。

それから、あと余った場合です。そのほかの教育以外にも使うべきではないかというふうな御質問があったと思いますが、あくまでも教育振興に充てるための目的としてこの基金を設置しておりますので、教育振興等の中で活用したいと考えております。

○議長（山本泰正君） 会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） お答えいたします。

第6条の財政上必要があると認められたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるということの意味でございますが、こちらのほう、一時的に歳計現金、いわゆる一般会計でありますとか、一時的な資金不足等が生じた場合、こういった基金を歳計現金、いわゆる一般会計等に一時的に繰入れをして運用する場合がございます。その場合、確実な繰戻しの方法といいいますのが、交付金等で一般会計にそれなりの資金が入ってきた折には、現在の普通預金で運用されておる利率等を上乗せをして、また再度、その歳計現金に回した現金を基金のほうに戻すことができるというようなことでの第

6条で条文に定めておるといふことで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

第7条の委任の項目でございますが、町長が別に定めるといふことでございますが、今、具体的にこれこれを想定してといふことで定めたものはございません。ここに規定したもの以外で、運用上、何らか問題等が生じた場合には別途町長が定めるといふことでございまして、具体的なものはございません。

あわせて、附則でございます。この条例は公布の日から施行するといふことでございますので、今議会で御議決をいただいた後に、早い時期にこの条例については執行したいと。取りあへずこの議決をいただいた後、速やかに基金は設置をいたします。その基金に積立てるとかといふお金の動きといふのは、来年度、令和5年度以降といふふうを考えております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（4番 神崎良一君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 混乱してんですが、まず第2条、一般会計予算で定めると、この積立額を。といふことは、年度初めに幾ら積み立てるんです。さっきの教育次長の話では、教育振興に使った残りを積み立てると言われましたが、年度初めにいきなり残りがあるんですか。この辺、もう一回教えてください。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

予算ですので、予算として計上するといふ意味です。幾らあるといふことではなくて、予算として幾ら残る見込みといふことで予算計上をさせていただくといふものでございます。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） そうしましたら、教育振興に幾ら使うかといふのも、当然予算で組まれるんですが、ちょっと分かりにくいですね。やっぱり、倉敷市から整備協力費として入ってくるものを、これ、そのまま基金にしておけば、幾ら何に使ったかといふのが分かりやすい、ひもがついてますから。お金っていうのは色がついてないので、教育振興に使った残りと言われても、全部使ったと言われればそれまでです。教育振興の予算といふのも別途、いろいろあるんでしょうけれども、お金の色がついてないといふところで、残りを積み立てるといふの、その発想がいまいち分かりにくい。私の意見としては、もう倉敷市から入ってくる協力費、全て丸々基金にしたらいんじゃないのかなと思ひますけど、いかがでしょうか。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

今西議員の御指摘といふか、御質問の趣旨といふのは我々も十分理解はできるところでございますが、具体的に、これは予算編成上の技術的なものといひますか、例えば歳入で言いますと、倉敷市のほうからいただく環境協力金として2,000万円歳入があります。片や、それを基金に積むとすれば、基金からまた2,000万円繰り入れますといふ、同じお金を予算書に2度計上するようなことになってまいります。そういったこともありまますので、その当該年度に具体的に用途が定められているものは、基金を経由することなく直接執行、歳出予算に組むといふような考え方に立っております。

（1番 今西宏康君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第97号和気町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 76ページのところで、自動車等というのが、説明が第2条第1号にあるんですが、第二種原動機付自転車というのは、50ccを超えるバイクとかが対象になるということのようですが、ということは50cc以下の49ccとかのバイクとかスクーターとかは、そのあたりはもう対象にならないということで進めていくということよろしいんでしょうか。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

第2条第1号のところに第二種原動機付自転車というのは、今、議員御説明のとおりでございます……。すいません、ここは確認をして、改めて後ほど報告をさせていただきます。すいません。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（2番 尾崎智美君「後で大丈夫です」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 意味が分からないので説明してほしいんですが、第11条第3項、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないというのがありますが、これ、どういうことなのか、御説明をお願いします。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） この項目は、調査権を付与するということではありますけれども、警察の事件捜査等に関するような、そういった調査権が認められているものではないよという意味合いの規定でございます、我々が調べ得る調査の範囲には、そういったものは含まれないよということの規定でございます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ほんなら、犯罪捜査は警察のほうが行われるので、そういう捜査でなしに、車を特定するとか、所有者を特定する、そういうふうなことに限るといいますか。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議員おっしゃられるとおりでございます。ナンバープレート等があれば、陸運局等への照会、こういったものは我々にもできますので、そういった調査に限られるという趣旨でございます。

（5番 山本 稔君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） この条例、条文は、条例というたらこういう細かく書くもんじゃから、このことを一々言いません。この条例をつくるきっかけというのは、私の推察するところでは、駅南の170台の駐車場がございます。それに今も2台放置されてますけれども、前回もあつたけども、4台ほどありましたけども、2台ぐらいが撤去、今現在2台ということが、現に今ありますけども、これがきっかけだと思います。それはそれで、こういうのをつくって、きちっとあれは線を、もうこれ、駐車場ができてからずっとぐらいありますから。それをやってもらおうということで、条例制定は結構なことですけども、その他、実際、あとこの条文では和気町の公共施設ということで、他にそういう状況を把握はされてますか、現状。特に今現在そういうのはありませんと、あくまでも実際はもう駅南のあの2台をというのか、現状把握はされてますか。他の公共施設の放置自動車等。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 駅南の町営駐車場以外では、中央公民館、こちらの駐車場のほうにも該当物件があるというふうに伺っております。

○議長（山本泰正君） よろしいか。

（6番 居樹 豊君「よろしい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） すいません、忘れておりました。この条例は、土地所有者の方が、よその人がうちの土地へ車を置いて放っとなじやということもオーケーということですか。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

土地の所有関係でございますが、民地、個人所有の土地への放置車両については、この条例については対象としておりません。あくまで対象としておりますのは、町有地と国、県の、80ページです。第24条でございます。当然その土地の管理者、国、県の土地であればその管理者が当然すべきではありますけれども、国、県等の所有しております物件についても、必要があれば町のほうでこの条例を適用して対応ができるようにということにはいたしておりますが、国、県、町以外の民間所有の土地については対象としておりません。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 2点、質問します。

今おっしゃられた公共施設、道路、公園、河川、公営住宅、町営のもの、プラス県、国が管理する土地、土地というか場所に置かれて、2週間たったら放置だということになって動くということになつてくるんですが、該当の箇所に防犯カメラはどのくらいありますか。が1点と、この第2条第2号の放置という定義がありますけど、自動車等が、正当な権原に基づくことなく、公共の場所に14日というものなかなか難しいし、仕事が増えることだなど思うんだけど、何か効果的なのか、ある程度、それは2週間というても2週間じゃなくて1か月になったり1年になって分かったとか、ほかの方からの通報でということになると思いますが、このあたりが非常に運用面、難しいのかなど。もし今の現状で何かいい方法があれば、それも教えていただけると。要するに防犯カメラなんかがあると、定期的に、月1回見るとかすりゃあ、分かりますから、大体。というようなことで、特に駐車場、今現在2つ、それから中央公民館ということなので、特によく置かれる便利のいい辺は、防犯カメラがあれば、それでもって14日間放置だというようなことも簡単に分かるしと思っております。そのあたりで、今後、そういうことをされたくないの、それからそうなった場合も早く見つけて早くコンタクトしてやらないと、何年も放置されると、あとの手間暇、負担が物すごいものになるので、そのあたりを心配して言っております。

以上、2点、お願いします。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 恐れ入ります。公共施設等への防犯カメラの設置場所、設置数等については、今、手元に資料がございませんので、申し訳ございません、どういった場所にカメラがあるかというのは確認をしております。

それと、放置自動車の定義の中で14日以上というのは、放置自動車を認定するのにある一定の期間として14日を設定したものでございまして、管理する職員、あるいは一般の方からの通報があれば、そこからということになるかと。一応、何らかの基準が要るところで14日というような設定になったものと理解をしております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（４番 神崎良一君「それなら結構です」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第９６号及び議案第９７号の２件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第９６号及び議案第９７号の２件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第９６号及び議案第９７号の２件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第９８号和気町土地改良事業等分担金徴収条例の制定についての質疑はありませんか。

１番 今西君。

○１番（今西宏康君） 議案第９８号から議案第１００号までが一連の議案だということで、８８ページにその考え方というか、これだけでもまだ分かりませんが、そもそもこれをしなきゃいけない問題っていうのはどういうことだったのかというのが聞きたいです。都市建設課長にお伺いしたいのは、今回、この条例をつくったり規則をつくったりという、その背景です。今までどういう問題があったのかというのを教えてください。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

まず、この改正の経緯になったというものでございますが、８８ページの上にある県の条例改正が発端といたしますか、県の条例改正を入れなければ４％の上乗せが、条例改正をしなければ４％上乗せをしないというものを受けて、条例等を精査していたところ、農林関係等につきましては、合併当時、条例等をつくっておりますが、２つの条例でこの負担金を運用しとったという形になります。ちょっと見にくいという形で、私どもも弁護士に法律相談をさせていただきました。そうすることによって、もっとスムーズな運用の仕方ということで、整理をしたほうがいいですよということで、１つの条例と１つの規則に基づいて、町の施行する農林の関係、県が施行する農林の関係、それともう一つが議案第１００号の国土交通省所管の土木関係の３つの３本立てでやったほうが今後整理がしやすいということで、県営事業のため池を発端としまして、全体の体系の見直しをさせていただいたという経緯でございます。

（１番 今西宏康君「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第９９号和気町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第１００号和気町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についての質疑はありませんか。

９番 西中君。

○９番（西中純一君） 例えば堅町、急傾斜地、今、県の事業としてやってる、そういうのは該当にはならないですかね。もう一遍、それだけお願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼します。

この条例につきましては、急傾斜地、豎町をやっておりますが、町の施行の分でございます。県の分につきましては、以前からいただいております。ですから、県へはあくまでも大きな事業になってきますので、公共性が非常に高いということで、豎町についても負担金はゼロということでございますので、こちらの条例に豎町のほうは入ってこないということでございますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

（9番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第101号和気町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なし認め、議案第98号から議案第101号までの4件の質疑を終わります。  
お諮りします。

議案第98号から議案第101号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第98号から議案第101号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、議案第102号から議案第111号までの10件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第102号から議案第111号までの10議案につきまして提案理由を説明いたします。

議案第102号の令和4年度和気町一般会計補正予算（第7号）についてであります。この補正は既定の予算に3,989万3,000円を追加し、予算総額を92億8,488万6,000円とするもので、主な内容は、歳入においては償却資産に係る固定資産税の追加、子ども・子育て支援交付金に係る国庫補助金及び県補助金の追加、財政調整基金繰入金の減額等で、歳出では人事異動に伴う職員等給与費の補正、学童保育事業費の追加、家庭の省エネ対策加速化事業補助金の追加、観光費の追加、住宅リフォーム補助金の追加等を行うものであります。

次に、議案第103号の令和4年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算から500万6,000円を減額し、予算総額を19億7,492万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では県補助金の減額、繰入金及び国庫補助金の追加、歳出では職員人件費、委託料及び保健事業費の追加等を行い、予備費で調整するものであります。

次に、議案第104号の令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は日笠診療所勘定の歳出において人件費を追加し、予備費で調整するもので、予算の総額に変更はございません。

次に、議案第105号の令和4年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は保険事業勘定では、既定の予算に927万1,000円を追加し、予算総額を18億5,989万9,0



00円とするもので、主な内容は、歳入では国・県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金の追加、歳出では職員人件費及び保険給付費等を追加し、予備費で調整するものです。サービス事業勘定では、既定の予算に92万円を追加し、予算総額を1,232万円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金の追加、歳出では職員人件費を追加するものであります。

次に、議案第106号の令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は歳出において人件費を追加し、予備費で調整するもので、予算の総額に変更はございません。

次に、議案第107号の令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算に150万円を追加し、予算総額を10億8,546万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では雑入として県補償金を追加し、歳出では人件費、雨水排水機場の電気代、入田橋中継ポンプの操作盤移設工事費を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第108号の令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算に200万円を追加し、予算総額を3億638万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金を追加し、歳出では人件費、消費税、終末処理場の電気代を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第109号の令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算から3,058万5,000円を減額し、予算総額を3億5,368万1,000円とするもので、主な内容は、歳入では事業収入等を減額し、歳出では管理運営費の人件費、需用費等を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第110号の令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は収益的支出において11万円を追加し、予算総額を8,308万2,000円にするもので、主な内容は人件費を追加するものであります。

次に、議案第111号の令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は収益的支出において799万3,000円を追加し、予算総額を2億257万円にするもので、主な内容は、配水施設の修繕費の追加、人件費の追加をするものであります。資本的収入においては5,600万円を追加し、予算総額を2億1,826万5,000円にするものです。資本的支出においては5,600万円を追加し、予算総額を2億4,455万3,000円とするもので、主な内容は石生配水池増設工事に伴う企業債及び工事請負費を追加するものです。併せて継続費の総額を2億4,130万円とするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明させますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第102号から議案第111号までの10件、順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第102号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第102号説明した。

○議長（山本泰正君） 住民課長 鈴木君。

○住民課長（鈴木健治君） 議案第103号・議案第104号説明した。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 議案第105号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第106号・議案第107号・議案第108号説明した。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 議案第109号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第110号・議案第111号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第102号から議案第111号までの10件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

まず、議案第102号令和4年度和気町一般会計補正予算（第7号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第102号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第102号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第102号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第103号令和4年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第104号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第105号令和4年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第106号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第107号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第108号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第103号から議案第108号までの6件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第103号から議案第108号までの6件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第103号から議案第108号までの6件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第109号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） これ、もう明日、特別委員会ありますんで、細かいことは結構ですけども、一言、明日に備えて、この数字は予算上分かります。過去に経営改善策、その辺が具体的に見えてこない。もう議論するよりも、もうあと実践、行動あるのみということで、その辺を明日の委員会のほうでは町のほうの姿勢といいますか、コロナ絡みでということは、いつまでもコロナコロナとは言うておられんので、コロナとどういう共存した形で収益見通しを立てていくかという、基本的なところで、表面的なことじゃなしに、本当にそもそのところを、明日の委員会のほうでは期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 答弁はよろしいな。

（6番 居樹 豊君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第109号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第109号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第109号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第110号令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第111号令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第110号及び議案第111号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第110号及び議案第111号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第110号及び議案第111号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、議案第112号町道路線の認定についてを議題とし、提出者の説明を求めま

す。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第112号について提案理由を説明いたします。

議案第112号の町道路線の認定についてであります。道路法第8条第1項の規定により、町営団地5号線ほか1路線を新規認定したく、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明させますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第112号の細部説明を求めます。

都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第112号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第112号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） 271ページのこれ見たら、もっと実際の道になるところは縦とか横、まだあるような感じに見えるんですけど、取りあえずこの赤と青のこの区間だけということ、後ほどまた認定が増えるということなんですか。その辺はどんなですか。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

この赤の道路と水色の道路で示している部分で最終でございます。この町道沿いと、今既存の町道沿いに敷地に沿って建つということで、今回で敷地造成が完成するというものでございます。

（9番 西中純一君「分かりました。既にもうあるということですね」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第112号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第112号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第112号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（山本泰正君） 日程第8、請願第4号及び請願第5号の2件を一括議題とします。

まず、請願第4号学校生活において内閣、文部科学省、厚生労働省の方針に則ったマスクの自由化や黙食の緩和が徹底されるよう求める請願書についてを議題とします。

これから請願第4号の紹介議員であります尾崎智美君から説明を求めます。

2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） それでは、説明をさせていただきます。

学校生活において、内閣とか文部科学省、厚生労働省が出しておる方針にのっとったマスクの自由化とか黙食の緩和が徹底されるようお願いしたいという内容でございます。

黙食に関しては、緩和していくのがよいのではないかというふうなことがもう言われておりますので、そのよ

うに従っていただきたらと思っております。大人はもう既に食事のときも、大声ではなくても普通のおしゃべりは当たり前のようにしとりますが、学校ではいまだにちょっとでもおしゃべりしたら先生から注意されるような状況が続いておりますので、普通に、大声を出さずにおしゃべりするぐらいはいいだろうということで、そのほうが子供の教育上にもいいだろうということで、そのような方針になってるかと思っておりますので、それが徹底されるようにということです。

それから、マスクに関しても、状況に応じてというふうなことも言われておりますので、外で体育をする場合ですとか、それから状況によって、もう全然しゃべらないような筆記試験とか、そういったところから徐々に、マスクをするもしないも、もう本人の自由ということでしていただくようお願いできればと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（山本泰正君） これから請願第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

尾崎君、御苦労さまでした。

次に、請願第5号何処の中学生も自由にクラブ活動ができるように求める意見書の提出を求める請願書についてを議題といたします。

これから請願第5号の紹介議員であります山本 稔君から説明を求めます。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、何処の中学生も自由にクラブ活動ができるように求める意見書ということで、趣旨としては、今書いてあるように、各体育の項目において、全国の中学生の体育大会の要項がございます。その要項が、現在の都市部では有効に行われていると思っておりますが、地方では実情に合っていないということに、今なってきております。また、職員の働き方改革によって、その職員の働いていた分を地域のほかのところに負担をかけるような内容で、クラブ活動とかの地域移行になっております。これをもう少し見直していただいて、中学生が、今現在では部活をしたくても部がない、部をつくってくれないということがございます。そういうことのないように、したいと思ったらその地域でできるような方向で進めていただきたいというのが趣旨でございます。そういうことによって、改善を早急にしていきたいというのが、この要望書でございます。今、クラブ活動は地域移行になっておりますが、地域移行になる前に、もう既に弊害が出ていますので、早急にその制度を改革して、すぐにでも何かいい方法でクラブ活動ができるようにしてほしいというのがお願いでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） これから請願第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） この請願2件につきまして、総論的に特にございませんけれども、参考までに、この請願第5号のほうは、法人、個人は問わず、この方については個人という資格でというふうに理解しとんですけども、個人じゃ駄目だということじゃなしに、その辺のこういう団体の場合は、ほかの請願の仕方として、和気町の、例えばスポ少とか、何か一つ公的な、そういうところの方法もあつたんかなという感じが、素朴な質問ですけど。

それと、これは岡山県下でも、これ、今、部活関係は私も、この前、教育委員会の傍聴に行きましたけども、今そういう問題を抱えとるけども、岡山県下の27の市町村の中でこういう動きを、というのをなぜ聞くかという、タイミング的には今がこういうタイミングなのかどうか、少し私も分かりませんと思うて。せっかく和気

町議会として出す以上、国のほうへ、内閣総理大臣に出すんで、その辺の感触、紹介者じゃなくても事務局のほうでもある程度把握しとんであれば、併せて教えていただきたい。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） これについては、地域のスポーツ少年団とか、そういうクラブとか、そういうところからの意見はいただいておりますが、一指導者として、個人がそういうことを思っているということを出していただいております。この方、体育指導員みたいな、免許を取りに行くとき、よその中学校とかの意見も聞いているそうです。同じような悩みを持つところが多いということで、私もそういうことを常々感じておりましたので、早急にしたほうがいいということで、この時期になったということをございます。今の時期にしていかなないと、来年度に変更するという事にならないということで、今の時期になったということで御理解いただければと思います。

○議長（山本泰正君） 他の市町村の動きが分かれば。

○5番（山本 稔君） 他の市町村は、もうこういう動きは今のところ聞いておりません。ただ同じような悩みは持つてるといのは聞いております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 2項目めの教職員の働き方改革ということが要望されているんですが、これは職員数などもっと検討してとあるのは、具体的に、いわゆる教職員を増やせという意味なんでしょうか。それとも今、地域の、民間の人を動員してクラブ活動を維持しようという、何かそういう指導が文部科学省から出ておるやに聞くんですけども、それとのすり合わせといたしますか、ちょっと教えてください。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 国のほうからクラブ活動の地域移行ということが出ておりますが、職員数が、今、子供の人数が少なくなってるので、職員の数も減っています。それで、その減っている職員の中で今までクラブ活動していたので残業が多くなって、それで職員の働き方改革でそういう残業を少なくしようということで、地域移行に持っていきようになっています。ですから、その残業分は地域移行に全部投げて、自分らの職員の中で改革はしないと。もう、少し職員を増やして、今までやってきたクラブ活動とかの負担を職員数で少し軽減する、そういうことも混ぜて、それで地域とやれば、地域移行に全部投げられると地域の人は大変困るということで、こういうことを取り上げていただいております。

（1番 今西宏康君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） 山本 稔議員に聞くんじゃなくて局長に聞くんですけど、先ほどの質問は、個人で国に出すよりは団体名で出したほうがいいんじゃないですかということじゃから、そのことに関して、局長はどういうふうに思われとるか。個人で出して、和気町議会が仮に通って、きちんと国が対応してくれるんかというような心配があって、そういう質問があったんじゃないかと思う。できたら団体名で出したほうが有効んじゃないですかということじゃから、大富さんじゃったんかな、何かの団体名でもこしらえてから出すとかというたほうが、個人名でも大丈夫なんですかということ。自分もそれを聞きたい。

○議長（山本泰正君） 事務局長 則枝君。

○事務局長（則枝日出樹君） 請願を出すことに個人で提出されて、賛同された議員がおられるということは何ら問題ないです。ただ、意見書として、今後、国のほうへ出すとあれば、先ほど議員が述べられたほうが適当か

という意見もあると思いますが、個人が駄目ということは事務局としては言えませんので、この状況で審議していただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） ほんなら、山本 稔議員に聞くんですけど、何とかならんのですかね、団体名というの。多分、私が国の人間でも、何なら個人の名前で来とるがなというような話。幾ら和気町議会がオーケーを出してもそういうふうに思われるんじゃないかなというふうに思うんで、そこを心配するわけです。やられることはいいことだと思うんですけど、その重みが心配なんで。それで局長はオーケーということなんじゃけど、本気で考えてくれるかどうかという心配があるから。それを何とかならないんですかということですよ。

○議長（山本泰正君） 意見書は議会名で提出になります。請願は個人という流れになりますんで、ちょっと説明が悪かったというんか誤解を招いとる部分があるんじゃないかと思いますが、個人から出たものも、議会が通れば和気町議会として提出するという流れになりますので、御了解願いたいと思います。

（11番 当瀬万享君「いやいや、そうしてあげてください。何とか通るように。終わり」の声あり）

よろしいですか。

（11番 当瀬万享君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

山本君、御苦労さまでした。

請願第4号及び請願第5号の2件を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議方よろしくお願いいたします。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

本日午前中に、尾崎議員から御質問いただいております議案第97号の放置自動車に関する条例の中で、議案書で言うと76ページにあった中で、この条例では自動車と第二種原動機付自転車が書いてあるが、第一種の50ccのバイクはいかがかというようなお尋ねであったかと思いますが、この件につきましては、平成26年の条例第14号で和気町自転車等の放置防止に関する条例といったようなものが既にございまして、こちらの中で自転車並びに道路交通法に規定する原動機付自転車というようにすることで、こちらの条例で対応ができるようになっております。回答が遅くなり申し訳ございませんが、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が予定されております。また、特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、御出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後2時11分 散会

令和4年第6回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 令和4年12月13日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年12月13日 午前9時00分開議 午後0時01分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 今西宏康	2番 尾崎智美	3番 從野勝
4番 神崎良一	5番 山本稔	6番 居樹豊
7番 万代哲央	8番 広瀬正男	9番 西中純一
10番 安東哲矢	11番 当瀬万享	12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町長 太田啓補	副町長 今田好泰
教育長 徳永昭伸	総務課長 永宗宣之
危機管理室長 河野憲一	財政課長 海野均
まち経営課長 寺尾純一	税務課長 豊福真治
住民課長 鈴木健治	生活環境課長 山崎信行
健康福祉課長 松田明久	介護保険課長 井上輝昭
産業振興課長 新田憲一	都市建設課長 西本幸司
上下水道課長 田村正晃	総務事業課長 岡本康彦
会計管理者 清水洋右	教育次長 万代明
学校教育課長 國定智子	
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付議事件等	結果
日程第1	一般質問 1. 6番 居樹豊 2. 5番 山本稔 3. 3番 從野勝 4. 1番 今西宏康	



午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従いまして、6番 居樹 豊君に質問を許可します。

6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問に入ります。

まず、第1ですけども、草加町政から太田町政に替わりまして、約8か月経過しました。町民の皆さんの声を代弁しながら、本日は1番目に町役場の組織体制の強化についての考え方をお聞きしたいと思います。

まず、町内を、私、結構昼も夜も徘徊しておりますけども、役場へ来ますと、町民の声として、職員の皆さんは一樣にパソコンに向かって忙しそうに仕事をしているのだというようなことをよく耳にいたします。これ、私じゃなしに町民の方が言われます。時折あります。職員の皆さんは、基本的に真面目に仕事に取り組んでおられるということは十分承知しております。ただ、人口減少下の中で、税収も減り、今後、町民負担を増やすことも難しい状況であります。多くの町民の声として、役場職員の総数も、人口減少に応じて新規採用等を抑制しながら、少数精鋭の職場組織をつくる必要があるということをよく聞かれます。皆さん方も、多分そういう声を耳にすることがあると思いますけども、そういう状況の中で、以下の要旨にありますように、まず1つは業務遂行に当たっての組織課題、組織見直しの必要性、配置人員は適正かと、それから人材育成と活用、これについての、まず総務課長のほうから全体的な考え方をいただきまして、再質問でまた議論したいと思います。

○議長(山本泰正君) 総務課長 永宗君。

○総務課長(永宗宣之君) 失礼をいたします。

それでは、居樹議員の役場組織等の強化見直しについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の業務遂行に当たっての組織の課題は何かについてでございますが、地方分権の進展、地方創生、人口減少、移住推進への対応、安全・安心のまちづくりへの取組など、年々新たな事務事業が増える状況下にありまして、合併以来、財政的なこともあり、200名弱の職員数を維持してきておるところでございます。組織、人員体制の見直しも行いながら、限られた現有人員の中で日々の事務を進めるといったような状況にありまして、将来の重点課題、戦略的施策に向けての実施体制の構築、要員確保といった部分については、課題もあるものと認識をしております。

次に、組織見直しの必要性をどのように考えているかの御質問についてでございますが、役場組織については、これまでも行政ニーズの変化や業務量の変化に対応するため、近年では、危機管理室の創設、企画、地方創生を担うまち経営課から財政部門の分離、移住推進室の創設など、随時見直しを行ってきているところでございます。来年度、令和5年度におきましては、子育て支援に係る部署を設け、専従の専門職を配置し、妊娠期から

出産、育児について、総合的に支援できる体制の整備を予定いたしております。

今後におきましても、時代の変化、行政需要の変化に柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の配置人員は適正かについてでございますが、職員の配置人員につきましては、毎年度、人事異動に際し、業務量等を勘案し、職員からのヒアリングなども踏まえて、その適正配置に努めているところでございます。年度途中におけます育児休業、あるいはその他、休職者等への対応につきましては、そのときに即時になかなか補充手当てができず、年度末まで欠員状態のまま、その業務についてはほかの職員が補い、その職員に負荷がかかるといった事態が発生している状況もございます。

次に、4点目の人材育成と活用は十分に図られているかについてでございますが、人材育成は、役場に限らず、企業、団体、いずれにとっても重要かつ難しい課題であると思っております。外部機関におけます研修や講師を招いての研修会は、専門知識の習得や他団体の人との関わりの中での気づきの機会となり、有意義であるというふうに思いますが、やはりOJT、職場における研修、職場における上司、先輩などから実務を通しての知識、経験、技術の伝達、継承、職務への取組姿勢などの指導が重要であると考えております。管理監督者は特に、人材育成の必要性、重要性を認識し、部下、同僚と行う通常の業務こそが人材育成の場であるとの意識を持ち、日々の指導に取り組むことが必要であると考えます。また、業務遂行を通じてともに味わう達成感や充実感、意欲、探究心の向上につながりまして、職員個々人の資質の向上、組織力向上に資すると思っておりますので、そういった環境づくりに配慮することで、人材育成を今後も進めてまいりたいと考えております。

先ほどの議員の御質問の中にございました、役場の組織は総数抑制、少数精鋭というフレーズがあったかと思っております、当然、職員の資質を向上させる少数精鋭ということ、その言葉には、私といたしましても共感するところでございます。最も当然であり、重要なことであるというふうに考えております。

また、もう一点の総数の抑制についてでございますが、人口が減少していけば、それに比例して職員数も少なくても大丈夫だろうという捉え方、考え方というの、当然こちらでも理解はできるわけではございますが、小さな自治体と言いましても、各種サービス、それぞれ住民福祉に対して事務事業、サービスを少なくするといったようなことにはつながりません。各種メニューに対応する必要がございますので、人口減少の比率と比例する形で職員数の減少というのは、一朝一夕にはなかなか難しいのかなという思いは持っておりますが、体制として、その方向を目指すというところに異論はないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、一通り御答弁いただきました。この問題は、8年前の初当選のときから何回もお聞きしましたが、あまりそのときの答弁とそんなに変わってない。よく言えば模範的、悪く言えばあまりにも一般的という形でありますので、あえて私がここで私自身の考え方というのを述べさせていただきたいと思っております。

まず、こういうことを質問したということは、これ裏腹に、組織課題があるのはあるけれども、総務課長のほうから具体的にこういう問題もということぐらいは少しは聞いたかったというのが本音でございます。それから、組織の見直しの必要性、これ、私はこれからの和気町の重点目標といいますか、まず人口減少対策というのは言わずもがなですけども、そのほかにも子育て支援という大きな課題、これも全て人口減少に起因するんですけども。それから、もう一つ、私は個人的に今まで一般質問で何回も同じことをやりましたが、観光振興、こういうこの3つ、これぐらいを中心にやってもらいたいということから、私は組織の見直し、それについては、そういう重点施策をやる場合は、人の配置をしないとなかなか、仕事の体制を整えないと仕事に取りかかれない。そういう意味で、新年度に向けて、子育て関係の組織づくり、前にちょっとそういうことをにおわされたことがありますけども。それと、私は観光施策ということで、所管は産業振興課ですけども、あそこに今、商工

観光係がありますけども、あるだけで実際の、機能的にもう少し人の配置も含めて。それから、これについては、地域おこし協力隊員が今、和気町に6名おられますけども、その辺も、人の動きが難しければ、地域おこし協力隊を例えば産業振興課の観光のところに配置するという、そういうことを含めての組織見直しの必要性というのを考えてほしいということで、私自身の個人的な考えですけども、執行部からそういう具体的な話をお聞きしたいというのが本音でございます。

それから、配置人員、これも仕事の関係で、先般、町長からお話があったかも分かりませんが、職員の配置に当たっては、関係課長に聞きますと、どうしても自分のところは今手いっぱいだというようなことが、うちは余力ありますからという声はなかなか出ません。しかし、これは各担当課長がどうこうという意味じゃなしに、これは町長、副町長、トップのリーダーシップで、きちっと平素の仕事の質、量を見ながら、これがトップの仕事で、それをきちっと適正配置するのが、言葉としては適正、今現在も適正配置でしょうけども、それじゃあ前進はありません。現状維持は後退を意味しますんで。物事は、現状を肯定じゃなしに、現状を否定するぐらいじゃないと、新しい発想は出てこないと思います。そういう意味であります。

それから、4つ目は人財育成、これ、皆さん気づいとると思いますけども、人財の財は財産の財と書いてますけども、これは駒じゃありません。材料じゃありませんので、人財ということで、これも言葉としてはOJT、言われました。本当に一番大事なのは、外部研修、オフJTよりも日常の職場の課長の指導が一番大きいと思います。その辺が、私は日々つぶさに見てませんので。ただ、町民の皆さんから聞くと、役場へ行っていろいろ聞いても、なかなか的確な答えが出てこないというの。それから、人の異動も激しいし、なかなか、職員そのものが町民から見て、そういうことを私に言われるから、まあそんなことはないと思いつつも、そういうのが実情なんです。そういうところというのは、本当の今の生の、みんなで褒め合うとかというんじゃなしに、こうこうじゃということでもしとかなないと物事に進歩がないんで、そういうところが、私もこの4年間、もういろいろ耳にしました。公式の場でなかなかこういうことは一般の方は言いにくいかも知れませんが、やっぱり私らが聞くのは本音を聞きますので、そういうことを含めて、総務課長、今のこの4つ、観点から言いましたけども、それについて、総務課長のほうの考え方を再度お願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

議員のほうから、例えば観光であるとか人口減少対策、移住のあたり、こういったところに重点的に、戦略的に職員を配置してはどうかというような御提案であろうかというふうに思います。

私のさきの答弁にもございましたように、現状のところは、今の固定事務で現状の事務が手いっぱいのような状況で、先ほどの答弁にありましたように、将来、重要施策に重点配置ができるような状況にはなかなかないといったあたり、ここらが我々としても課題であるという認識をしております。そういったところで、例えば産業振興課から観光部門だけを独立させて専従職員を置いてということまでは、今の現状ではなかなかいっていませんけども、今は和気美しい森の事業に協力をいただけるような協力隊員の配置もしたりしております。また、移住のあたりには、正規の職員枠とは別にはなりますけども、移住推進員を配置し、あるいは移住と、あと町のPR、情報発信のための協力隊員を配置する等の手当てをしております。こういったところで、今、御提案いただいたようなところをより充実する形で、今後の和気町の将来課題へ重点的に注力、取り組んでいくと、こういったような体制もどうにかして構築をしてまいりたい。既存の事務を整理する中で、そういったところに人を割くといったような方向に向けて検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 町村の場合、今、新しい業務というのはいつも聞いてます。確かにいろんな業務が自治体のほうにはかぶせとるということ、それとは逆に今度はコンピューター化しながら、かなり事務的なことは簡

素化されてます。そういう意味で、仕事が増えとるとというのは、いつも私も耳にしとりますし、当然そうなんでしょう。ただ、事務の簡素化というんか、そういうこともされてますんで、そういう中でやっぱりということで、もうそれ以上、このことについては言いません。

それから、具体的に、私、この時期というのは、来年4月に向けてこういうことをやるとすれば、もう新年度に、今からでも、あまり早くはないけど遅くもないかというぐらいで、4月に向けて組織体制を。なぜかと言うたら、旧体制ならともかく、新しい太田町政ということがありますんで、このタイミング、これ、やっぱりタイミングが大事ですから、いつでも言うたらええもんじゃないんで、この時期にやるしか、来年の3月に言ようたんでは遅い。だから、きちっとそういうことも含めて、私が今提言させてもらった、先ほど3つありましたけど、移住推進室は今ありますわね。それから、今、私が考えたのは、子育ての支援室みたいな形のものを、具体的に言わせてもらえばそういうことが必要かなと。新しい課をつくるとかというんじゃないしに、中に。それから、専従体制というんか。それから、観光推進室とか、例えばの話ですけど、そういうことを3つぐらい、今1つありますけど、あと2つぐらいはそういうことを、町としても内外に町の仕事の体制を示すということも必要だと思えます。ただ組織をいじくりゃあええというもんじゃありません。そういうことをあえて申し上げます。

それと、産業振興、和気美しい森、今、佐藤君が、彼は来年の8月で満期ですけども、その辺も、あとの問題とか、私は和気美しい森はこれで続けるならば、後の人もお願いして、もし職員の課間の異動が、配置人員の見直しができるのであれば、今からでも遅くないから、そういう部署に、今の子育てとか観光なんか、こういうところへも地域おこし協力隊をとという考え方もなくはないと思います。そういう泳ぎのやり方があります。これ、うまく活用すると、自主財源もほとんど使わなくても済むような形の仕組みでしょうから、他の自治体もうまくこれを活用してる。その辺はどんなかなというのもあります。

それから、適正配置はそういうことで、そういう泳ぎ方をしていただければということで、その辺は各担当課長とも十分意思疎通をしながら、そういうことをしていかないと、これからの自治体競争には負けてしまうと思います。ただ、あえて人員のことを言うと、第1次総合計画で、私もメンバーにありましたけども、150人というのがありましたけど、これはなかなか難しいけども、今、約200人、198人ですか、約200人ですけども。これ、いつも私、ワンパターンで言いますけども、正職員の場合、1人あたり年間約700万円のお金、これは結構小さくないお金です。単純計算で言えば。そういうことをすると、今、もうけることよりも出ることを抑えるしか、収入を増やすか支出を抑えるかと。温泉でもそうですけども、そういうことは聞いたことだけでも、人間、本当に分かるとということは、頭じゃなしに実際にアクションを起こさんと、人間は常に分かった分かった言いますが、分からんことも分かったような気持ちになるということなんで、それをアクションに起こすということがこれからの行政に必要なと思うし、町民の方も、そこは皆さん、よく見られとるとというのが、以外と町民の方は知らぬようなけども、我々議員以上によく知るとる部分もあります。そういうことを含めて、これ以上はいいですけど。

それから、もう一つ、最後の研修ですけども、私も議員になってから2年目ですか。滋賀県のほうの全国の自治体職員の、議員とか職員の研修所があります。2泊3日で私、勉強させてもらいましたけど、本格的な研修は初めて受けさせてもらって、結構勉強になりました。あのときにも、たしか議員だけじゃなしに地方の職員が、結構中堅職員が研修に来てました。ベースはあくまでもOJT、職場内研修ですけども、そういう研修で、やっぱり中堅職員に、あえて課長とか言いません。これからの中堅職員に、これから役場を担う、担い手の職員にそういう研修の機会を与えてほしい。このお金は、逆に、私に言わせたら先行投資ということで、そういう金を、研修経費を削るようでは、これからのいい町にはならないんかも分からない。そういうことを含めて、ちょっと真剣に。今、太田町長以下、精力的にやられとんでですけども、私、具体的な話として、そういうことも含めて、

機会があれば課長等とも議論していただきたいということで、最後に取りまとめた形で、太田町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 居樹議員の質問に答弁をしたいと思います。

職員個々人には、職務に対する責任感と熱意、町民の福祉向上のため、適正かつ迅速な事務執行が求められているところです。高度な知識、技術の習得とその発揮が求められてるということは言うまでもありません。役場の組織運営、職員に対しましても、各方面からいろいろな厳しい御意見もいただいておりますので、そういったことも参考としながら、町民の期待に応えられるよう頑張っていきたい。私も組織の責任者として、そのことは私の命題でございますので、不断の取組をしまいたいと考えています。

具体的に、居樹議員のほうからいろいろと出されましたけども、子育て支援室、これ、仮称でございますけれども、来年4月1日から、障がい者の支援だとかひきこもりの支援だとか、妊娠から出産、それから中学生ぐらまでのところを含めてやっていけるような、専門の方を配置して、大体3人体制ぐらいでやっていきたいというふうに考えているところです。

それから、移住推進室は、御承知のとおり4人体制、課長を入れますと5人ということでやっています。この6年間で600人の移住者の方に来ていただきましたし、10年間、1,000人ということを目標にして、今、移住推進室、頑張ってますので、そこにも力を入れていきたいというふうに考えているところです。

それから、研修の必要性を言われまして、今年も1人、上下水道課の若い職員、資格取得に行っております。そういうことで、またもう一人、上下水道課のほうも考えているようです。そうした資格取得、それから勉強会など含めて強化をしていきたいというふうに考えているところです。

それから、最後になりますけども、来年度から部長制をきちっと敷いて、総務、それから建設、民生というところで部長制をきちっと敷いて、横の連携を綿密にできるようにしてやりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、次に入ります。

2点目は、吉井川を利活用した観光施策についてということでございます。

先ほども申し上げましたけども、和気町の今後のまちづくりにおきましては、私は個人的に観光推進が欠かすことができないと、特に重点施策ということで考えております。人口減少の関係の歯止めと言いましても、いろんな移住促進やっていたいただいてもなかなか自然減には勝てない。ですから、なるべく減少をある程度、少しでも食い止めるべくということで、人口減少対策だと思います。その中で、できることは観光推進という、交流人口の増というのは、これは自治体の、和気町の施策いかんによってはまだまだ可能性はございます。そういう意味で申し上げます。

そして、また和気町は、山陽自動車道と和気インター、JR山陽本線と和気駅など、交通アクセスに、県下の市町村の中でも非常に恵まれておる町だと思っております。また、交通の便だけでなく、公共下水道や高速通信網、光回線、町内循環バスなどの生活インフラも非常に充実してるというように思っております。そして、周囲を山に囲まれまして、南北に吉井川が流れ、風光明媚な有数の住みやすい町だと思っております。あと必要なのは、和気町の施策そのものを問われると言っても過言じゃないと思っております。そういう意味で、今回は具体的に吉井川ということ限定しておりますけども、中身的には、1番は具体的に観光施策の現状ですけども、これはもう幅広いですから、簡潔で、時間もありませんのでよろしい。

それから、観光プログラムの進捗状況も、これも長々となりますんで、観光プログラムを今現在の程度活用しとんかということに絞ってお願いしたいと思います。

それから、3番目が本題との関連ですけれども、御承知のように、I P Uとの包括連携協定を結んでおりますので、トップの話題として、I P Uのボート部の新設、B&Gなんか、その辺を使って、岡山県の三大河川をあのまま置いとくのはもったいないと思います。そういう意味で、その辺はすぐできると思いません。中・長期かも分かりませんが、そういうことをトップの話題にしてほしいというのが、意図でございます。

それから、それと両面で、和気閑谷高校の場合も、当面の課題は、取りあえず数字を、志願者数を何とかということですが、中・長期には、場合によっては島根県の、私どもも視察に行った高校ではありませんけども、江の川にカヌー一部をつくってやっていると、これはすぐにはできません。中・長期でそういうこともかなり差別化ができますし、そういうことも含めて検討していただければというのが、この趣旨でございます。

それから、皆さん、御承知でしょうけども、今、和気の職員の中には、B&Gのボートの関係の1か月研修を沖縄へ今まで行かれて、今たしか3名おられると思うんですけども、この辺も、夏場のちょっとしたこのカヌー教室じゃなし、私の言うように、そういう用地だけじゃなしに、あそこをもっと使うことを、この3人の方にその期間ぐらいはある程度張りつけて、そういうことも含めて検討されたらどうかというのが、私の個人的意見でございます。あと答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

居樹議員の吉井川（B&G）を利活用した観光施策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の観光施策の現状ということでございますが、今年度は藤まつりやふるさとまつりなどのイベントを3年ぶりに開催することができまして、観光PRについても、大阪、東京でのイベントにも出展を行いました。コロナ禍で制限されていた本町の観光施策も、少しずつではございますが、回復しつつあるというふうに考えております。本町は、片鉄ロマン街道、それから和気アルプス、和気美しい森など、自然やアウトドアを楽しめる観光資源を多く有してございまして、こうした観光資源が、現在、コロナ禍で人気を集めております。こういった流れを好機と捉えまして、現在、こうしたアウトドア観光の促進に努めているところでございます。

次に、観光プログラムの進捗状況と活用はどうかということについてでございますが、令和元年度に、アウトドアと健康をテーマにいたしました観光プログラムを開発いたしました。内容といたしましては、片鉄ロマン街道のサイクリング、それから自然保護センターでのウォーキングなどの体験をしてもらいまして、和気鶏飼谷温泉の食事と入浴を楽しんでいただくというものでございます。現在、コロナ禍によりまして、バスツアーなどの団体旅行、これは本当に深刻な状況でございますが、回復の兆しも見られております。これらの観光プログラムについて、引き続きPRしていくために、町ホームページの改修やPRチラシの作成など、現在検討をしているところでございます。

また、7月には、会員数2,000万人を持ちます日本自動車連盟——J A Fです——と観光協定を結びまして、和気町のお勧めドライブルートというのをJ A Fのホームページに掲載をさせていただいております。今後は和気アルプスなどをプログラムに加えるなど、引き続き魅力ある観光プログラムの開発に努めていきたいというふうに考えております。

それから、最後、3点目のI P Uとの包括連携協定の中で、例えばボート部の新設などを協議内容として考えてはどうかという件についてでございますが、佐伯B&G海洋センターでのカヌー体験でありますとか、金剛川での水遊びなど、水をテーマにした観光には、現在、実際のところあまり取り組めておりませんので、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

また、I P Uのボート部の新設につきましては、再度、先方の意向も確認をいたしまして、検討させていただきたいというふうに思います。

以上、御答弁とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 一通り答弁いただきました。

先ほども申しましたが、今、産業振興課長のところの仕事というのは、温泉からいろんな施設から、私もずっと見てきて、年間、本当にフル稼働で、本当にこのスタッフで、そりゃあもちろん役場全体で大きな事業は相互応援ということですけども、課があればどうしても、これは他から見ればそれぞれ仕事を抱えとるという中で、ですから少し、先ほども言いました1番と関連しますけども、やはり人の配置。ですから、応急的には地域おこし協力隊を、例えば和気美しい森は、来年8月に担当の協力隊員は退任するんかも分かりませんが、もうあそこに個別の配置をした意図は私もよく知らなかったんですけども、産業振興課の本体のほうに組織をつくるじゃなしに、和気町の観光施策に先端でということのプロがおおと思うんで、そういうことも含めて、少し掘り下げた形で、もちろんもとより検討はされとんですけども、具体的なやっぱり。私、あえて素人ですけども提案させていただくのは、そういう意味で、好きなことを言うとも分かりませんが、そういうことを具体的に、現状はもうある程度、何をせにやあいけんかということは、皆さん、多分、分かっとならると、もう分かっとならるんですわな、執行部の方は皆さん、賢明な方ばかりですから。だから、私らもあえて、少し議員という外野の立場で言いますが、一応、全体を少しは眺めた中で言っとるつもりでございます。そういう意味で、観光施策については、全体的な分と、それから個別の分は後で副町長に答えていただきますけども、これはこれからもう少し厚く、予算的に、人、物、金じゃないけども、そういうことをして、和気町をこれからもっともつと、先ほども、私も言いましたが、課長のほうから出ましたけども、この和気町のこのロケーションというか、全体的に、なかなか岡山県27市町村でこれだけ恵まれたところはないかも分かりませんが、あえてそれを、人が増えていくことは、ちょっと失礼な言い方すれば、無策と言われてもしょうがないんで、そういうことを町民の方は結構、私ら耳にするんで、そういうことをこれから、特に今回はこういうことを言うのは、新体制ということが、私の頭の中には特に、新しい体制の中で、新しいという意味で言っとりますんで、その辺を含めて。

最後に、特にここでは、1番、2番の細かいところは、今担当課長のことで、これで私も十分でございます。あと最後の大きな課題であります吉井川の本題の、B&G、あの辺の両岸の活用といいますか、その辺を包括協定の中で、町長、副町長、そういう年間議論がありましようけども、そこで少し話題にしてくれんことを、別に和気町がこうだというじゃなしに、せつかくのあれですから、トップの話題というの、そういうことを。

それから、和気閑谷高校にしてもそうですけども、そういうことを、あそこを何かうまく使つて。利用者が直接やるのじゃいけませんけども、そういう誘致的なことができると思いますんで、その辺を全部話題にしたいということで、個別に今までも副町長にもお願いしたことはありますけども、その辺、改めて御答弁を願いたいと思います。

○議長（山本泰正君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 吉井川（B&G）の利用のことを議員のほうから御質問いただきました。

B&Gの施設利用につきましては、御提案の観光施設としての利用というのはなかなか捉えにくいとは考えておるんですけど、本年8月9日に締結しました包括連携協定の中で、スポーツの振興、人材育成交流、施設の相互利用に関しての内容として、I P Uとの協議は可能と考えております。以前、私が教育次長として、山田小学校の跡地利用に関して、当時の理事長と学長と御案内させていただきました。その際、眼下を流れる吉井川と少し上流のB&Gの施設を利用することを考えていただけないでしょうかといったお話もさせていただきました。その際には回答はいただけなかったんですが、今の現状を見ると、利用者が本当に少ないB&Gの施設を利用してI P Uと連携した取組ができないか、再度話合いの場は持ちたいと、先ほど課長のほうからも話がありましたが、話合いを持って、施設利用について前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） ただいまの2件の問題、具体的な回答もいただきまして、ぜひこれからの和気町ということ考えたときに、町政として、特に1番の問題、現状維持というのはこれからは後退を意味するというのは、皆さん、よく言葉にしますけども、現状をやっとるからそれでいいんだということじゃなしに、これからの自治体競争に負けないように、組織体制をずっと固めていただいて、これ、私の個人的な意見を言いましたけども、ぜひそういうことも内部検討で、そんなもの必要がなければそれでよろしい。そういうことを含めて考えていただければということでございます。

それから、町長が言われますけども、トップダウンからボトムアップということで、これはもう職場の課長方の奮起を期待しながら、これからますますこの和気町がいい形で進んでいきますように期待しながら、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山本泰正君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

次に、5番 山本 稔君に質問を許可します。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただいたので、御質問をさせていただきます。

私のほうからは、2点、質問をするようにいたしております。

まず、和気鶴飼谷温泉の汲み上げポンプの状態はということで質問をさせていただきます。

平成28年にポンプの交換をする際に事故がありまして、それから1台で稼働しているわけでございます。もうそろそろメンテナンスの時期が来てると思っておりますので、このポンプのメンテナンスの時期がいつなのか、そしてそのメンテナンスをするにはどのくらいの時期、時間がかかるか。そして、今までですと予備のポンプを持っていたわけです。その予備のポンプを使いながらポンプのメンテナンスを行ってきておりました。もしそういうふうにするのであれば、予備のポンプが必要となります。ですから、予備のポンプを必要とするのであれば、購入するかどうか。そういうことをお聞きしたいと思っておりますので、この点についてよろしく願います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

山本議員の和気鶴飼谷温泉汲み上げポンプの状態はという御質問についてお答えをいたします。

和気鶴飼谷温泉は、地下1、500メートルに源泉がございます。約950メートルのところまで、揚湯管と言いまして、湯を上げる管を下ろしまして、管の先端に揚湯ポンプを取りつけ、くみ上げております。湯量につきましては、インバーター式の制御でコントロールを行いながら、1日約30トンにくみ上げているという状況でございます。この揚湯システムにつきましては、平成29年に揚湯管が破損いたしまして、ポンプが落下するという事故がありまして、その際に交換をいたしております。通常、6年から8年ごとにメンテナンスが必要とされておりますので、来年度から計画的に更新をさせていただきたいというふうに考えております。

メンテナンスの方法につきましては、稼働ポンプと予備ポンプの2台が必要となります。稼働ポンプを引き上げてまして、予備ポンプと交換をいたし、源泉の洗浄等を行った上で再設置するという流れになります。これまで稼働していたポンプは、引上げ後にオーバーホールを行い、予備ポンプとして地上で管理をし、次のメンテナンスのときに備えることとなります。平成29年にポンプが落下していることから、現在、町のほうでは予備ポンプというのは所有しておりませんので、次回メンテナンスの際は、新たにポンプを購入する必要があるかと

また、現在使用しておりますポンプは、アメリカのESP社製ということになっておりますが、現在廃番とな



っているために、オーバーホールの際、部品等について互換性がない場合は、同じような能力の製品購入について再検討する必要がございます。前回更新から6年が経過いたします令和5年度より、インバーター付き制御装置と併せて計画的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 課長の答弁に引き続いて、私のほうから、和気鶴飼谷温泉の源泉ポンプシステムでございますけれども、当施設の心臓部でありまして、先ほど説明がありましたように、地下950メートルからポンプを引き上げるという特殊な作業でございますので、実施に当たっては慎重に行う必要がございます。先ほど課長も申し上げましたとおり、来年度、2023年度から、一連の事業に着手をさせていただきたいと思っております。和気鶴飼谷温泉は、本町の観光施設としての役割だけでなく、町民の福祉や交流拠点としての役割をしておりますので、今後も十分に継続をしていくように、ポンプの交換、メンテナンスを含め行っていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。まず、メンテナンスはもう来年から一応やるということで、それに対して予備ポンプを購入しないといけないということでございますが、この予備ポンプ、どのくらいの値段で、どこのメーカーがあるのか、そこら辺もお聞きしたい。

それから、このポンプ購入に当たって、どういうふうな予算をもってこのポンプ購入に充てるのか、そこら辺がしっかり分かるようでしたら、再度お願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 2点、御質問いただきました。

1点目のポンプのメーカーですが、今稼働しておりますポンプというのが、アメリカのESP社というところのメーカーでございます。廃番になりまして、同じような能力のポンプというのを探してありますが、これ、もともと石油なんかをくみ上げるポンプなんです、ESPのポンプ。今、1社、BH社というメーカーがあります。BHというメーカーなんです。これもアメリカのメーカー。こちらのポンプが同じような能力で同じような耐用年数でというふうにお聞きしておりまして、こちらのほうを今検討しているところでございます。

それから、予算についてなんですが、このほかにも、先ほど言いましたインバーターの制御装置、それから揚湯管というて、湯をくみ上げる管なんです。これ、約100本、地中へ入っただけですけど、こちらも交換する必要がございます。それから、そのポンプの交換、全て地方債で対応していきたいというふうを考えておりまして、かなり大きな額になってまいります。大体6,000万円から7,000万円ぐらい、一連の事業でかかるんじゃないかというふうには、現時点ではですけど、予想しておりまして、今後さらに精査をして、具体的な数字というのも出して、議会のほうでも御説明はさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 今お聞きしたの、もう廃番になってるということなんで、同じメーカーのものはないということですね。同じような能力でもう一社のポンプがあるということで、これ以外はもうほとんど同じような能力はないん。ですから、このメーカーのを買うということになりますと、もう言いなりということになりますよね。この辺はしょうがないと思いますが、ちょっとでも安くなるのであれば、競争するメーカーがあればと思います。

それから、今まで使っていたポンプをメンテナンスをするのに、部品とか交換しないといけないというようなことがあれば、ESP社のほうからまだ部品とかが購入できるのか。そこら辺もちゃんと聞いておかないといけ

ないと思います。

それから、予算ですが、なるだけ安く上げるのは当然なんです、これ、温泉の心臓部です。長くもつようなことを考えて、少し高くてもちゃんと長いこともつようなことを考えて、安くして損をするようであれば駄目なので、少し高くても、しっかりと長もちして安全であるというようなものを選んでほしいと思いますが、これについて、ひとつ、もう一回、よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 現在、源泉のほうで稼働しておりますポンプですが、先ほども申し上げましたように、今、廃番ということになってございます。ただ、今後、引き上げてオーバーホールという作業をする予定ではおるんですが、廃番となっておりますので、ほかのメーカーとか、統合したメーカーの部品の互換性というのを十分確認しないといけないというふうに思います。もちろん、費用については精査をいたしまして、なるべく負担の少ない方法で考えていきたいというふうに思っております。ただ、1回ポンプを稼働すると、6年から8年、地下950メートルのところ動く機械ですので、作業についても慎重に、それから選定についても慎重に行っていく必要があるというふうに考えておりますので、また機会ごとに、議会のほうでも御説明をさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。和気町の観光施設、一番大きな観光施設でございます。そして、町民の皆さんにとって、温泉というのは憩いの場であり、楽しみのところでございますので、これを閉ざしてはいけないと思いますので、しっかりと下準備をして、温泉の経営ができるようにお願いしたいと思います。

次に、町のPRと広報を今以上にしてほしいということで質問させていただきます。

前の一般質問で、SNSを使って町のPRをしているのはどういうふうなことをしているのかということでお聞きしたときに、SNSを使ってやっているというのを聞いております。そのSNSは、どういうふうな媒体を使って、どのぐらいの頻度で行っているのか。そういうところをお聞きしたいと思います。私も、最近、皆さんも御存じのようにグループ活動をしておりまして、ティックトックとかツイッターとかインスタグラムとかユーチューブ、こちら辺のところをよく見るようにしております。その中で、和気町のPRがたまには出るんです。たまに。ですから、もっと毎日、少しでも、ツイッターとかは毎日つぶやくようなほうがいいというふうに聞いております。インスタグラムとかもそうです。1つツイッターでつぶやくと、インスタグラムとかフェイスブックとか、連動してアップできるような仕組みもあるようなので、そういうことを利用して、多くの方に町のPRをしていったらどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、こういう物を使うときには、リツイートという仕組みがありまして、リツイートするのをまた見た人がもう一回、ほかのところに拡散をするような方向になっております。ですから、私たちがやっているようなグループが、今4万人ぐらい、フォロワーというのがありますが、そういうものを利用すれば、1回つぶやくとそのグループがリツイートする。そういうことになりますと、4万人の人が見れるというような格好になります。また、職場内でもリツイートする人がいれば、1人の人が100人なり200人なりに見てもらえるようになります。それが積み重なって何万人というようなことになりますので、こういう仕組みをうまく利用すると、もっともっと和気町のPRになるんじゃないかと思っておりますので、こういうことをよろしくお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと前ですか、東京へ、和気町のPRということで、新橋のほうで移住推進とか和気町の特産品とかのPRがあったそうでございます。これについて、トップセールスということで、和気町長も行かれておると伺っております。この状況について、どういうふうな状況であったのか、またPRしてどういうふうな感触を得たのか、そこら辺のこともお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、町の広報誌です。私も大体来たら開いて目を通すようにしているんですが、字が多いのはしょうがないんですが、ちょっと見にくいとか読みにくい。それから、ページを開いていくと、見方です。上のほうに両面にわたって題があつたりすると見にくいので、そこら辺、見る人の立場に立って、もうちょっと広報誌をうまく利用できるようにしたらどんなかなと思います。

そして、この前、説明がありました。町のほうの放送です。これを今度SNSとかに変えていくようであれば、そこでしっかりと詳しいことが説明できるようになると思うので、広報のほうは大きい題、皆さんに見てほしいような、関心のあることをしっかりとPRできるようなものにしていったらいいんじゃないかと思っております。ここら辺のことをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の一般質問に対してお答えをいたします。

まず、SNSを使ってどういう媒体、頻度で、具体的にティックトック、インスタグラム、ユーチューブ、そういったものを全国的、世界的にも毎日発信しているということで、そのあたり、あるいは広報誌についても御質問がありましたので、SNSと広報について、私のほうから答弁をいたしたいと思います。

まず、SNSは何を使っているかという御質問からお答え申し上げます。

情報のデジタル化やスマートフォンの普及により、町の魅力や情報を発信する手段として、議員御指摘のとおり、SNSの活用については欠かせないものと考えております。和気町では、平成23年度からフェイスブックの利用を始め、現在、ツイッター、インスタグラムを加え、主にこの3種類のSNSを利用しております。

次に、SNSを利用してPRをしているが、どのくらいのペースで行っているかという御質問です。

現在、和気町では、ツイッターを中心に、それぞれの特徴に応じた投稿をしております。ツイッターにしましては、先ほど議員御指摘のように、情報拡散力が強く、リツイートです。最新の情報の検索に優れているという特徴から、職員が頑張って、平日に関しては毎日投稿しております。12月1日現在で、昨年4月のアカウント開設以来、ツイッターにしましては402件の投稿をしております。内容について、観光、子育て情報のほか、町内の出来事やささいなことでも投稿し、和気町の魅力や取組などを知ってもらうきっかけづくりとして活用しております。ツイッターに関しては、議員御指摘のとおり、リツイート機能があるということで、こちら、毎日投稿し、気に入った投稿内容によっては、町民あるいは町外の方にリツイートしていただいて、その後、町の情報を拡散していただいているような状況でもございます。次に、インスタグラム、こちら、写真投稿に特化したサービスであり、藤公園の開花状況であったり観光情報などを中心に、視覚的な情報発信に努めております。インスタグラムもリツイートに似たような機能がありまして、町民、町外の方が町内の観光施設をインスタで発信した場合に、和気町がそのインスタの写真をリツイートのような形で引用するようなケースもあつたり、逆のケースがあつたり、そういったリツイート機能を使いながら、インスタグラムに関しても投稿のほうを行っております。フェイスブックについては、和気町が最初に始めたSNSであり、ツイッターの利用開始以前はメインの情報発信の手段として活用してはいたしましたが、ツイッターに比べて閲覧数、拡散数が少ないため、現在ほとんど投稿していないという状況になっております。

次に、町の広報誌は見やすいものかと思っているかという御質問にお答え申し上げます。

町の広報誌は、単に行政情報を発信するための役割だけでなく、町と町民を結び、よりよい関係を築くための重要な手段であると考えております。特に、紙媒体である広報誌は、SNSが普及している現在において、高齢者を中心としたデジタル弱者にも情報を届けることができる、重要な役割を担うものと位置づけております。広報誌は多くの町民に見ていただくことが重要であり、そのためには、町民が求める情報、町からのお伝えしたい情報を、誰もが分かりやすく、見やすい内容となるように努めております。

その取組の一例を挙げます。まず、視覚的に見やすくするために、平成31年から全ての紙面をカラーに刷新しております。また、町の取組などに興味、関心を持ってもらうために、毎月、特集記事を掲載するよう努めております。その結果として、令和3年度、昨年度、岡山県広報コンクールの広報誌の部において、片上鉄道の特集記事が入選いたしました。町の報道委員会においても、広報誌が見やすくなったという意見もいただいております。このような声をいただきますと、一定の評価を感じるとともに、担当課としても大変励みになっているところでございます。

最後になりますが、情報のデジタル化、スマートフォンの普及により、町の魅力や情報を広く発信するための手段として、議員御指摘のとおり、SNSの活用は欠かせないものであると考えます。今後も積極的にSNSを活用した和気町の魅力発信を行ってまいります。

また、広報誌においても、誰にとっても分かりやすく見やすい内容となるよう、町民の皆様の御意見をいただきながら、引き続き改善に努めてまいりたいと考えております。

最後に、議員御指摘のとおり、今回、告知放送が、今、音声の情報だけということで、今後、告知放送の改修、更新に当たっては、SNS、文字情報も発信できるような、そういった機能も、随時考えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、山本 稔議員からいただきました町のPRと広報についての御質問のうち、東京でのPRの内容等につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。町長が諸般の報告で申し上げたものと重複する部分もございしますが、御了承いただきたいと思ひます。

本町では、コロナ禍による移住の流れが強まっているという状況を踏まえ、令和2年度に移住観光キャラバンの実施を計画しておりましたが、感染状況が落ち着かないという状況が続いておりましたので、これまで実施をずっと延期をしてきておりました。本年度は、状況が変わってきておりましたので、ようやく実施にこぎ着けまして、産業振興課と一緒に、10月22日、23日の2日間、東京の代々木公園で行われたアウトドアイベントのアースガーデン秋2022にブースで出展いたしまして、移住相談や観光PR、特産品の販売等を行っております。また、和気町の認知度を高める相乗効果を狙いまして、時期を同じくして、渋谷、新宿、池袋等の8か所の街頭ビジョンに和気町のPR動画を約50日放映する企画も実施いたしました。和気町ブースへ来られた方は約400人、そのうちプラス移住相談にも12人がお越しいただいております。2日目の23日には、太田町長も参加して、和気町ブースや会場内でのステージのトークセッションで、移住相談や観光PRをトップセールスで行いました。やはり町長自らが来場者に直接PRすることは、町の熱意を伝えるという、そういう部分で速力が非常に高かった。PRに効果的だったというふうに考えております。

今年度は、10月のキャラバン以外にも、移住関係では7月に移住相談会へ参加をしており、年明け以降も、東京、大阪での移住相談会への参加を計画しております。観光関係におきましても、産業振興課が9月に大阪市のあべのキューズモールで開催された中四国9県観光物産展に、備前市、赤磐市とともに参加しています。また、10月には、大阪駅で開催された備前県民局主催のびぜんおかやま！晴れの国マルシェに備前県民局管内の市町村とともに参加し、それぞれ観光と特産品のPRも行っております。今後は、より効果的なPRの実施を目指して、スケジュール的に可能であれば、また町長が参加できる機会を増やせればと、担当課としては考えております。

以上、山本議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、トップセールスを行った感触はどんな感じかという点について、私のほうから答弁をさせていただきます。

定例会初日の諸般の報告で話をさせていただきましたけれども、10月22、23日にかけて、まち経営課と産業振興課の職員とともに、東京の渋谷センター街及び代々木公園において、観光と移住PR活動を行いました。先ほどの、まち経営課長の答弁と重複する部分もありますけれども、少し状況も交えて、感想を述べさせていただきます。

22日は、午前中、閑谷学校での秋葉行事に参加をしたため、午後から岡山を出発し、夕方から渋谷センター街での広告ビジョン放映の様子を視察いたしました。同時に、そのビジョン放映を背景に記念撮影を行い、それをSNSで発信するというも行いました。この広告ビジョンは、渋谷、新宿、池袋で各2か所、それとJR高田馬場駅前、及び立川の合計8か所で、10月3日から11月中旬までの約50日間、放映がされました。この企画は、株式会社フィルムメーカーズクラブの御厚意により行われたもので、大手広告代理店では通常1,000万円相当の料金が必要ということですが、今回は無料でお世話になりました。今回の企画では、関係人口の増加、知名度とブランディングの向上、観光誘致、移住促進、ふるさと納税のPRなど、多くの効果が見込まれたと思っています。

また、2日目の23日には、代々木公園で開催されましたイベントにも参加をしました。そのときに、相談に来られた若い御夫婦が、地域おこし協力隊として和気町に移住をしていただける、そのような状況も生まれています。同時に、当日は東京都あきる野市の中嶋市長とともに、ステージ上で町の宣伝をさせていただきました。

トップセールスを行った感触はという御質問でございますが、私の主観ではありますけれども、東京に行ってよかった、可能であれば今後も継続をしていきたいと考えています。

大阪ではしないのかということにつきましては、まち経営課長からも答弁があったように、今年については産業振興課が観光PRとして2回行っていきます。今後、機会があれば、私も参加をしたいと考えています。

最後になりますが、全国の自治体が生き残りをかけて、様々な手段を用いて、我が町の魅力の発信に力を入れています。本町としましても、移住や観光といった分野だけでなく、和気町が持つ多様な魅力を幅広く発信していかなければならないと考えています。効果的なPRには、SNSや映像メディアといった様々な手段を重層的に駆使しながら、プロモーションを継続的に実施していく必要があります、トップセールスによるPRが効果的であるならば、今後できる限り対応していきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。まず、SNSは大体ツイッターを中心にしているということですが、これ、アカウント名、多分、わけまろくんだと思うんですが、まず毎日上げているということであれば、私のほうのチェックが甘いかなと思います。毎日上げていただくと、リツイート率もかなり高くなる、和気町の知名度も大変高くなると思いますので、こころ辺のことをしっかりとお願いしたいと思います。もう一つ、和気鶴飼谷温泉のほうも、こういうことを使って、時々上がっておりますが、最近、あまり上がってないようです。ですから、もう町全体のPRとして、どんな部署でも、何かPRをするときにはSNSもしっかりと使ってPRをするということを心がけていただきたいと思いますのが1つ。

それから、町長は大阪もできれば行きたいということですが、大阪のほうもかなり和気町に興味を持っていただいて、移住してこられる方もおられますので、大阪、近いということで、東京よりも移住する人が多いのではないかと思いますので、こころ辺のPRもぜひ行ってほしいと思います。産業振興課のほうで、特産品とかふるさと納税のPRとかはしているんですが、移住のほうはなかなかPRできてないと思いますので、こころ辺をしっかりと、町長自ら、一遍でも行ってやっていただくと、やっぱり魅力も伝わると思います。そこ

辺を、これからの考えについて、もう一度、よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

ツイッターのアカウント名につきましては、平仮名でわけまろくん和気町公式というアカウントで、平日は基本的に毎日更新しております。移住推進室、まち経営課、産業振興課、財政課、あと子育て支援の健康福祉課といった、若手の職員を中心に、各課の情報、1週間であったこと、その日のあったこと、直近であったこと、ニュース、いろんな町の出来事を基本的につぶやいております。今後も、観光、温泉も含めて各課の町のPR情報を、職員に声かけしながら、気をつけていながら、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 観光PRだけでなく、大阪で移住のPRをしてはどうかということがございますので、ぜひそういったことにも力を入れて、大阪でのトップセールスも行ってまいりたいというふうに考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。移住推進はしっかりできていると思っております。今後とも各課におかれましてPRをしっかりと、ますます和気町の魅力を皆さんに届けられるように、そして定住してくださった皆さんにも、和気町に来てよかったというような町になるように、これからも皆さんと努力を重ねていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番 従野 勝君に質問を許可します。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私は、和気町で特別奨学金制度を作ることはできないかということについて質問をさせていただきます。

現在、和気町では、和気閑谷高校の存続ということが非常に大きな問題になつておると思っております。もう既に100名の定員を大きく割って、80名を2年連続で切った場合は募集停止という瀬戸際まで来ている状態であり、学校、町ともにいろいろと対策を講じられおると思っておりますけれども、今現在では、男子寮の完成、女子寮を造る計画等があります。しかしながら、一度でも80名を切ってしまうと、恐らく次の年も同じ状況になるのではないかとと思われるわけであり、そういうことになりましたら、学校の存続は非常に難しい問題になると思っております。今、全国枠で募集をされて、何とか80人のラインを辛うじて守り、学校の存続を長引かすように努力をされておられます。しかしながら、体育会系の生徒は、私学が、それこそもうあの手この手、金に飽かして集めるわけですから、公立高校にそういう体育会系の子供を集めるってことは非常に難しいんじゃないかというふうに思っております。そこで、我々も和気閑谷高校の卒業生でありますけれども、なぜ和気閑谷高校が魅力をなくしたかということについて、原点に立ち返るべきじゃないかなと思っておりますが、まず閑谷学校は、日本国内最古の庶民の学校として発足して、現在350年まで続いとる学校であります。いわゆる和気閑谷高校は、学問をする、勉強をする学校でなければならぬわけであり、体育会系の生徒を集めるのも必要ですけれども、町内外を問わず、和気閑谷高校に来てくれる生徒を増やすため、給付型の奨学金制度をつくり、経済的な問題で大学進学を

諦めざるを得ない優秀な生徒を集めることが必要なんじゃないかと思います。そして、奨学金制度を活用し、いわゆる学校の偏差値を上げることにより、国公立に入れる生徒を育て、生徒数を増やし、将来的に、和気町に役立つ人材を育成するためにも、奨学金制度をできるだけ早く検討され、一日も早く実行されることが急務じゃないかと思われま。このことについて、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼いたします。

従野議員から、和気閑谷高校存続のため、和気閑谷高校生を対象とした特別奨学金制度をつくることはできないかとの御質問をいただきましたので、御答弁をさせていただきます。ここでは授業料以外の必要経費等への助成や補助金等も含めた広い意味での奨学金制度ということでお答えをいたします。

まず、全国には、和気町同様、自治体として高校魅力化支援に取り組んでいる市町村がございます。授業料以外の必要経費に対する助成の例としては、入学準備金として定額給付するもの、制服、タブレット等の物品購入費を補助するもの、定期代等の交通費を補助するもの、下宿費の一部を補助するもの、部活動費の一部を補助するもの、成績優秀な生徒に奨学金を給付するもの、学力向上支援として各種検定の受検料や教材費を補助するものなど、様々な取組がございます。県内の例を見てみますと、矢掛町が、県立矢掛高校の生徒、保護者を対象に、制服等の被服費補助、通学費補助、通塾費補助、端末費補助などを実施しております。また、備前市が、備前緑陽高校の生徒、保護者を対象に、通学費補助や入学費助成などを令和5年度から実施するよう、4,300万円の債務負担行為を上程した旨が、先日新聞に掲載されました。和気町においても、和気閑谷高校の生徒、保護者に対しどのような助成ができるか、令和5年度当初予算への計上を目指し、プロジェクト会議で検討を進めているところでございます。なお、和気町では、和気閑谷高校生に特化はしておりませんが、高校進学や大学進学に際し、貸付型の奨学金制度を設けております。

次に、奨学金制度をつくる上での問題点ではございますが、次のような点が懸念されます。給付型ということで考えますと、恒久的に一定の財源が必要になること、町外、県外から和気閑谷高校に通う生徒への給付に対する町民の理解、また町外の高校へ通う和気町在住の生徒との公平感をどう保つか、こういったことも含め、和気閑谷高校存続に向け、和気町としてどういった支援が適切かつ効果的であるか、検討を急ぎたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、矢掛町、備前市、それぞれに何だかんだ子供たちの教育のために一生懸命やられるようですが、今、もう和気町は、80名を切ったら募集停止だというような、そこまで来とる。私の言いたいのは、350年続いた学校を、ちゅうちょして、手をこまねいとったばっかりに灯を消す。これ非常に全国に対して、先ほどから和気町のPRをしるとかなんとか言っておりますけども、とんでもない汚点になるんじゃないかと。350年続いた和気閑谷高校の灯を消す。これは恐らく考えられないほどダメージ大きいんじゃないかと。そのために何ができるかを考えなきゃいけないと思う。今、確かに和気閑谷高校の教育程度は非常に低いです。だから、私の孫も和気閑谷高校へ行きゃあええが、わしも行ったんじゃからと言ったら、じいちゃん、和気閑谷高校へ行ったら大学やこう行けれんのんじやって。何がって言ったら、偏差値が低過ぎるって。それで、皆さんもよく御存じだと思いますけど、和気閑谷高校の生徒が和気駅でどういう形で座とるか。あまりにもレベルが低い。そりゃあ、学校の指導が悪いんかも分かりませんが、そういう姿を見せると、保護者は行かせたくないんですよ。教育長もよく分かるとられると思いますけども、岡山県の教育委員会としても、レベルの高い高校には優秀な教員を配置しますよ、当然。もう潰れようかという高校に、とんでもなくいい先生をやって、潰したくないんですよ。だから、私が思うのには、和気町の子供たち、それから全国的にも町外の子供たちにでも、経

済的に、もう親の状況を見とったら僕はもう大学へ行くまあか、私も行くまあかというような子供たちに和気閑谷高校へ来てもらって、それで大学へ行くときに、一時金としてでも、幾らかでも給付型のことができたり、そういうことまで考えて、本当にもうなりふりを構ってる状態じゃないん。私はそう思うんです。財源は、私は、大きな声では言えないんですけども、先輩の議員が一生懸命頑張っていたいて、このたびボートレースの収入を教育に使うという条例までできた。立派な財源があるわけですよ。その財源を本当に活かして使う。子供たちの給食費を無料にするとかなんとかという簡単なことに使わずに、本当にそういう、今、何をすべきかということをも十分考えて、和気閑谷高校が偏差値が上がって、国公立にぼんぼん子供たちが入るようになったら、誰も岡山まで電車賃を使って行かさんですよ、親が。朝晩、車で送り迎えをしながらやっとなですよ、皆。何で行かんのかというて、偏差値があまりにも低過ぎるからですよ。学校は確かに就職する生徒もおる。しかし、和気閑谷高校には普通科に定員が多過ぎるんですよ。でも、普通科は、今専門学校へ行く予備校になっとなですよ。和気閑谷高校を出とるから、専門学校へ行くのに内申書を書いてもらえると。そんな形で普通科があるんですよ。私は違うと思うんです。ぜひ、そういう意味でも、優秀な子供はいっぱいおりますよ。その子供たちが和気閑谷高校へ自分から進んで来れるぐらい、和気町が自分のところにある高校でしょ。それにお金を使う。もしこれできななら、男子寮も、女子寮を造っても、何も要らんですよ、これ。もうほんまに造っただけですよ。邪魔になるだけですよ、あと。そういうことになりかねない状況に来てるのに、あれが問題がある、これが問題があるというふうな問題意識を上げずに、ほんまにもう頑張って、もう決めていく、そういう姿勢が必要なんじゃないかと思しますので、その点について、町長、ひとつよろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

今、議員から数々の御提言をいただきました。御存じのとおり、県が進めております高校再編整備計画、本年度末の入試、来年度の入試で数のことが本当に出てきておりますけども、現在、100名、80名という2つの段階を設けて、県のほうも再編整備計画をつくっておるところでございます。今回の、今、こういう再編整備計画に該当するのではないかというような心配が危惧されるような状況になったその原因については、本当にいろいろな様々な要因が考えられまして、上げていけば切りがないんですけども、ただ先ほども議員からお話があったように、歴史のある閑谷学校の流れをくむ和気閑谷高校として、今求められているものは何かということについて考えますと、やはり保護者、子供たちから文武両道の、自分のやりたいことができる、そういう高校ではないかなと思っております。そのためにどういうことが必要なかということで、我々、県立学校は所管しておりませんが、和気町としての和気閑谷高校への魅力化推進事業の関わりという部分から、和気閑谷高校の校長先生をはじめ、他の先生ともいろいろ連携を取りながら、お話をしておるところでございます。高校がもうそういうことについては十分理解をされておられて、何とか今の状況を打開したいということで、進学一つについても、上級学校への進学を目的に、あるいは就職を目的にコース制を引き、その中でより効果的な成果を得られるような授業の在り方ということも進めておられます。町としても、高校内での公営塾の設置とか、学力向上に向けての公営塾の設置とか、そういうあたりも考えて進めておるところであります。なかなかこれ、ほんならすぐに打開できるかということとは難しいんですけども、今後も高校側と連携を取りながら、多分今、従野議員が言われた思いというのは、ここへおられる議員も、あるいは和気町民の方も共有できる部分ではないかなと思っておりますので、今後もそういうとこを踏まえて頑張っていきたいと思っております。

また、財源についてもいろいろ御提言をいただいております。先ほども次長が答弁させていただいたように、せっかくの財源でありますので、より効果的な形で活用させていただいて、少しでも効果が現れるような、皆さんに納得していただけるような、そういう魅力化事業の推進をしていきたいと思っております。具体的な解決方法についてお話ができないのは大変残念なんですけども、プロジェクトチーム等で具体策についてもいろいろ検



討していますので、そういうもんも含めて、今後、数的なことを皆さんにお話しすることがないような形になれたらと思っておりますので、今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 私のほうにも質問がございました。県立和気閑谷高等学校の存続は、和気町の喫緊の課題であるということで、課を横断して、現在、プロジェクトチームを立ち上げて、来年度以降の支援策を検討しているところです。多くの案が出てきていると聞いてはいますけれども、それを厳選をしながら、取組を進めてまいりたいと考えています。従野議員の提案につきましても、それに類似した内容が、プロジェクトチームでも検討をされています。高校入学や大学等の進学について、和気閑谷高等学校に特化した奨学金制度ということで御提案もいただきました。実は、プロジェクトチームでもその内容はもう出てきてまして、現在、検討中でございます。町内者の方には給付型、町外の方につきましては貸与型というようなことの検討なんかも、具体的に現在しているところがございますので、奨学金制度は各市町でも現在、制度化をされているということがございますので、各市町のバランスも見ながら、検討も進めていくというふうにさせていただきたいと思っております。

それから、女子寮の建設なんですけど、今、男子寮は御承知のとおり校内に整備をされていますが、女子寮につきましても、これ、急務でございますので、来年度入学者の状況を鑑みながら取り組みたいというふうに考えています。当面は、和気鶴飼谷温泉を女子寮として、一部改修というか、今回、予算も出ささせていただいてます。簡単なパーティションを組み立てたりして、それから備品を購入したりする予算でございますけれども、当面としてつなぎの寮として使わせていただきたいというふうに考えていますので、その準備のための予算も計上させていただいたということがございます。今後、来年度予算でも、関係予算につきましても議会の皆様にお諮りすることになると思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、町長のほうから、それから教育長のほうからも、いろいろお話をいただいたんですが、これはゆっくりやったらいいもんじゃないんです。もう恐らく、これだけ少子化になつとるときに、この来春の高校生が、恐らく80名を切るのはもう見えてますよ。だから、少しでも早く、それこそ駆け足でもやるぐらいのスピードを持って対応しないと、せっかくいいアイデアも何にもならない、惜しかったと、考えとったんじゃけど間に合わなんだ、そんな状況じゃどうにもならないんで、スピード感を持ってやっていただくということが非常に大切でありましょうし、町内、町外って区別すべきかどうか、これは非常に大きな問題ではないかと思えます。もう優秀な子供が来て、国公立に入ってくれる。そういう子供を育てておけば、必ず、私は和気町の役に立つと思えます。今、余談になるかも分かりませんが、和気閑谷高校のキャリア探求科を卒業の子が、うちの会社で働いてくれてます。今年で10年になります。もっくもっくやりようたんですけど、一人前になりました。だから、そりゃあ進学だけがいいわけじゃないです。そりゃあキャリア探求科も非常に大事です。だから、いずれにしても、やっぱり子供たちが和気閑谷高校へ入ってくると。そして、和気の企業に1人でも2人でも就職してくれる、そういう体制をつくるのが非常に大事でないかと思っておりますので、ぜひ急いでお願いしたいと思えます。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 次に、移住者を増やすためにどのような計画を持ってるのかということについてお尋ねをいたします。

和気町に移住してこられる人は結構おられるわけですけど、移住してこられた人が住宅に困ってるんです。それで、前には空き家とか、そういうすぐ住めるような住宅が結構あったんです。しかし、移住者もかなり来られたし、それで、長い間、空き家になってたら、すぐに住めるような状態ではないんです。非常に困つとんのが住

宅問題だということを、来られる人がほとんど言います。今もお試し住宅に2人来られて、毎日のように住宅探しをされてますけども、なかなか頃合いのものが無いということと言われて、非常に困つとるわけですが、そのところで、和気町には古い町営住宅がまだまだ佐伯のほうにはいっぱいあって、住宅はいっぱい建つとんだけども、入つとる方は3人おったり2人おったりとかというような状況が、米沢であるとか、佐伯庁舎の後ろの若草とかというところにあります。そのあたりを再編して、移住してこられて、当座は町営住宅でもいいですから住ませてあげる。そしてあと、そういう人たちに住宅を建ててもらおう。町営住宅に入っただいて、それもいいですけども、やはり自分の家を持ってもらおう。いわゆる和気町にもうそれこそ骨を埋めてもらえる、そういう人たちを増やさないかやいけないんじゃないかと思うんですが、そういう住宅を再編して移住者用に分譲するような住宅ができないのか、それをお尋ねしたいと思います。

それと、もう一点は、今、空き家の取得にこの地区の不動産屋を主体にして動いとるわけですが、和気町の職員の中に、不動産の事業とか、そういうものに詳しい職員、臨時でもいいじゃないですか。採用して、移住者に寄り添った形で家を探すお手伝いをする。また、先ほども協力隊の話が出てましたけども、ただ単に協力隊で来てもらって、しばらくおって、300万円のお金ももう出なくなったら帰りますっていうようなんじゃないくて、和気町のためにひとつやってやろうというふうな者の、そういう協力隊の隊員を使いながら、本当に移住をしてくれる、この間の町政懇談会の中でも、町長のほうも、人口減少を食い止めるのは、対策はどうだっという話が町民から出たときに、もう移住を何とかしなきゃいかんとはっきり言われたように私は聞いとんですが、それだけ移住というものがもう非常に大きな問題になつとんじゃないかと思ひます。ぜひそういうことも踏まえてお答えをいただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、従野議員からいただきました、移住を増やすための方策に関しまして、移住者向けの住宅地の確保、それから空き家の取得等の関係とか、そういった移住の関係の、そういう人の配置とか、そういった部分につきましてお答えをさせていただければというふうに思ひます。

まず、現状についてでございますが、移住者向けの住宅の確保につきましては、現時点では、宮田分譲地の宅地造成とか朝日団地の民間企業への売却による住宅地の整備と、そういったものをやっております、宮田分譲地では、今、18区画のうち、ハウスメーカーが3区画、個人が2区画の計5区画が売れているという状況でございます。朝日団地につきましては、今建築されている戸建て住宅のうち、賃貸物件が10棟ほど建設されるという計画というふう聞いております。この賃貸物件は将来的には購入も可能な物件ということで、移住者が将来的に住まいを購入、または新築されて定住いただく前のつなぎと申ひますか、前段階の期間をカバーできるものとして、これは期待しているものでございます。

次に、空き家の取得と改修に関しましては、空き家の掘り起こしを進めてきた成果もありまして、近年では毎年25件程度の空き家バンクへの申請をいただいております。昨年度は44件ということで、過去最多を更新しております。こういったもので、制度としては浸透してきているものというふうには考えております。

また、従来から空き家の改修に対する補助金に加えまして、令和3年度からは空き家の片づけという補助金を創設いたしました。こちらにつきましても、初年度は2件ということで少なかつたんですけど、今年度は5件ということで、今現在5件、申請いただいております。こちらにつきましても、空き家の改修とか空き家の再利用に関することにつきましては、皆様方、だんだん制度が浸透してきて、ああこういう制度を使えば空き家の利活用とかにつなげられるんじゃないかなというところで、そこらあたりのところはある程度成果が出てきているというふう考えております。

それから、あとそれ以外にも民間賃貸住宅の建設の支援とかも過去に行っておりまして、一定の成果は上げて

きております。

しかしながら、移住者のニーズを十分に満たすかというふうなことの観点でまいりますと、実際にはそこまでは至っていない状況ではないかなと。先ほど議員からのお話もありましたように、家がないということで、和気町への移住を諦められて、他市町へかわられたといった方のケースも、私自身も把握をしております。そういったことから、現状以上の成果を上げていくには、これまでどおりの施策の継続だけでは困難でありまして、新たな取組を検討していく必要がある時期に来ているというふうに考えております。先ほど議員もおっしゃられましたけれども、住宅地の確保に関しましては、例えば使用していない公共施設や用地を利用した新たな住まいの整備の検討、実施方法といたしましては、直営、それだけではなくて民間企業へ売却した後の建設、ないしはPFIといった官民の共同の手法を用いた住宅の整備、そういったようなものの検討が上がってくるようになると思います。

また、空き家の活用につきましても、掘り起こしは継続しつつ、改修の補助に関しましてはどの自治体も似通った補助内容になっておりますので、ここらあたりも町が特にターゲットとしている子育て世代、そういったあたりの方には、例えば優遇措置的にインセンティブを設けて補助額を上げるとか、そういったようなものでこちらの和気町としての狙いというのを明確にして、そういった方々への速力を上げていくと、そういったような補助の改正、そういった変更も必要であるというふうに考えております。

また、移住される方が最初にアクセスするホームページ等につきましても、各種の申請をウェブ申請ができるように改修するといったようなことも、今、具体的に検討をこころはいたしております。町の移住者の獲得に向けた方策につきましては、今後もより一層情報収集に努めて、企画とか、そういったものを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、従野議員に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 3番 従野議員。

○3番（従野 勝君） もう時間が残り少なくなってしまったんであれなんですけど、移住者の方は安くなかったらいけんですよ。そこを踏まえといってもらわないと。土地も安く、それで家を建てる時も建設資金の補助だとか、いろんな、本当にもう砂糖にアリが来るぐらい、もうとにかくそうしないと、移住者の方も目が肥えます。本当に目が肥えとんです。全国のパンフレットを見ながらやっとなで、非常に肥えとんです。そのあたり、どこまで立ち入った応援ができるのか、その点について、この前、町長もトップセールスに行ってきたと思いますが、それについてちょっと感想をお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 人口減少の対策として、私、本当に移住者を受け入れるということは非常に有効な手段だというふうに考えています。そのためにも、多くの課題が山積みはされているんですけども、そのうちの大きな1つが住まいに関するニーズだと思います。そのニーズに対してミスマッチが生じているということは重々承知をしているところでございます。解決の、打開にはなかなか至らない状況ではございますけれども、特に住まいに関しては移住推進室の努力もございまして、空き家バンクへの登録申請数も増えてはきているという状況ではございますけれども、新たな取組の実施が必要になるというふうに考えているところでございます。課題解決へ向けて、関連する各担当課と事業内容を検討して進めてまいりたいというふうに思います。議員がおっしゃったように、確かに、本荘地区ではなくて、中山間のほうに移住者の方が多く行かれるというのは、言われたように、土地が安くてというようなこともあるだろうと、物件が安いというようなことがあるだろうと思います。先ほど言われた町営住宅の跡地なんかも利用してと、使っていないところも、そこを利用したらどうかというようなことも御提案いただきましたんで、そこも含めて検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、町長からもお話をいただいたんですけども、人口減を止めるのは移住しかもうない。そのためには、本当によそがやっとなことを踏襲するのでは全く成り立ちません。来てくれた人たちがもうことごとく、それは確かに職員が連れていってくれて、いろんなところを見せてくれるんですが、なかなか短期間で決めてしまう、本当にできないそうです。やはり移住してくるってことは、職業をもうなくして来るわけですから、できるだけ温かい援助をしながらやらないと、子供連れのお母さんたちは本当に大変なんです。だから、もうきれいごとじゃなくて、本当に親身になって移住対策をする、そのあたりまで踏み込んだ対策を講じなきゃいけないんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで従野 勝君の一般質問を終わります。

次に、1番 今西宏康君に質問を許可します。

1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 質問させていただきます。ちょっと盛りだくさんになりました。でも多くは町民様の代弁でございますので、聞いてください。

まず、項目1の和気町のインフラと環境についてということでございますが、1点目、これは6月議会でも質問させていただきましたけど、南部簡易水道というのがあります。「本荘地区等」と書いてるの、「等」は消してください。あえてもう本荘地区だけ、喫緊の課題と言われておまして、枯渇しておると。南部水源っていうのが和気駅の横へありますが、これが福富から入田、それから稲坪、大中山、清水と、それから日室台もあるそうですけど、要は本荘地区の南半分がこの利用域になっておる。これでも、特にこの冬場、乾季で全く足りないんで、私のおる駅前や西森、森だとか尺所だとかというのは上水道になっとんですが、そっから融通しておるんだけど、これも足りなくなるということで、石生にまた造っておると。南部簡水の、石生に新しいのができるからいいんじゃないのかと言われるんですが、そういうもんじゃないと、この辺のことについて。

それから、6月議会では、私は新しい水源を福富のJRの高架下のあたりの、初瀬川の一番下でなんか提案したりもしたんですが、ちょっと難しかりょうと。じゃあ、どうするんだということをお伺いしたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） 3つあるけどええん。

○1番（今西宏康君） いいです、あとはもう自席でやりますから。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） それでは、今西議員の一般質問にお答えしたいと思います。

本荘地区に限ってということでございまして、上水道確保の施策の有無についてという御質問でございます。

本荘地区につきましては、今、議員おっしゃられましたように、南部水源と、それから田原水源から給水を行っております。地区内の給水人口は約2,200人です。給水量は日量で1,000立方メートルとなっております。しかし、議員おっしゃられましたように、近年では乾季における南部水源の水位が下がっており、田原水源から応援給水を行っていると、その時間も長くなっているということでございます。上水の区域からの応援給水というよりは、具体的には11時間、今運転をしております。日量約440トン进行応援しているところでございます。以前には、南部水源の井戸を掘り下げをしたり、それから敷地内に補助井戸を掘ったりしておりますが、やはり根本的な解決策には至っておりません。このような状況の中で、上下水道課といたしましては、新たな井戸を整備することをせずに、他団体から給水をするということを検討してまいりたいと思っております。

具体的な方法といたしましては、1つとしては、岡山県広域水道企業団から新たな給水ルートを構築するとい

うのも一つの方法であります。このことについては、岡山県広域水道企業団に打診をしております。新たに受水が可能かどうか、今、検討をお願いしているところでございます。それから、もう一つの方法として、備前市からの受水を受けるという案でございます。備前市は、今、坂根地区に浄水場の整備を行っております。この水を清水、大中山に受水ができないかと。これも備前市に対して打診をし、検討を行っているところでございます。このように、本荘地区について、他団体から受水をすることができれば、田原水源地の負担も軽減ができるんじゃないかなというふうに私どもは考えております。いずれの方法もまだ具体的な内容をお示しできる状態ではないです。今後、必要な費用、あるいは財源などの検討も必要であると考えております。いずれにいたしましても、町民に安心して給水できる仕組みを構築してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 上下水道課長、ありがとうございます。備前市から、今、坂根で工事をされておられますね。そこをお願いしたというのは、非常に心強いことでございます。まだ工事が終わるまで、再来年ぐらいまでかかると聞いておりますけれども、吉井川の水を南のほうから補給していただければ、少なくとも一番水が懸念される清水、大中山の方は安心されると思います。よろしくをお願いします。

続きまして、この場で2点目、3点目と順番に聞かせていただきたいのですが、その大中山、清水で一番の課題となっております臭気問題です。これ、前回の議会でも言わせてもらいましたが、町長も現地説明会もしていただいて、住民の方も、いよいよ解決の緒に就くのかということ期待しておるわけです。具体的に、牛ふんの量が多過ぎる。結果的には、堆肥に恐らくし切れてない。これは調べたら分かります。牧場も大変だと思いますので、助けてあげるために、この際、バイオマス発電、これは牛ふんをメタン発酵させて、そのメタンガスを燃やすという、北海道でよくやってるやつですけど。兵庫県の中にもあるようです。何より岡山県笠岡干拓地で、今、工事をやっております。これは国内最大級のが県内で、笠岡市で造っとる。こういうのを参考にしてはどうかと。ここもちょうど牧場が16あるんですけど、全部集めて3,000頭と言いますから、いかに小林牧場が大きいかということでございます。それで、バイオマス発電、もしくはより簡単なのは、単に堆肥を作るだけと。堆肥と言ってもばかにならないので、これは最近技術が進んでおまして。和気町では昔、加三方に小さいのがあったんですけども、今はやってないですよ。堆肥の本格的な生産工場というのは、県内にはどうもないようです。いろいろ、備前県民局畜産班に聞きましたけども、例えば美咲町に県の畜産研究所がある。そこでは最新の、これは県の機関ですから、実験的に堆肥をいいのを作っとるそうですが、そんな量が多いわけではない。だから、もう地元で使って終わりだと。あとは高梁市ですとか、県北のほうにそういうところがあるようです。組合で、行政が絡んでやってるところがありますけれども、やっぱり進んでいるのはほかの県のように。飛騨牛で有名な岐阜県なんかは、堆肥の生産について民間が乗り出しておると。実は岡山県内にもそういう業者があると聞いておりますので、こういうのを誘致したらどうかというのが次の質問でございます。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 大中山地区での臭気問題ということでございますので、小林牧場に係る臭気問題だろうというふうに推測をいたしております。議員の御提案を真摯に受け止めて、前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

議員の御提案は、事業者の誘致ということで、バイオマス発電、もしくは堆肥製造の工場などを誘致したらどうかということの御提案のようでございます。どのような事業者が存在をするのかということも含めて、調査研究をしてまいりたいというふうに思います。同時に、当事者であります小林牧場の御意向も考慮しなければなりませんので、今定例会終了次第、早急に小林牧場ともお話をさせていただく機会を設けて、前向きに検討をさせ

ていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） ありがとうございます。いや、それが聞きたかつたんでございまして、確かに相手のあることで、先様が納得されないとつくれません。太田町長が出ていかれるのがベストだと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、3点目でございますが、町政懇談会でも質問が出ておりました、里山景観復活事業というのが新しく産業振興課で設けられた補助制度。これは苗木を植えてくださいということですね。地区別に苗木を植えれば20万円の補助ですか。さくらとか、みかんなんていう話もあるようですが、手を挙げておられる地区がある。ただ、これ、私のところに佐伯のほうから複数言われてるんですが、例えば室原すも園とか、南山方りんご園のことを考えてみなさいと。誰が世話をするんだと。苗木を植えるのはいいかもしれんが、花が咲いて実がなるまでに数年かかる、実が採れるまでに。その間、毎年、下草を刈らないかんでしょうと。それまで、わし、生きとるか分からんよというようなことを言われる。つまり、手っ取り早く1年でお金になるものをしたいんだと。それは今までもいろんな単年作物については補助があるでしょうが、里山景観復活というんですから、やっぱり花が欲しいと思ひます。景観ですから、花が咲くことが一つ、私は、それで単年作物で補助があまり今まで気がついてなかつたもの、例えば菜の花なんかも考えたんです。これは何かの補助があるようですが。あとは、花も実もあるということで、実が採れるゴマとかソバとか、ああいうのは結構かわいい花が咲くん。一番お勧めなのはヒマワリでございますが、これも油が採れる。こういったところで、補助があまりないようですので、これを里山景観復活事業に入れてもらいたいというのが、佐伯のほうのとある区長の御意向。ちなみにヒマワリに関して言えば、佐伯は昔やってましたので、非常に受けがいいところがあります。田賀とか父井原とかでもやっつけられますけれども、あとは、これは実は私の関係でやられたのが、曾根であったり、本地区であったり、働であったり、あっちこっちでぼろぼろやってられる。こういうのを地区で本気になれば可能性あるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうかという質問です。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

今年度、創設をさせていただきました里山景観の復活事業でございますが、この目的は、各地域の景観整備、それから遊休農地の再生、再利用、こういったことに御活用いただけたらということで考えたものでございます。

議員御質問の単年作物、それから野菜などを補助対象にしてはということでございますが、確かに景観整備活動に非常に取組やすくスムーズな事業展開につながるかもしれませんが、この事業は地域の継続した景観形成に資することを目的としておりまして、単年作物というのは作付の年のみの活動で終わってしまうということ、それからこの事業が3年という時限でやっておりますので、この事業終了とともにその活動も終了してしまう、こういう心配がございます。今回は、この事業については対象外とさせていただきますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） まあそういう回答になるだろうという予想はありましたんで。ただ一応、町民の、区長の声をお届けせにゃいかんということで、あえて言わせていただきました。また、引き続き可能性を探っていきたいし、それに応対をしていただきたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 引き続き、大きな2項目めですが、「和気美しい森」と「天神山」について質問させていただきます。

和気美しい森が、先輩議員もコメントされてましたが、大変、最近活況でございます。和気町で、観光施設で一番、今人気があるんじゃないかなと、私も期待しておりますが、ここに目をつけられ、目をつけられたといひますか、こちらの和気町のほうから御縁があつて来ていただいたんですが、岡山理科大学の辻教授という方が、この方は牛窓に住んでられるんですけども、長船の美しい森っていうのがあるんです。長船で獣害予防の実験をしておつた。和気にも美しい森があるからちょっと来てみませんかというて、大変フットワークの軽い、いい先生で、もう何度も来てくださってます。もう和気町に移住しようかとまで言われて、本気で言われてるぐらいで、和気美しい森に泊まり込んで獣害予防の実験をされておる。これ、あまり個別商品名を出してはいけません。鹿ソニックというのがあるんですが、これは北海道で成果を上げておる。鉄道の中に入ってくるんです、北海道では、これを予防するためと。あとイノシシ対策にはいのドンというのがあります。少し適用範囲が違う、鹿とイノシシとでやっぱり大分性格が違うようでして、それぞれ別の機械がある。これ、両方、和気美しい森から天神山に入る入り口のところに付けておりますが、10月から実験して11月、2週間目で、非常に出なくなったというのが分かり、さらに2週間置きに辻先生が来られてる。直近では12月9日に来られてました。私もこのときは行きましたけど。日笠の方も来られて、和気美しい森のお手伝いしてる方なんか大変期待しておる。日笠でも鹿が出て、去年やられたから、これ町で取り組んだらどうだと、期待しておられる。これは後で言ひます、天神山、田土の区長も同じことを言われております。ということで、和気美しい森をそういう形でPRしたらどうか。ちょうど広報「わけ」の12月号にも、車につけた分が出てましたけども、まだこれ、今、継続実験中ですけども、ぜひ和気美しい森をそういう獣害対策の先進地としてもPRしてほしいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

今西議員の獣害対策の先進施設として和気美しい森のPRをしてはどうかということについてお答えをいたします。

野生鳥獣によります農作物被害につきましては、これは農業収入の低下ということだけにとどまらず、営農意欲の減退にもつながることから、深刻な問題であるというふうには認識をしております。本町の獣害対策につきましては3点ございまして、鳥獣の捕獲による個体群管理、それから防護柵等の設置による侵入防止対策、もう一個、生息環境管理というのに取り組んでいるところでございます。現在、県内の大学、先ほど今西議員言われましたが、岡山理科大学のほうで、和気美しい森で鹿、それからイノシシ対策の実証実験を行っているところでございます。この実証実験は、動物の出没をセンサーで感知いたしまして、それぞれの動物が嫌がる周波の音を発生させ、追い払うという措置を設置してございまして、出没状況を調査するものでございます。直近の実験結果をお聞きしたところ、一定の効果が得られているというふうには伺っております。先ほども少し申し上げましたが、この獣害対策につきましては、捕獲による個体群管理、それから防護柵の設置による侵入防止対策、それから山裾の草刈り等によります生息環境の管理、この3点をいかに徹底できるかで対策の効果が左右されるというふうには考えてございまして、今回の追い払い装置の設置による実証実験は、この3点目の生息環境の管理にあるというふうには考えております。野生動物と我々人間の生活エリアの距離を保つことに寄与するものと考えております。この実証実験については、おおむね1年間というふうにお聞きをしておりますので、実験の成果などを確認した上で、効果が見込める場合は、導入についても検討いたしたいと思ひます。また、実験の内容や施設のPRについても積極的に考えていきたいというふうには考えておりますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 課長、ありがとうございます。これは岡山理科大学の平野学長も大変期待しておられ

る。理科大にとっても、あそこ、獣医学部なんかあるので、動物に関しては知見がある。ですので、県内でそういう実績ができれば万々歳であるということでもありますし、和気町にとってもいいPR、まさに魅力、PRになるわけですから、全国的にですよ。宣伝になりますので。まだ新聞社は来てくれてませんが。もう少し結果が出たら、山陽新聞には来てもらいたいなということがございます。引き続きよろしく申し上げます。

引き続き、2点目の和気美しい森から、もうすぐ天神山城跡に入って行くわけですが、これは、実は田土の区長と話をしている中で、資料がございます。ちょっと見てください。A3で表裏の、質問事項2、田土の区長の案内で上ってまいりました。私も何度か行ったことがあります、まず左上から始まるんです。左上に、これ、御存じ田土の町道です。ちょうどクリーンボックスがある辺りに入り口があります。天神山城登山口と看板が出ておりますが、もっと大きいのがあったそうです。もっと大きいのが、県が立てとったのは、ぼろぼろになったから直してくれと言うたら、県が持って帰って何もしてくれんということをやられておりました。こっから山のほうに向かって上がっていくわけですが、左へ折れて、さらに右へ曲がる、これがその隣の右側の写真ですけど、ここに全く案内標識がないので、知ってる人しか上らんのだということを区長が言われました。ここに看板、標識をつけてもらいたいというのが、左下の天神山城跡こちらという。これ、カーブミラーのところのせひつけていただきたいということです。それから、見てのとおりで、もうこけがいっぱい生えとる、看板に。天神山城鳥瞰図というのがありまして、これ、字も読めないで、私、字のところだけ雑巾で拭いただけですけど。こういうのも、いかにも史跡を大事にしていけない象徴になつてきますから。その左下もそうです。天神社って、看板はこれ、教育委員会がつけたんでしょうな。この教委の看板は結構きれいですが、肝腎の神様が、これでは罰が当たるぞという状態になっております。県外の登山客もぼろぼろ来とられまして、ちょうど、県外から来ましたという。この後、和気鶴飼谷温泉は入ろうかと思うんだけど、どうでしょうかと言うから、ああ、ぜひどうぞと言うといたんですが。そういう客を増やすためにも、前に和気アルプスとか和気富士の話も同僚議員からありましたが、天神山を忘れてはいけませんよということを言いたいわけでございまして、一番最後の縦長の写真は、冬は葉が落ちて吉井川がよく見える。これ分かりますか。真ん中辺に山田小学校跡が見えるわけです。ずっと奥のほうは佐伯の盆地のほう。これが夏になると葉が茂って、吉井川が見えなくなる。山田小学校も見えなくなる。ここの木を切らせてほしいと。これが一番の区長のお願いでした。整備といいますのは、結局、展望スポット、この三の丸というのが非常に一番いいですが、何か所かあります。ほかのところはもう木が茂って見えません。昔は見えとったんで、切ったことがあるが、切ったら何か誰かに怒られたと。誰に怒られたんだって、それも分からないというので、20年ぐらいたつてるということで。林業に力を入れようという今の執行部の意向もあり、仮に保安林であっても、県の許可さえもらえれば、森林法、私も調べましたが、切れない木はないわけです。そりゃあ、県の許可があればですよ。これをやっていただけないかなというお願いです。以上いかがでしょうか。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

天神山城跡は、戦国時代に浦上宗景によって築城された、県下でも規模の大きな山城でございます。また、天神山は標高400メートルの山であり、ハイキングに手頃な山として、登山者も多いことを承知しております。このような点を踏まえ、文化財の面からも観光の面からも、議員御指摘のとおり、歩道や案内看板の整備、また景観の維持管理については非常に重要なことだと認識をしております。案内看板につきましては、近年、老朽化が見られることを把握しております。今後、改めて現地の状況を確認し、補修などの措置について検討してまいりたいと考えております。ただ、天神山城跡は、歴史的重要性から岡山県の史跡に指定されております。吉井川中流県立自然公園特別地域にもなっております。また、天神山は個人の所有地も多々ございます。樹木の伐採など、景観の復興や維持管理につきましては、所有者との協議、岡山県担当課との協議を経て進める必



要がございます。また、樹木の伐採後は草刈りも課題となってきます。以上のことを総体的に考えながら、どのような形がふさわしいのか、検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） ありがとうございます。岡山県が確かに管理しておる史跡でございます。その割には何かほったらかされてるといふふうに、私はもう最初から思っております。岡山県の教育委員会にぜひお願いをしていただきたいと。知事にも、教育が大事だと知事はおっしゃるんで、文化も、であれば天神山城跡もきれいにしてくれないと。まあ、こじつけですが、お願いもしていただきたいなど。

あと木を切るのについては、間伐でいいと思います。全部切る必要はないので。あと枝を落とすだけでも効果がありますので、ひとついろいろ、権利関係、ややこしいと思いますけれども、地元の人の悲願です。よろしくをお願いします。答弁はいいです。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） では、続けて3項目めへ行きます。

和気町自体の「魅力化」をと書いてますが、これは言外に和気閑谷高校というのが魅力化、言われてますけども、和気閑谷高校の魅力化という前に、自治体自体がもっと魅力化しなきゃいけない。この1項目、2項目、結局そういうことなんです。教育問題に入っていきますと、和気閑谷高校というのが、従野議員も言われたとおり、喫緊の問題である。それについて、町内のとある本を書いたりする、私は有識者と言っていいと思うんですが、岡山市でセミナーなんかをやってる方ですけど、この方が公営塾、これを高校生以上に拡大して、週1回からでもいいから、ENTER WAKE（エンターワケ）を使ってやってんだったら、高校生以上も、さっき従野議員が言われたとおり、電車を待ってる間、手持ち無沙汰の高校生を散見するので、彼らの居場所というところちょっと言い過ぎですけども、そういうことで週に1日だけでも私がやりますと、この方、おっしゃるので、ちょっと待ってくださいということで、和気閑谷高校の校長にも言いました。校長は、高校生にも声をかけるけれども、一応、社会教育ということで、和気町の大人対象にまずやっていただけたらなということでございます。実際、そのメンバーで集まって1回目のミーティングもやったりもしたんですが、1回、私に言ってこられた御本人が町長に直訴をしたいとおっしゃられてますので、これは対応をしてあげていただけたらなと思いますが、教育委員会として、こういう公営塾みたいなものを、ENTER WAKE（エンターワケ）で高校生以上を対象できませんかという、こういう質問です。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼いたします。

公営塾的な社会教育の場を高校生以上を対象に広げられないかについてお答えをいたします。

公営塾は現在、小学5年生、6年生及び中学生を対象として、火曜日に学び館サエスタで、水曜日及び土曜日にENTER WAKE（エンターワケ）で開講しております。平成28年に英語に重点を置いた教育を進める一環として始まり、現在は町の総合計画にも位置づけながら、英語を中心にしながら進めているところでございます。また、和気閑谷高校の魅力化について、現在様々な角度から検討を進めているところでございます。議論の中では、和気閑谷高校生を対象とした公営塾ができないかということもアイデアとして上がっております。いまだ提案段階で、形になるか分かりませんが、今後も議論を重ね、研究を続けてまいりたいと考えております。

社会教育の分野は、大人が対象だけではなく、例えば社会教育課では、公営塾とは別に小学生を対象とした子ども塾を毎年開講し、町内の児童に体験活動の場を提供しております。このような社会教育の場を中学生や高校生へと広げることは、今後検討すべき課題であると認識しております。議員御指摘の社会教育の場を高校生以上という御提案については、このような側面からどのようなことが可能なのか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 次長、ありがとうございます。私、言うの忘れてましたが、この公営塾というのは、地域おこし協力隊の方の熱意でもってるなと私は感じました。今、女性の方で先頭に立ってやっておられる方がおられるが、協力隊というのが3年間しかおられない。ずっとおってくれればなと思いつつも、やはり協力隊ばかりに頼っちゃいけないと思います。これを付け足していただきます。よろしくお願いします。

引き続き、2番目の、これも和気閑谷高校絡みなんです、実は。旧大國家の観光活用と、それから社会教育的活用と。和気閑谷高校の隣ですので。工事、あと5年ぐらいかかるようですけども、その間に和気閑谷高校がなくなったら意味がないんですが、あると前提しまして。これを、私が最初に言いたかったのが、和気閑谷高校生に使わせてあげたい、これが1つ言いたいことと、あと実は11月9日に、和気町観光ボランティアというグループで研修に矢掛町へ行ったわけです。ここでぴんとくるものがありまして、私も2回目も行ったんですけども、資料がございまして、さっきの写真の右側です。高草家というんです。議員でも2人ぐらい行かれてるから、釈迦に説法だと思いますが。矢掛町というのは、ちょっと和気町、かなわないんですけども、宿場町でしたから、大名が止まる本陣がある。これがお城に匹敵するぐらいの観光資源なんです。高草家というのはナンバーツーです。これ、脇本陣で、メインなのは石井家というのがもっとすごい。観光ボランティアですから、勉強で全部大体見させてもらいましたけど、500円です、入場料が。この高草家は300円。小・中学生はどちらも半額ということで、観光資源になつとるわけです。縮小コピーしたので見えにくいかもしれませんが。あとこのほかにも因幡屋という、昔の運送問屋です。古民家になっておりますけど、これを改良しまして、DMOの事務局になってる、休憩所にもなっておる、案内所にもなっておると。あと道の駅なんて、これは近代的な建物ですけど。そういうのが次々できて、ここ四、五年のことですよ、矢掛町がここまで変わったのは。だから、翻って和気町はというと、矢掛町と比べるべくもないですが、一応高草家に匹敵する建物です、この旧大國家というのは、旧大國家をこのように使えるように。さらに、観光ボランティアの方が言われるのは、泊まれるようにしてほしいと、観光客に。泊まりができるようなことはできないかと。どうでしょうか、お願いします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼いたします。

旧大國家住宅についてです。

旧大國家住宅は国の重要文化財に指定されておまして、国や岡山県の補助を受けながら、平成30年度より保存修理を進め、工期も中盤に差しかかっているところでございます。母屋や蔵座敷をはじめ、蔵まで含めて合計6棟が指定の対象となっており、それぞれの建物を解体、あるいは半解体する方法で保存修理を進めております。今後は、各建物の柱やはりなどの部材に補修を施した上で組み立てていくこととなります。その際、文化庁からの指導によりまして、耐震補強をすることが条件になっております。耐震補強は、少数の人物が建物入の場合と、観光のように不特定多数の方が建物に入の場合と、やり方が異なってくると聞いております。そのため、組み立てて耐震補強を施すことと並行して、活用する方向性を見据える必要が出てきております。和気駅からの好立地であることも踏まえ、町内外から多数の方を招くことのできる施設として、今後、活用に向けて議論を深めていく計画でございます。議員の御指摘も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） ありがとうございます。ぜひその方向で御検討ください。和気閑谷高校生にも楽しみにもなるように、検討をお願いします。

最後、3番目ですが、これは、矢掛町の先に、ちょっと行ったら福山市がありますけれども、私もこの5月にバラまつり、ずっと見させてもらいましたけども、日笠にバラ園がありますが、谷口さんですか、谷口造園、そ

の管理をするところが町外にある。これが町内ではもう手が回らなくなっておると。竹内さんという方ももうかなりのお年で。ただ、日笠の御婦人方は、皆さん、憩いの場にされとった。かなり立派なもんです、日笠のバラ園は。ただ、産業振興課、大変お忙しいので、心苦しいところがあるんですが、ぜひ維持してほしいと。私、個人的にもバラを売ったことがあるので、知っとるんですけども、実はこの福山市というのは、資料にありますとおりで、裏のほうです。世界バラ会議というのがあるんです、国際的な、3年に1回やられる。今年はオーストラリアのアデレードでやって、山陽新聞に出てましたけど、実は3年後は福山市でやる。世界中のバラ、イギリスとかヨーロッパは多いんですけども、来る。それに向けて、推進室が市役所にできております。安原さんという、女性ですよ、部長は。この方とも会いましたけども、女性が活躍しておると。バラとか、男がやるより女性がやるほうがいいんでしょうかね。次長の市川さんという方から詳しく、資料をいっぱいもらいました。その一つですから。国内にはバラサミットというのがあるんだそうです。和気町みたいにバラを扱ってる自治体、結構あるようで、福山市が中心になって、年に1回、あっちこっちで、各持ち回りで集まってるんだそうです。ですから、ここに和気町も入れてもらって、話を聞いたらどうかと。あと、市民向けに毎月、バラ大学なんていうのをやってるようですから、1回、近々に行くのもいいかと思っておりますけれども。栽培の仕方とか、まちおこしのいろんなやり方、至るところにバラがありますから、福山市へ行きますと。これを参考にしてみたらいかがでしょうかという質問です。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

福山市のバラによるまちづくりというのは、戦後の復興ということで、住民と行政が協働いたしまして、約1,000本のバラを公園に植えた、これがスタートでございまして、今日まで様々な取組によってバラのまちづくりというのを進めておられるということは承知しております。議員おっしゃられたように、剪定講習会でありますとか、バラ写真のコンテスト、それからこういったことも行われております。2025年には、世界バラ会議の開催地になるということもこのたび決まっております、福山市というのは、非常に有名な自治体でございます。

本町のバラ園でございまして、日笠上地内にごさいまして、今年度、3年ぶりにバラまつりというのを開催いたしました。期間が5月14日から29日までの16日間だったんですが、県内外から多くの方にお越しをいただいております。地域とのつながりも大事にしながら、これまでと同じような規模で、あまり大きな手間とか経費をかけず、継続していきたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） ありがとうございます。もう時間がいっぱいになってしまっていて、オーバーして、御迷惑かけますが、住民様の、私は御用聞きに徹するというで議員にさせていただいたので、どうしてもたくさん案件が出てきます。引き続き、皆様方へ、これ、ぜひ町長を筆頭に取り組んでいただきたいとお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで今西宏康君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、ここで打ち切り、12月14日、午前9時から引き続き行います。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後0時01分 散会

令和4年第6回和気町議会会議録（第8日目）

1. 招集日時 令和4年12月14日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年12月14日 午前9時00分開議 午後0時01分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 今西宏康	2番 尾崎智美	3番 從野勝
4番 神崎良一	5番 山本稔	6番 居樹豊
7番 万代哲央	8番 広瀬正男	9番 西中純一
10番 安東哲矢	11番 当瀬万享	12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町長 太田啓補	副町長 今田好泰
教育長 徳永昭伸	総務課長 永宗宣之
危機管理室長 河野憲一	財政課長 海野均
まち経営課長 寺尾純一	税務課長 豊福真治
生活環境課長 山崎信行	健康福祉課長 松田明久
介護保険課長 井上輝昭	産業振興課長 新田憲一
都市建設課長 西本幸司	上下水道課長 田村正晃
総務事業課長 岡本康彦	会計管理者 清水洋右
教育次長 万代明	学校教育課長 國定智子
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付議事件等	結果
日程第1	一般質問 1. 7番 万代哲央 2. 2番 尾崎智美 3. 4番 神崎良一 4. 9番 西中純一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、昨日13日に引き続き一般質問を行います。

それでは、7番 万代哲央君に質問を許可します。

7番 万代君。

○7番(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

昨日の一般質問を聞いていまして、質問される方、答弁される方、双方とも真剣味があるなど私には伝わってきました。質問される議員が現場主義に徹して足を運んで感じたことを質問していると、そういった実感を抱きました。また、何をやるにも予算が一番だと、そうも思いました。執行部も、優先順位の決定、施策の早期の検討や決断が求められて課題が山積している、それにもめげず一丸となって頑張っている、そういう姿を私は想像しながら聞かせていただきました。

私は、3つ質問をさせていただきたいと思います。

1つ目の質問ですけど、今回実施した町政懇談会についてです。

今回実施した町政懇談会、11月4日から11月21日の間、7会場で開催されました。懇談会を通して、町長、副町長が、町民の皆さんの意見を聞いて痛感したこと、感じ入ったこと、胸に強く響いた意見、町政のヒントになった意見等々、御自分なりにまとめてお答えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(山本泰正君) 町長 太田君。

○町長(太田啓補君) おはようございます。

それでは、万代議員の質問にお答えをいたします。

今回は、旧佐伯町で2か所、旧和気町で5か所の計7か所を開催させていただきました。主催者を除いた延べ参加者数は約300人、平均で四十二、三人ということでございました。

それぞれ、開催地区の実情に関する御意見が出されました。特徴的な御意見を紹介をしますと、例えば山田、塩田地区であれば、片鉄ロマン街道の整備や農業経営者育成の問題、さらには道の駅構想などが出されました。佐伯、昭和地区では、町営路線バスの利便性の問題や移動式排水ポンプ車の作動訓練などの意見も出されました。また、石生地区では、和気橋の架け替え問題、吉井川の水質悪化の問題、さらにはボートレースチケットショップの協力金の使途などの御意見もございました。本荘地区では、和気駅前開発に係る問題で、駐車場の拡張とエレベーター設置は必ず実現してほしい。また、牧場の臭気問題と水質問題、人口減少と和気閑谷高校の魅力化、さらには行財政改革の必要性などの御意見もございました。藤野、日笠、和気地区においても様々に多くの御意見をいただいておりますけれども、時間の関係で割愛をさせていただきます。

そのような御意見をいただき、町民の方々の町政に対する関心の高さに改めて敬服をいたしました。その一方で、町に対する要望が優先をされ、和気町全体を今後どのような方向に進めていくのかという議論はできませんでした。それは、提起者としての私の報告内容に問題があったこともその要因になっていると実感をしています。議会報告と今後の課題ということが中心で、和気町の中・長期的なビジョンをお示しできなかったという点

もあつたと思います。また、懇談会の開催時間、場所なども課題として残されました。今後においても町政懇談会は継続をしていきたいと考えていますので、議員各位におかれましても様々な御意見を御提案いただければありがたいなというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 町政懇談会につきまして、今後の町政に取り組む上で私が受け止めた意見、要望について総括してお答えさせていただきます。

各懇談会では様々な御意見や御要望をいただきましたが、多く出された意見はまず農業問題です。現状における農業経営の厳しさや今後の農地管理に対する不安、また草刈り作業の負担など、御意見をいただきました。こういった背景には、言うまでもなく中山間地域における高齢化が要因となっておると思っております。これといった具体策をお示しすることはできませんが、農家が抱える諸問題のみならず、地域コミュニティの維持が困難になることも懸念されます。今後とも、耕作放棄地対策など、農地を守る上での打開策に取り組み、活力ある地域の存続を目指してまいります。

次に、和気駅前駐車場の拡張と和気駅のエレベーターに関する意見でございます。

賛否両論の御意見をいただきましたので、整備の必要性について丁寧に説明を行った上、理解を求めてまいります。

次に、町営バス運行の御意見です。

路線やダイヤの見直し、土日運行の要望などをいただき、今後のアンケート調査などを参考に検討してまいります。

最後に、和気橋の架け替えに関する御意見です。

60年を経過する和気橋について、不安であるとの御意見をいただいております。以前から岡山県に対し要望を続けており、現在実施している耐荷力照査の結果を踏まえ、町としてどのような対応を取るべきか、関係者とも相談の上、検討したいと考えております。

また、御意見の中で、和気町の人口が1万3,000人程度になっており、統計では2045年には1万人を割り、高齢化率も50%を超える。そうすると、魅力ある和気町をつくるのは難しいと思う。もちろん職員は考えていると思うが、町民の中で個別課題に興味がある方との意見交換の場を設けて意見を出してもらうことで、町としても動きやすくなるのではないかと。様々な課題を町民に訴えかけ、町民参加型の意見交換を行ってほしいとの御意見をいただきました。この御意見は、これからの町政運営の参考として取り入れていきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、私の総括答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 今答弁いただきました。ありがとうございます。

約300の方が出席されたということですから、皆さんそれぞれ自分の思っておられることを発言されたんだと思います。

今聞いていた諸課題につきましては、以前から言われていること、また人口減少の問題や子育てのこととか、いろいろあつたんだろうと思います。今聞いていた範囲では、割と50代とか60代とか70代とか、そういう世代の方が多かつたのかなというように感じて、若い人は、子育てとか、そういうことは今おっしゃらなかったもので、どうなんかなというふうなことをちょっと思いましたけども、その中で、私が今聞いた中で、町長が言われた、全部はちょっと覚えてないんですけど、一番印象に残ったことは、中・長期的なビジョンというのを示すということができなかったというようなことですが、私もこの町政懇談会で町長がそういったビジョンみたいな

ものを示されるのかなというふうに思っていました。また、期待もしておりました。そういうのがなかったんですけど、これはこれからおいしい、そういうものは必ず自分で考えられたことが出てくると思いますので、日々業務をする上でみんなから聞いたことをよく精査されて、短期、中期、長期と分けてビジョンをつくっていただきたいなと思います。

これは私ごとですけど、ちょっと余談事みたいになりますけど、私はビジョンと申しますか、これからのまちづくりで一番大切なのは幹線道路の整備だと思います。役場へ通じる道とか和気駅の南口、便利に通じるような幹線道路、これを、道路網の整備、インフラ整備、これが今一番大事なことじゃないのかなと。もちろん所々の大事な課題はたくさんありますけども、何年、何十年とかかかるような、そういった幹線道路の整備に向けて頭を使っていたきたいなというふうに私は思っております。

今後とも、この町政懇談会というのは続けていかれるんだろうと思います。

一つ、余談事かもしれませんが、二、三日前にうちに用事があって来られて、それで用事が済んで帰られようとしたんですけど、またこっちを振り向いて、私のそばへ来て、その人は町政懇談会に来られておった人ですけど、その人が、町長が地元へ出向いているんな話をしてくれると、それはええことじゃろうというふうに私に言うて、それからちょっと間を置いて私に問いかけるように、そうじゃろうと言うて帰られました。その背中を見ると、何か満足げに帰られたような、そういうような気が私はしました。

今後とも、町政懇談会を継続していくというのは、継続していくことが肝腎であるということは誰もが納得されているんじゃないかなと思うんですけど、そういう中で、皆さんの意見を聞いて、その意見を反映させて、タイムリーなといいますか、クリーンヒットが打てるような施策というのをやっていけるかどうかというのが今後試されるんじゃないかなと思いますので、そういうことで頑張っていたきたいと思います。

今日は、こういう質問は、一般質問じゃなくて、全員協議会とかで町のほうから積極的に提案していただければいいと思うんですけど、そういう取りまとめもまだこれからなのかなと、こう思いますが、今日はライブ配信もありますし、録画の配信もありますので、多くの方に町長、副町長の生の声を聞いてもらえるというのも意義があるんじゃないかなと思って質問させていただきました。

先日来、地元で人に会ったりして、皆さん言われるのは、この町政懇談会のどういう意見が出たか、そしてどう回答をされたか等々を取りまとめた報告書みたいなものを行政区ごとに回覧という形でお渡しするというようなことを懇談会の終わりのときに言われたと思うんですけど、意見では、広報わけ等に掲載してほしいと、そして各区に配布してもらえんかというようなことを、直接私に言われた人もおられますし、電話でそういうことも聞きました。昨日も広報の質問が出て、その答弁で、町民が見たい情報を多くの町民に見てもらおうと、これが広報の一つの在り方だというような答弁もあったと思いますので、この点、町長にお尋ねしたらいいのかなと思いますけど、広報に載せて配布していただけるかどうか。これは町民の皆さんの声ですから、多分多くの皆さんの声だと私は受け止めておりますけど、どのように思われるかお聞かせいただければと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 万代議員のほうから再質問をいただきました。

おっしゃるとおりです。まず、参加者の方は、高齢者といいますか、若い子育て世代の方というよりは50代以降の方が多かったというのは全くそのとおりでございまして、それを感じまして、今後はどのような場所や時間帯でやればいいのかということも今検討させていただいています。例えば、土日のお昼にするだとか、それから一つ、教育長とも御相談させていただいたんですけども、学校の参観日の後にやるだとか、入学式の後にやるだとかというような、いろんな場面場面を考えてみたいなということを思っています。

それから、中・長期的ビジョンが示されなかったというのは、非常に私も報告不足だったなというふうに思っています。私は、人に優しいまちづくりを目標として行政運営を進めていきたいと考えています。基本は、202

1年3月に策定をいたしました和気町の総合計画に基づいて進めていきたい、それを少しでも進化をさせていきたいというふうに考えていますけども、各分野分野で、安心・安全のまちづくりをどうするか、教育文化分野ではどのようにするかとか、子育て福祉分野、人権協働の分野ということで、いろいろ考えて、今後ビジョンを練り上げていきたいというふうに考えています。

今後の懇談会の在り方は、先ほど述べさせていただきましたけども、今回行った懇談会の報告につきましては、どのような形で町民の皆様にお返しをしようかなと考えています。そのときに言わせていただいたのは、各地域で回覧をしていただこうかなというふうなことも考えていましたけれども、広報には、多くのことは載せることはできませんけれども、特徴的な点につきましては、広報に載せて皆様に見ていただくというふうにしたいと思います。

もう、どのような意見が出されたかということは取りまとめをしています。あと、それに対する町としての回答といいますか、御返事についてまだ、この議会が終了後、進めていきたいと思いますので、いまだ少し時間がかかるかもしれませんが、広報に載せてお知らせをするということはお約束をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） よろしく願いいたします。

2つ目の質問です。

旧石生小学校の跡地、建物は今現存していないわけですけど、その旧石生小学校の跡地と旧石生幼稚園の跡地の環境整備について質問させていただきます。

要旨明細は分かりにくいことしか書いてないんで、説明させていただきます。

私は、旧幼稚園の前にある田原井堰資料館、この資料館が今後も今のままの状態であることに強い懸念を持っている一人です。

私も現場主義ですので、館長にお願いして、何年かぶりで資料館の中の展示品とか書庫の状態、それから有識者の方の蔵書等を見学させていただきました。整理すればもっと充実した資料館になることは間違いないと確信いたしました。

閉館しているのではないんですけど、見学者は減少しております。今年度は岡山市から1団体17名が、昨年度は備前市の観光協会、これは館長がいろいろPRして、そして来られたということですけど、備前市の観光協会ともう一つの団体で35名ということが芳名録にありました。それから、5年前の平成29年度の記録では、個人、団体、県内、県外合わせて見学者234名ということでした。コロナ禍という現状もありますけど、だんだん資料館の存在自体が忘れられつつあるというのが実態ではないかと、何とかしたいなというのが今日の質問につながっております。

地元の方と時々雑談をするんですけど、そういう話の中で、質問にあるように、旧石生学園の跡地をまず整備することが大事じゃないかなと。資料館も含めて、資料館もまた復活させなければいけないけども、その手がかりとしては跡地をまず整備しよう、そういうのが大事じゃないかというような話をしました。桜とかもみじを植えて、多くの人が集まって、わいわいと集うような環境づくり、それをするところから始めようじゃないかというような話をしました。

また、旧石生の幼稚園、これは、今建物が3部屋ぐらいあったと思いますが、これは町内の趣味同好会の作品展示等に利用していただいて、今は何か染物の同好会の方に時々使っていただいているというようなことも聞きましたけども、徐々にではありますけども、にぎわいを取り戻すことが大事ではないかというような話をしました。

今後は、地元のまちづくり協議会と、それから跡地の検討部会がありますから、そういった関係者の方と跡地



をどうしたらよいかと話し合うところから始めていきたいと、そう思っております。

また、資料館を管理する教育委員会の意向も含めて、今後検討する必要があります。その資料の本元であります県指定の史跡の旧田原井堰の遺物と現存の田原用水等々、これを保護、保存、維持管理していくことは町の責務だと私は思っております。

和気町にある、ほかのどこにもないこれらの宝物を町内外に広くPRして、にぎわいのまちづくりを醸成するためには、今後多くの人に資料館の見学をしてもらって、満足してもらえるように資料館の中身をリニューアルする、そういう必要性があると思います。それと同時に、それと一体的に跡地をどう環境整備するかと、それを検討する必要があります。このことに関して町の見解をお聞かせくださいという質問です。答弁をよろしく願います。

○議長（山本泰正君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 旧石生小学校と旧石生幼稚園の跡地の環境整備についての御質問でございます。

今年の8月4日付で、石生地区4区の区長名で、7項目について町長宛てに要望書をいただいております。その中の1項目に、小学校の統廃合による跡地整備の早期実施を望むとの要望がございまして、8月18日に館長に立会いをお願いし、町長と私と担当者で現地を確認を行いました。同日、区長に、広場と旧石生幼稚園の利用について再度関係者で相談していただくようお願いをいたしました。

翌日の19日、区長が来庁されまして、相談結果について報告を受けております。内容につきましては、旧石生幼稚園の園庭と広場の間にある排水路へのグレーチングの設置、広場内への夜間照明の設置、道路を隔てた地区館前の空き地についての利用は了承する。最後、旧幼稚園のIPU利用は了承するという報告がございました。

それを受けて、11月上旬、館長へ内容について報告をしております。グレーチングについてはもう設置済みでありまして、広場内への夜間照明は令和5年度に設置する予定ですと。旧石生幼稚園については、IPUから、トレーニングルームとしての利用を検討したが、床がウエートに耐えられないなど改修費がかさむことから利用できないとの回答があった旨をお伝えをしました。

先ほど議員から、田原井堰資料館の見学者減少について強い懸念をお持ちであり、そのためには広場の整備等が大切であると今御意見をいただきました。旧石生幼稚園は、石生地区館の分館として位置づけられて利用されているのが現状でございます。石生地区館内に併設されている田原井堰資料館は、現在は見学希望を受け開館をいたしております。和気町資料館条例では、関連資料を展示して、広く一般に公開し、郷土文化の維持向上を図るとの設置目的がうたわれています。そのことに関連し、見学者の増員を図っていくための跡地の有効利用について、地元と町で話し合いの場を持つ必要があれば対応させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 今答弁していただきまして、これまでに4区から出ている要望、それについての説明あるいはその要望に答えていただいているというような答弁だったと思います。ありがとうございます。

私が質問させていただいてるのは、その上で、加えて、今後は、跡地と資料館というものを念頭に置いて、跡地と資料館のリニューアルということを視野に入れて一体的に整備していくということを思ってるわけですけど。

昨日、私も、この質問をしたらどういう御答弁をくれるのかなというようなことも思いながら考えていたんですけど、ちょっと聞いていただきたいんですが、こういうことかなと思うんですけど、結局は、地元にあるまちづくり協議会とか、それから跡地の検討会とか、それでよく話し合っ、その結果を町に伝えて、そして、その部会にも来ていただければいいんですけど、町から、そうやって決めたことを、今度は、町の跡地検討会です

か、そのほうに開催をお願いして、予算もかかることだと思うんで、それも徐々に整備していくということになると思うんで、一応町の跡地検討委員会に議題として上げることになるんじゃないかなと。議題っていうか、内容は、旧石生学園の跡地利用と田原井堰資料館利用の一体的な整備についてこういうプランがあるんだけどどうでしょうかというようなことを、町の検討委員会で諮る必要があるんじゃないかなというようなことをちょっと昨日思ったんですけど、そういう手順で進めるのが一番いいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本泰正君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 石生のまちづくり協議会や跡地検討部会の中で話を持って、その意向について町のほうにお願いすると。その内容について、学園跡地協議会がいいかどうか分かりませんが、そういった意見、御意向があれば、教育委員会の考えもありますので、その中でその意向を基に話を持つことは大切だと思っております。

ですから、あそこの資料館の利用について前向きにどういった取組ができるか、これから検討していくことは大切なことだと思っておりますので、またそういった組織の中で話がありましたら、また町のほうに御一報くださいましたら、その会の中にも参加もしたほうがいいということであればさせていただきますので、また情報をいただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問です。

ちょっと分かりにくい質問になるんじゃないかなと思ってちょっと恐縮してるんですけど、時間もないので簡単にやらせていただきますが、3つ目の質問で里山周辺の整備促進ということなんですが、このタイトルを聞いただけじゃちょっと分かりにくいんですけど、不要な雑木等の伐採する場合の補助金の制度をつくってはどうかという質問であります。

明細にありますように、居住している建築物、つまり宅地とか納屋とか倉庫などです。そのような建築物に倒壊による被害を与えるおそれのある立木の伐採や、所有する里山の竹やぶの竹の伐採とか、クヌギとかナラなどの有用林の育成を妨げる樹木の伐採等に係る費用に補助金を交付する制度をつくってはどうかという質問です。住宅リフォームの補助金制度がインドアの支援なら、このような危険木の伐採を支援する制度はアウトドアの補助金制度だと思います。また、移住・定住支援が町にはありますけど、同様に危険木の伐採というのは、長年住み続けている世帯が今後、子世代、孫世代と住み続けることにつながって、世帯の定住化を支援する補助金の制度であると考えております。この事業につきまして質問したいということでございます。答弁よろしく願います。

○議長（山本泰正君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 居住している建物等に倒木による被害を与えるおそれのある立木を伐採するとか、竹やぶの下刈りなどに助成金を交付する制度をつくってはどうかという御質問でございます。

県内では、吉備中央町において里山整備促進事業の補助制度がございます。集落に接した天然林について、補助額を補助基本額または委託料のいずれか低い額の3分の2以内とし、補助基本額として、下刈りでは10アール当たり1万5,000円、危険木伐採では委託に限りまして1か所当たり15万円となっております。こういった要綱がございます。補助対象者は町内の森林所有者または森林管理者で、事業完了後、下刈り等の自主的整備を行うことが要件となっております。

同様の制度導入につきましては、町内の現状を把握した上、判断する必要があると思っております。今後、里山において高齢化が進み、作業が困難な方への支援策として有効であるか研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 分かりにくい質問だと思うので、答弁のほうも仕方に困るんじゃないかなと思います。町内の現状を把握した上で判断するという答弁、それしかできないんじゃないかと思う。結構でありますけども。

吉備中央町の例が出ましたけど、ここにちょっと聞いてみたんですけど、もう自宅の敷地の中にある老木とか、台風などがあつた場合は倒れる危険があるというような木、それから家の裏の里山等々の木、そういうものを伐採することにほとんどこの補助金を充てているというようなことでありましたんで、また検討をよろしくお願いします。

あともう一つは、皆さんもよく見る光景だと思うんですけど、台風とかの後、あるいは台風じゃなくても、日常的にでも、通勤、通学路が山に接してる場合、そこから枝が出て通りにくいか、材木がそこで倒れているとかというようなことがあると思うんですけど、そういうことを、伐採するあるいは枝打ちをするというようなことでも、地元でできるというような制度をつくっておりますので、これも併せて、これは交通等に支障木がある場合の伐採除去の補助金交付要綱ということで定めておりますので、こちらのほうの検討もお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） それでは、私の一般質問、これで終わります。

○議長（山本泰正君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

次に、2番 尾崎智美君に質問を許可します。

2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 一般質問をさせていただきます。

前回は引き続き、水道水の品質や安全性についての質問をいたします。

セラミックが主成分である水質改善剤を使った実験が高い効果を示したと聞きました。どのような効果があつたか教えてください。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） それでは、尾崎議員からの質問に対してお答えをさせていただきたいと思ひます。

今回調査を行いましたものは、県外の業者が調査を実施いたしております。この業者は総社市の総社宮の池で水質改善の実証実験をしたことがありまして、それを町の水道施設に利用ができないか、応用ができないかということで御提案をいただきました。いきなり町の水源地の井戸を使って調査をするっていうことは、衛生的な面、それから安全性の担保がされていないということで、それはお断りをさせていただいたところです。それならば、毎日飲み水として使っていない井戸である個人井戸であるならば、仕組みは同じようなものですので検証ができるんじゃないかなということで考えまして、私の自宅の井戸で検証を行いました。私の井戸は、トイレ、それから庭への散水等に使っておりますので、井戸の水を使った分だけ湧いてくるというような形ですので、水源地の井戸の構造と似ているということから実験をスタートをさせていただいたところでございます。

本日、井戸水の水質検査の結果報告書をお手元に配付をいたしておるところでございます。

今年の8月から、セラミックスを主成分とする水質浄化剤がどれくらいの水質を向上させるか検証をしております。大まかな理屈といたしましては、土の焼き物であるセラミックが媒体となって水のクラスターを細かく分けることによって水質を改善するものであります。何かを井戸の中に投入して混ぜるとか、そういうものではありません。写真のように、井戸水の中に、プラスチック製の容器に500グラム、これが入っておりますが、セ

ラミックスを2個、計1キロ、井戸水の中に漬けるような形でつり下げております。

裏面には、水質検査の結果表をここにお示しをさせていただいておりますが、一般細菌の数、それから大腸菌の数、好気性細菌の数、嫌気性細菌の数を調べております。一般細菌でいいますと、大腸菌の数、それぞれ調べておりますが、1ミリリットル当たり、一般細菌につきましては3,000から、1か月後には370と、それから2か月後には、井戸水の水質基準を大きく下回る53、それから3か月後には7という数字になっております。減少率としては99.8%と、大きな改善が見られたところでございます。同様に、好気性細菌、それから嫌気性細菌の数も減っておりますし、大腸菌の数もこのように数値が減少してるところでございます。

以上で検査結果の報告とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 非常にいい効果が出たということですね。そうしてみますと、町の水源地でも実験してみるといいんじゃないかなとは思いますが。水の流量が違うとか、様々条件は違うとは思いますが、先ほどの答弁にもありましたように、何かを投入するというよりは、水に漬けておくだけなので、効果があるかないかは別としまして、安全性の問題は少ないんじゃないかなと思いますので、1度検討してみたらどうかと思います。全ての水源地でなくても、数か所でやってみたらいいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの意見をお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 以前から、水質改善に何かいいものはないかということでいろいろ考えておりました。今回、実験でいい結果が出たというはうれしく思ってるんですが、まだ3か月でございますから、まだ長期的に検査をしていくという必要はあるんじゃないかなって思ってます。

全国的にもこの方法でやっている自治体っていうのはないと思いますので、継続して、今度は我々が、水源地で水質検査をしております岡山県広域水道企業団、このあたりについても協力をいただいて進めていきたいというふうに思ってます。

今議員がおっしゃられましたように、この安全性が担保できるというようなことであれば、今度は町の水源地でも実証実験が可能というふうに考えております。まだ3か月でございますから、今の段階では具体的なスケジュールっていうのはお示しできないところでございます。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 分かりました。そうですね。町独自でやるより、課長がおっしゃるように、県の広域水道企業団と協力してやるほうがいいんじゃないかなというふうに思います。ぜひその方向性でやっていただきたいと思います。うまくいけば、県の水道企業団にとっても非常に喜ばしいことだと思いますし、全国にそれが波及する可能性もあるかもしれませんのでね。

前回の一般質問で、水道の水質改善のために町内に分散している水源一つ一つに紫外線照射の設備を造ったりフィルターを造ったりするというのは非常に費用がかさむので、統合したらどうでしょうかという提案をしましたが、これがうまくいくようであれば、もうその必要もなく、水質改善が安い費用でできるんじゃないかなというふうに思います。まだ検証がされてないという段階ですので、あれこれ思い巡らせるのも取らぬタヌキの皮算用ということになるかと思っておりますので、そのあたり、今後期待しながらお願いしたいと思います。

そのあたり、今後の希望というか、予算がかなり削減できるんじゃないかというようなあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 限られた予算の中でおいしい水を提供するっていうことは我々の責務だと考えております。しかし、施設の統合っていうお話がございましたが、これにも費用がかかってまいります。それ

で、議員が言われましたように、紫外線滅菌、それからフィルターによる浄化と、そういった施設によるものについても、これはランニングコストがどんどんかかってまいりますので、そのあたりのこともあります。しかし、こういったセラミックによる水質改善ができていけば、そのあたりの費用っていうのは削減できる可能性もあるというふうに考えております。そのあたりは今後またしっかり検証してまいりたいと思います。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 既存の方法だけでなく、新しいことを模索してるということで、今後の水道行政に希望が持てるような気がいたします。このセラミックの方法がうまくいけば、同じような悩みを抱えてる自治体は全国各地あると思いますんで、そういったところの光明にもなるかと思っておりますので、ぜひとも和気町がよき先進事例となるようにお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 和気駅北口の開発についての質問に移ります。

まだ議員経験が十分でない私にとって、いろんな地域の皆さんの意見をお聞きすることができた町政懇談会というのは、私にとって非常によい勉強になりました。その中でも、和気駅の開発に関する意見や質問が複数ありまして、町民の関心の高さを感じました。推進すべきという意見をお持ちの方や反対の意見の方もいらっしゃいましたが、声を上げられた人の数だけでいいますと、若干、エレベーターの設置を願ってる方のほうが多いように思いました。

高齢者、障害者、乳幼児の子育て中の人にとって、エレベーターの存在はありがたいことだろうと思います。しかし、その方々の不便を解消するために果たして本格的なエレベーターが必要なのだろうかというふうな思いはあります。エレベーターというより、昇降機といいましょうか、ホームエレベーターのグレードの高いようなものを設置して、このエレベーターは高齢者、障害者、ベビーカーをお持ちの方の専用のもので、階段の上り降りが不自由でない方はできるだけ階段を御利用くださいといったようなパネルを設置して、必要な方だけ利用していただくようにしてはいいんじゃないかなというふうに思っております。そのほうが、初期費用もかかりませんし、年間の維持管理費用、ランニングコストも電気代も安くつくんじゃないかなと思います。分不相応な豪華なエレベーターではなくて、小さな町には小さなエレベーターが似合うんじゃないかなというふうに思います。

そこで、1つ目の質問なんですが、昇降機とかホームエレベーターのような簡易的なエレベーターではなくて、本格的なエレベーターを検討してるという理由についてお聞かせください。

続いて、2つ目の質問に移ります。

和気駅の北側の駐車場に関する質問です。

和気駅北側の駐車場の正式名称は、和気町営駐車場条例によって和気駅前駐車場と決められていますが、和気駅南駐車場と区別しやすいように、駅北駐車場というような形で表現させてもらいます。

町政懇談会の中で、町民への説明の中で駐車場の使用率についての説明がありました。コロナ禍になり使用率が減少したが、徐々に利用者が増えてきて、今年は駅北駐車場の使用率が114%に増えてるという説明がありました。例えば、電車の乗車率が100%というのは、定員とされる数だけ乗客が乗ってるということを示しております。具体的には、座席が全部埋まり、立ってる人も、つり革につかまってる人も全員いるというような状態ですね。その状態が100%として、お盆やゴールデンウィークになりますとニュースで乗車率200%といったような報道がされますが、それは定員の2倍が乗ってるということです。となると、駐車場の使用率が114%というのはどういう状態なんですか。恐らく、14%の車が枠外に止めてるということではないんだろうとは思いますが、そのあたりのことをお聞かせいただきたいと思います。

飲食店でも家電量販店でもコンビニでも、適切な駐車場の台数を考えるときに、一番店が混むとき、言い換え

れば一番駐車場がにぎわうときに満車になるかどうか、そのことが重要ではないかなというふうに思います。そのときでも1台、2台と空いてるんであれば、お客さんを逃がしてない効率のよい商売ができてるといことだと思います。飲食店でいうなら、昼の最も混む時間帯に合わせて余裕を持って駐車場を契約しておきたいところですが、駐車場の契約費用も考えましてバランスを取らなければなりません。そうしたことから考えますと、気になるのは、駐車場が満車になる日がどれぐらいあるのかということ、それと満車状態はどれぐらい続くのかということだと思います。満車でも、しばらく待ってれば空くのとそうでないのとでは違うと思いますので。

2つ目の質問に移ります。北口の駐車場の使用率が11.4%というのは、どういう計算でそうなるのかという質問と、それに付随して、満車になった日数ですね。これは、1分でも満車になった瞬間があればその日はカウントするといった感じで、トータルの満車になった日数を教えていただければと思います。さらに、分かれば、満車になった瞬間があった日は何分ぐらいの満車時間があつたかというのを教えていただきたいと思います。入出庫の時刻とかは、機械で管理してますので、そういった記録がなければ仕方ありませんので、分かる範囲で答弁いただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

尾崎議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、小型のエレベーターではなく、本格的なエレベーターが採用予定である理由はについてでございますが、設置を検討しているエレベーターにつきましては、これからJRとの協議を進めていく段階であり、詳細設計も発注しておりませんので、現段階ではどのような規模でどのような設備になるかは決まっております。今後、規模等につきまして十分検討してまいるところでございます。和気町といたしましては、車椅子の方や荷物を持ったお年寄り、妊婦の方々が快適に乗っていただけるためのエレベーターの設置をというふうに考えておるところでございます。

2点目の和気駅前駐車場の使用率が11.4%の計算方法についてでございますが、令和4年4月から10月の7か月間の駐車台数の合計1万4,140台を利用日数214日で割り1日平均利用台数を算出した数値である6.6台を、さらに駐車枠の58台で割った数値でございます。

和気駅前駐車場が満車になった日数と満車状態の時間平均についてでございますが、町営駐車場に導入しております機械式出入庫管理のシステムにつきましては算出することができませんので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） ありがとうございます。

エレベーターの設置を望む町民の声が多いことは分かります。ですが、エレベーターの受益者は限定的ではないかなというふうに思います。和気駅にエレベーターがないのは格好悪いとか、立派なエレベーターがあると誇らしいといった町民の声もあるようですが、限られた予算での町政運営ですので、町の中心街にだけではなく、辺地と呼ばれる地域のほうにも目配りをしていただけたらと思っております。決してエレベーターの設置に反対してるわけではありませんが、防災都市公園と比較して、比較するのは適切ではないかもしれませんが、収入が見込める防災都市公園の計画と、全く収入が見込めない、年間維持費がかかるエレベーターという違いもありますので、そのあたり総合的に判断いただけたらと思います。

エレベーターに関しては、こちらの都合だけではなくて、JR西日本さんの意向もあるかと思っておりますので、まだこれから検討ということですので、町民の意見とかも聞きながら進めていただけたらと思います。

それから、駐車場の使用率に関してですが、計算式は分かりました。町民も11.4%と聞くと、さすがに1

4%の車が枠外に止めてるというふうには思っていないとは思いますが、その数字だけを聞くと、満車の状態が常態化してるんじゃないかなというふうな印象を受けるかと思います。数字はうそをつかないが、うそつきは数字を使うということがよく言われますが、誤解させるのが目的ではないとは思いますが、町民が実態を誤解しないような丁寧な説明をお願いできたらと思っております。

民間では、駐車場の状況把握に稼働率という指標を使うようです。具体的には、24時間営業の駐車場ですと、1番の駐車枠に12時間車が駐車した場合は稼働率50%といった、そういった計算になります。10台分の駐車スペースがあれば、10台分の稼働率の平均がその駐車場の稼働率ということになりますので、当然ながら、稼働率という計算でやりますと、100%を超えることはありません。稼働率が7割あれば、もう駐車場経営としては非常にいいということを知っております。

あと、回転率という指標もありまして、飲食店の回転率と同じような考え方ですが、喫茶店など、お客さんがゆっくりと過ごす店は回転率が低くて、ファストフード店のように短時間で食事を済ませる店は回転率が高いということになります。これは1日のお客さんの数割る客席数というのが回転率になりますので、今回お示しいただいた計算式はどちらかという回転率に近いのかなというふうに理解しました。

1時間の駐車場料金が何円というような感じで決められてる駐車場の場合は、回転率はあまり売上げに関係なくて、稼働率、どれだけ時間駐車スペースに車が止まってるかということが大きく影響しますが、この本町の駐車場のように朝から晩まで止めても100円というような料金体系ですと、回転率というのが大きく影響するんじゃないかなというふうに思います。

和気駅の利用者の利便性というならば、ちょっと別の方向からの意見にはなりますが、駐車場の空き状況をスマートフォンやパソコンで確認できるアプリもあるというふうに聞いております。駐車場の精算機を改造する必要があるというようにあるかもしれませんので、そのあたり、費用は私も分かりませんので、そういうのでも検討してみてもいいかなというふうに思っております。

いろいろ申しましたが、町にとってよい方向に検討していただいて、町民や議会に対して丁寧な説明をお願いできたらと思います。何か答弁があれば結構ですが、特になければ構いませんが。ないですか。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 新型コロナウイルス対策についての質問に移ります。

ワクチンに関しては、多くの専門家が接種を推奨しておりますので接種された町民の方も多いかと思いますが、専門家の中にはワクチンを推奨しない方も数多くいらっしゃいます。全国有志医師の会という団体もその一つでありまして、先月の23日、その医師の会が乳幼児への新型コロナワクチン接種に反対する声明を出しました。会見を行いました。その時点でもその会には医療関係者1,273名が名を連ねておりまして、決して小さい声ではありません。しかしながら、主要メディアはワクチンを推奨しておりますので、ほとんど報じていないようです。私としては、尾身会長がトップを務める新型コロナウイルス感染症対策分科会としっかり議論を聞かせてほしいと思っております。分科会のメンバーの中には、ワクチンに慎重な人は入っていないようで、非常に偏ってるというふうに思います。分科会の体をなしていないというふうに私は思っております。

ワクチン慎重派の人の意見はユーチューブやツイッターでも厳しく制限されていて、言論統制状態にあるような感じも受けております。そういった方は、ワクチンのことをお注射とかワクチンというような隠語で表現しながら意見を発信し続けております。

国会でも動きがありまして、子どもへのワクチン接種とワクチン後遺症を考える超党派議員連盟という会が発足しました。その会長は立憲民主党の川田龍平参議院議員ですが、10月18日にワクチンの推進派と、反対派も含めた慎重派による討論会が実現しました。この討論会の内容はユーチューブとかニコニコ動画で見ることができるんですが、その90分の内容ですが、これを見ていただければ、恐らく誰もがワクチン慎重派の言い分の

ほうが納得できて、推進派の意見はちょっと無理があるんじゃないかなというふうに感じるのではないかなというふうに思いました。

推進側の専門家として、テレビで頻繁に見る長崎大学の森内浩幸教授が参加されました。森内先生は15分ほどスライドを使って説明しましたが、いつもテレビで発言してるのと比べて非常に推奨のトーンを落としたような発言をされておりました。反対派にかなり意見を寄せてきた感がありました。しかも、遅れて参加して、忙しいからと非常に早口で説明をまくし立てた後、自分の持ち時間を終えた後は、それに対する反論も受けないまま退席をされました。森内先生は予定があり退席されたとのアナウンスがありましたが、多くの人は逃げたとの印象を抱いたと思います。しかしながら、森内先生は、ほかのワクチン推進派の専門家が参加を断る中、断らずに出てきただけでも立派ではないかなと思います。

放送法第4条には、意見が対立してる問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることというふうにあります。いかに放送法が守られていないかということが分かります。このようなマスメディアが好き勝手な報道をする時代、私たちが賢くなっていかなければならないというふうに思います。

ほかの国会議員からも声が上がりはじめまして、日本維新の会の柳ヶ瀬参議院議員が国会で追及しておりましたが、5年間ファイザー社の社長をしていた人がワクチンの部長をしておりまして、ワクチンの分科会において、小児に努力義務を課さないでどうすると強く主張していたということです。利益相反の疑いはあるかと思えます。

今年の6月の議会でも取り上げましたが、ワクチンに関しては、厚生労働省がPCRが陽性になった人に対して、ワクチンを接種してるかどうかにかかわらず、接種日が曖昧な人を全てワクチン未接種としてカウントしていたことが明らかになりました。こうした間違った集計方法によって、実際よりワクチンの未接種者がより感染しやすいというふうに見えて、感染予防効果が高く見えるようになっておりました。

あと、不思議と大きく報道されないんですが、超過死亡の極端な増加が問題となっております。

日本では、年間に約80万人が生まれ、約130万人が亡くなります。前年に比べてどれだけ多くの方が亡くなったかという数字が、それが超過死亡数ということになります。昨年はこの超過死亡者数が6.8万人となりました。これは東日本大震災の2011年に記録した超過死亡者数を大きく上回り、戦後最大となりました。その前年よりもさらに5%多く亡くなられたということで、戦後最大となりました。今年の超過死亡者数は、さらにその記録を塗り替えるペースで、もう10月の時点で既に前年の超過死亡数を超えています。

この超過死亡の傾向は、日本だけではなく、全世界で見られるようで、世界各国でも超過死亡が増大してるのが話題となっております。残念ながら、海外と比べても日本の超過死亡者数は顕著だということで、イギリスの科学誌ネイチャーでも、日本で報告されたコロナ死亡の6倍以上に当たる10万人を越す超過死亡はばかげているというふうな記事が掲載されました。

一部の専門家は、それはワクチンが原因だと言います。その根拠として、ワクチンの接種の増減と死亡者数の増減が非常にはっきりリンクしてるからです。名古屋大学の名誉教授であり名古屋小児がん基金理事長でもある小島勢二先生によると、その相関係数は0.99という非常に極めて高い相関関係が認められるというふうなことをグラフとともに発信しております。

岡山県の超過死亡者数を調べて分析した医師によりますと、岡山県でも国と同様の超過死亡の傾向が見られたということです。

そこで気になるのが和気町の超過死亡者数ですが、しかし和気町は、日本全国の人口に比べましては約1万分の1と母数が非常に少ないので、統計的には結論めいたことは出せません。例えば、サイコロの1の目が出る確率は6分の1ですから、6万回サイコロを振ったら大体1万回ぐらい1の目が出るんですが、6回しか振らなかつたら2回ぐらい出ても一度も出なかつても別に不思議ではないということですので、ですからあくまで参考と



しての数字になるかと思いますが、和気町の超過死亡の現状を教えてください、分かれば予想される原因にも言及していただきたいと思います。

ある町内在住の女性が調べてくれた数字によりますと、和気町でも前年により多くの超過死亡の傾向が見られたそうです。ちなみに、その女性の方は子供へのワクチン接種には否定的な方です。

あと、分かれば結構ですが、新型コロナワクチン接種後に亡くなられた町民の数とか、それから接種後1か月以内に亡くなられた町民の数もお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、尾崎議員の新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内の超過死亡の原因とワクチン接種後の死者数についてでございますが、本日お配りしております資料を御覧ください。こちらは平成25年からの和気町の人口と死亡者数の、年度でなく、年単位の推移をまとめたものでございます。棒グラフが総人口の推移、折れ線グラフが年別の死亡者数となっております。

死亡者数につきましては、年によってばらつきはございますが、大体220人から250人程度で推移しております。

コロナワクチンの接種でございますが、令和3年2月から医療従事者などへの優先接種がスタートし、一般の高齢者への接種は令和3年5月17日から開始しております。コロナワクチン接種開始前の令和2年と開始後の令和3年を比較すると死亡者数は減少しておりますが、令和3年と令和4年を比較すると死亡者数が増加しております。令和4年は11月末までの実績でありますので、12月中に亡くなられる方も含めると、最終的には280人を超える人数になるかと思われます。

令和4年の死亡者数が増加している要因としては、様々な要因があるかとは思いますが、新型コロナウイルス感染症が今年の1月以降急激に感染拡大をしていることや、それによる受診控え、また外出の自粛など、様々な要因も含めたものであるというふうに考えております。

次に、コロナワクチンの接種が始まって以降の死亡者数のうちワクチンの接種履歴のある方の人数についてでございますが、12月5日時点で299名おられまして、年齢構成としましては大半の方が高齢者となっております。ただし、亡くなられた方の中で、ワクチン接種後の副反応疑い報告や健康被害救済制度の申請を受けている方はございません。

なお、接種後1か月以内に亡くなられた方の人数は把握しておりませんので、御了承ください。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） ありがとうございます。

超過死亡の原因究明は国の仕事になるかと思いますが、丁寧な資料もありがとうございました。多いとはいえ、参考程度にしかならないというふうには思っております。というのが、令和3年は、全国的に見たら超過死亡が増えてるのに、和気町は減っておりますのでね。ですから、人口が少ないところですので、そういった差が出てくるのかと思います。あと、副反応の方が非常に少ないということで、それは喜ばしいことだと思います。

超過死亡の話をしていただきましたが、町内の状況では、ワクチンの副反応で苦しんでる方はあまりいらっしゃらないのかなと思いますが、新型コロナに感染してその後の後遺症に悩まれてる方とか、いろんな悩みをお持ちの方もいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。そこで、そういった方のため相談窓口を設けてはどうですかというふうな提案をさせていただいてるんですが、提案ではあるんですが、県にも国にも似たような相談窓口がありますので、別に本町で独自にそういったものをつくっていただきたいというような意味ではありません。ですので、質問通告にも、相談窓口を設置してほしいという表現ではなくて、検討してほしいというよ

うな感じで、弱めた感じで書いております。主に、県との仲介役の窓口のような形でいいんじゃないかなと思いますが、県の担当部署に回されるとしても、町民としても、町に何かコロナに関して、ワクチンに関して、それからマスクとか、そういったことに関してちょっと相談がある方は、そういった窓口があると心強く感じたり身近に感じたりして相談しやすくなるんじゃないかなというふうに思いますので、簡単に部署的にコロナの何でも相談窓口みたいな感じでつくっていただいて、コロナの後遺症、ワクチンの副反応、それから健康上の理由でマスクが着用しにくい方からの相談を受けたり、それから逆にマスク依存症になっているということも、町内ではありませんが、結構問題となってるということも聞きますので、あとそれからワクチン接種をどのにしようかというふうに悩まれてる方、そのあたりのところ、広い守備範囲で相談窓口を検討いただいて、そういった何でも相談窓口みたいなのができたらいいんじゃないかなというふうに思っております。何かそのあたりでちょっと考えがあればお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

コロナ感染症に罹患後に不安を抱える患者に対する治療と、それからケアの手順につきましては、現在のところ国内では標準化されておられませんので、かかりつけ医のほうを御紹介いたしまして、そちらのほうで慎重に経過観察と対応療法を行いまして、必要によっては専門医、専門の医療機関を紹介するというような対応をさせていただきます。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症に関しましては、住民の方もいろいろな面で不安を抱えている方が多くいらっしゃると思います。今後も、医療機関と十分に連携し、町民の皆様への情報提供に努めるとともに、相談があった場合には適切な対応が取れるように取り組んでいきたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） ありがとうございます。

サッカーのワールドカップを見ても分かるように、諸外国では元の日常を取り戻しております。よそはよそ、うちはうちということでしょうが、私たちが中国のコロナ政策を見てちょっと異常に思うように、海外からはそう思われてるかもしれません。

以上で一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番 神崎良一君に質問を許可します。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

太田町政が発足して8か月余り経過しまして、先日、先ほどからも御報告等ありましたが、町長は町政懇談会を実施されてきました。その中で町長は、小さなことからこつこつと、こういう言葉を言われて、確かにいろんな、町政の中で小さなことを、目を細かく優しい町政というか、それを目指してされているので、私もそういった観点というか、目線で、小さいことに絞りながら御質問をさせていただきたい。

今日は3問、各種団体への補助金、助成金についてと貸出し自転車についてと告知放送についてであります。

まず、1問目の各種団体への補助金についてであります。1点目、町内のどのような団体に幾ら補助や助成をしていますか。2点目、その金額はどのように決められていますか。3点目は、来期、その補助金の金額等増

額の予定、計画があるのならば、どのような団体に増となるのか、その3点についてお聞かせください。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員から御質問いただいております各種団体への補助金、助成金等につきまして、事前にお伺いしていた部分についてを含めましてお答えさせていただければと思います。

現在、まち経営課のほうでは町の協働事業提案制度というものを実施しておりまして、毎年、各種団体様のほうから提案を募りまして、提案のほう内容を審査させていただきまして、補助対象というふうなものを決めております。神崎議員のほうからサンシュユの関係ということでもお伺いしておりましたので、サンシュユに関する補助金といたしましては、サンシュユを育てて気を和する郷を作る会、その会が実施されるサンシュユの植栽等に関しまして、町の協働事業提案制度の補助対象として、平成25年度から27年度までの3か年、各年度20万円、計60万円の補助をさせていただいております。

この補助事業そのものは、公益的、社会貢献的な事業であって、地域課題や社会的な課題の解決が図られるもの、先進性や先駆性、新たなアイデア、そういったような新しい視点からの取組があるもの等に対するスタートアップ支援的な補助を行う、そういったものでございます。

補助金額の設定につきましては、これは補助制度の実施要綱で年額20万円の上限が設定をされております。対象団体の決定に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、10月の末頃から12月の上旬頃にかけて募集を行います。募集の行い方は、町の広報誌、それからホームページ等に募集記事を上げて募集をかけておるものでございます。書類による1次審査、それからプレゼンテーションによる2次審査を経て、対象団体が決定されます。今後、地域課題の解決につながるような先進的な取組が数多く提案された場合には、1事業当たりの補助額の変更というのは考えておりませんが、例年大体2件から5件ぐらいの補助枠を取っておりますけれども、その補助枠の増額というのも検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、これまで申し上げた状況を考えますと、協働事業提案制度では、過去に採択されたものと類似した事業につきましては採択が難しい事業となっております。もし新たな提案というようなことで、事業の内容が違うとか、取組が新しいものであるとか、そういったようなものであれば、また再度の採択は可能であるというふうに考えております。

以上、神崎議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） それでは、私からは、住民課で扱っております和気町地球温暖化対策事業補助金について説明をさせていただきます。

この補助金の目的は、和気町の地域特性を生かした地球温暖化対策を推進し、地球温暖化防止に地域から貢献するため、自主的に地球温暖化防止活動を実施する団体に対し補助金を交付するものとしており、団体の要件としましては、10名以上の町内在住者であり、また岡山県知事から委嘱を受けた岡山県地球温暖化防止活動推進員が3名以上在籍していることとなっております。今現在、和気町においてこの条件に当てはまり補助金を交付している団体は1団体のみとなっております。

補助金の交付額につきましては10万円を上限として要綱で定めておりまして、実際に補助金を交付している団体から実績報告時でいただく決算書等を拝見いたしましても、その額は適正なものであると考えております。補助金の増額につきましては、現在は考えておりませんが、今後、必要に応じて増額の検討も行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、再質問をさせていただきます。

例規集の1万6,251ページなんですけど、そこから和気町補助金等交付規則というのが平成18年に決められておまして、それには補助金を交付している団体名がずっとあります。実際は、今具体的な話として、このリストには載ってないんですけども、協働事業の提案ということで、和気町のサンシュユの会が約10年前に発足し、3年間、補助金20万円の60万円を受けて事業をしてきたということが一つと、それから地球温暖化事業の対象で1者というのが、これが和気町環境保全事業推進協議会という、これが10万円の補助金を受けながらやっているということで、この2団体があります。現状、どちらの団体も町の規則にのっとりというか、従順にやっとなんですけども、ここに来て政府が言い出した脱炭素運動というか、脱炭素に向けての地方づくりだとか、それから和気町自身のことをいえば、この前の町政懇談会でも、3地区ぐらいから耕作放棄地の対策ということで、各区長かその他の方から提案というか、お願いが町にありまして、その中でも、先ほどの副町長のお答えの中に、御報告の中にもありましたが、具体的な策が出せない状況なのでいろいろ検討していきたいというお言葉もありました。なので、ヒントになればと思って私は今回質問させてもらってますが、先ほどあったNPO法人和気サンシュユの会については、新規ではないし、先ほどの協働事業について言えば、同種案件ならば補助の対象にもうならない、それから継続事業ならばそれはならないということでお答えいただいたんですが、今般サンシュユの会は、日本薬用機能性植物推進機構という、千葉大学の先生や長崎国際大学の薬学部の先生等が代表理事を務める一般社団法人ですけども、そこから生薬としてサンシュユを納入したいというオファーがあったと聞いております。当然、こうなってきますと、今までの人数で、かつ今までの機械でもってサンシュユを、皆さん、どっちかというボランティアに近い形で生育され、収穫され、加工されて出しておった段階だとある程度の限界があるなど。町にどれだけ資するか、町のためにどれだけになるかということのを再検討いただくために、再度、新しい機械を導入するだとか、新しい事業計画だというようなことを、既案件ではありますが、申請をしたならばどう回答をいただけるのか、方向性をお示してください。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

サンシュユの会のほうからは、このたび、事業計画でありますとか、サンシュユの会の目標とされていること、概要のほうはお聞きをしております。ただ、先方から町に対しての補助金等の申入れというのは今のところございません。この団体のこれからの取組といたしますのが、本町の目指すことと合致するのであれば、支援についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 今、新田課長のほうから、町に資するものというか、そういうことであればということなんですけど、もう少し御説明すれば、今、益原から日笠へ越えていく道の向こうに市倉があります。市倉にはもうサンシュユの木は植わってあって、毎年、黄色い花と秋の赤い実はつけております。これから北へ上がっていきます。木倉へ上がって行って、ずっと上がれば和気美しい森です。和気美しい森までの田んぼを黄色い春の花と赤い秋の実で染めて、和気美しい森へのいざない道路として考えるというようなことも彼らは言っております。ある程度、そういう話は進みつつあります。そういうふうなことが和気の観光だとか荒廃地の対策になるのではないかと私は強く思います。なので、新規案件、それから今言った町へ資すること大なる理由を持って、再度申請を上げたいと思っておりますので、そのあたりは可能性があるように私は受け止めました。いや、それでも既案件で、もう済んだ話だから駄目だよと言うんだっちはっきり言ってください。それであれば私はもう別のことを考えないといけないので。そう思いますのと、あともう一つは、地球温暖化関係で、和気町の環境保全事業推進協議会は、ミカンの苗木を荒廃地に植えて、草刈りができないお年寄りの田畑をお借りしてやっております。これも実施をして2年たちましたので、ある程度知名度も上がって、それなら私ともという声が上がります。

つつあります。

この前の町政懇談会の藤野地区での懇談を聞かれたと思いますが、高原区長がおっしゃってました。ちょうど大田原のコミュニティに下りるところの荒廃地が何年も日笠地区の人に頼んどるけど、もうできなくなったんだと。ここの草を刈ったり、維持をしてくれる人はおられんのかと。それを地域でやろうとしとるけど、なかなかできないので町はということだったけども、副町長は考えるということでおっしゃられたけども、具体的な策といえば、このどちらか、サンシュユでもいい。あそこはサンシュユ、でもそこだけになるからまた問題はありましようけど、ミカン畑をつくってやったらどうなのかなということなので、この和気町環境保全事業推進協議会のほうは、補助金は今10万円です。今お聞きしたら20万円までということなので、20万円の増額を。この団体は、もし再度これだけの申込者があるから、苗木を買いきたいからやらせてくれんかと言うたらどうなんでしょう。そのあたりの回答。サンシュユが新事業でとか、環境保全事業団が今度苗木を買い増ししたいからと言った場合は、申請は通らせてくれるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

まず、サンシュユの会が再度新規にということ。

先ほど申しあげましたのは、同じ内容のものを継続して、採択期間が終わった後にというのは、この協働の提案事業では採択は難しいというふうに申し上げておりますので、新たな展開があるとか、違うようなもの、内容が違ってくるといふことであれば、それは御相談いただきたいというふうに思います。

ただ、議員のほうに踏まえていただきたいと思いますが、あくまで先ほど申しあげたスタートアップ的な支援ということですので、後には、例えばそれが継続的に5年、10年、20年と続いていくようなものではございません、こちらの補助金は、です。その間に、例えば産業振興課長が申しあげたように、町としてバックアップするというようなことになってくればというふうな形で、その間に話を進めていただけるというようなことでよければいいのではないかなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） このたび、今年度なんですけど、里山等の利活用促進事業ということで、これは、荒廃農地とか荒れた山林に地域を挙げて苗木を植栽していただくことで景観復活を目指していきましようという事業を立ち上げさせていただきました。荒廃農地の対策では、農地法の関係がございますので、植えて大丈夫な木とそうでない苗木があると思うんですけど、そのあたりはクリアできれば可能かと思います。その事業を使って、地域で取り組んでいただくことで可能かと考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） これは最終質問です。

まさに、昨日おっしゃった里山景観復活事業、これについて同僚議員から質問があったときに、景観の復興や荒廃地の削減に役立つ点、それと単年度ではなく、経年というか、何年かやる事業だということでお聞きしたので、まさに今産業振興課長が言ってくれたので、この2つの事業、例えばサンシュユの会が景観復活だということで、サンシュユの木が該当するかどうかです。だから、それを調べてというか、サンシュユの木が該当するかせんか、もうすぐ分かるでしょう。そのことと、それから、環境保全事業推進協議会はミカンです、ミカンの木です。これが該当するかどうか。それが該当するのであれば、20万円の枠ですから、その申請ができるかどうか。これが最後の質問です。よろしく願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 里山等の利活用促進事業なんです。これは要件が、地域を挙げて取り組んでいただく、区長とか地域の代表の方に中心になってやっていただく、これが一つ条件でございます。

それから、苗木の件なんですけど、農地法の関係と私は言いましたが、サンシュユというのは収穫できる作物という中に今含まれていないというふうに思っております。これは農地に植えるのは対象にならない、農地に植えないというふうには私考えております。かんきつ類、ミカンとか、そういったものは、これは農地に植えることは可能かというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 続きまして、2問目に行きます。貸出し自転車について。

昨今、ロマン街道の利活用が叫ばれてる中、ロマン街道は歩く、走る、自転車だろうと、こう思います。そういった状況の中で、和気町が保有する貸出し自転車、台数は何台あって、その利用状況はいかがででしょうか。

2点目、その台数は今後、今後いうても1年、2年、数年を見通して、十分足りていますか。

3点目、壊れた自転車や古くなった自転車は、廃棄にして新しく買うのか、修理をして使うのか、どのようになっているのかという点を御質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

神崎議員の貸出し自転車についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在の台数と利用状況についてですが、町内のレンタサイクルにつきましては、駅前の観光協会と、それから益原多目的公園、和気鶴飼谷温泉の3か所で行っております。台数は、和気町の観光協会のほうが21台、それから益原の多目的公園が26台、和気鶴飼谷温泉が9台というふうになっております。

このレンタサイクルの利用状況についてでございますが、観光協会のほうは、令和3年度、コロナ禍で貸出しを中止していた期間もございまして、年間で646台の利用となっており、本年度は11月末現在で748台の利用となっております。益原の多目的公園のレンタサイクルにつきましては、令和3年度が582台、本年度は11月末で584台というふうになっております。和気鶴飼谷温泉のレンタサイクルにつきましては、今年度から運用を開始しております、11月末現在で14台の利用ということになっております。

現在の台数で十分かという御質問でございますが、貸出し報告書の内容や各施設の貸出し窓口の状況を確認しております、レンタサイクルの台数が足りなくなるということは年間を通じてほとんど見受けられないことから、現状の台数で問題ないというふうに考えております。

3点目の壊れた自転車、古くなった自転車の対応はどうなっているのかという点についてでございますが、故障した自転車は、基本的には修理ということで対応しておりますが、修理できない場合や、老朽化して走行に支障が出るような自転車につきましては、買換えで対応をしております。

なお、老朽化した自転車も近年増えてきておりますので、利用者の方に気持ちよくサイクリングを楽しんでいただけるよう、できるだけ早期に一定量の買換えを行いたいというふうに思います。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 現在の台数は、21台、26台、9台ということで56台。これだけあれば別に問題はないと思うんですが、今年の秋、和気を訪れたサイクリングチームというか、ロードチームだったか、そういう方が20台ほど借りたいと言って借りようとしたら、当然、今言うように、例えば和気でしょうから、和気だと21台しかないの、五、六台か、何台か分かりませんが、ぼろぼろだったということで、せっかく和気に来たのにみんなで乗れなかったわと。だから、仕方がないので、備前まで行って備前で借りたら、きれいなのがいっぱいあったよと。

一遍、分からないけど、台数を増やせじゃなくて、こういうものは多いときに合わせて増やすもんでもないだろうからいいんだけど、備前のその自転車がどうなってるか、私もまた行ってみたいと思うんで、皆さんもまた

見られたらいいんですけど、向こうは納得して和気の自転車は納得せんかったという事実があるので、そこらあたりをもう一遍、客目線で利用者目線で把握してほしい。

これだけあれば、20人来ても、例えば益原にあるやつを一時的に30人用に増やして。そういう場合は広報で言うのかなあかんけど、20人以上はとか、10人以上は和気町のとか観光協会のほうに事前予約をしてくださいねというようなことをいただいて、担当者が準備できるようにしてもらって、きれいな自転車を20台用意するとかね。そういけば、和気に観光に来た方を逃すことはない。せっかくPRだ何だというて言ってきてもうても、最終的には和気じゃなくてよそへ行きましたというんでは元も子もない話なので、これは強い教訓として皆さん理解をしておいていただいて、受入れ体制の充実を再構築していただきたいと思います。そのあたり、もしお考えがあればお願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 御指摘ありがとうございます。

他市の自転車の状況もぜひ見させていただきたいというふうに思います。

それから、神崎議員おっしゃられるように、事前に情報があれば、今3か所でやってますが、一ところに集めて皆さんに借りていただけるような、こういったことも現在もしておりますが、今回対応できなかったということで、それを反省で徹底していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、3問目、告知放送について質問をさせていただきますが、この概要については、今般の議会全員協議会で根本的にやり直すということをお話を聞いてるので、再度ということにはならないんですが、ただこの一般質問は皆様、町民の方が聞かれているので、分かりやすく、告知放送システムについては変更する。そして、どの点が改良されて、利点はどこなのか、経費的にはどうなのかという、町民目線のお答えをいただければと思います。

私は今般、この告知放送システムはいつ、幾らかけて設置されたかとか、今の問題点は何かとか、遡って3回目の放送が聞けるようにということで質問しましたが、そのあたりは全てクリアにされてるように私は全員協議会での説明でお聞きしました。これを私に答えるというよりは、町民の方に分かるようにいただければ私への回答になるかと思うので、そのあたり、簡明に分かりやすく、今回の告知放送システムの更新ということについてお答えいただければと思います。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、神崎議員からいただきました御質問、告知放送について3点、順を追ってお答え申し上げます。

既に全員協議会において概要については述べさせていただきましたが、改めて、今回いただいた御質問の内容について分かりやすくということで御説明のほうを申し上げます。

まず、今の告知放送システムはいつ、幾らかけて設置されたのかについてお答え申し上げます。

現在の告知放送システムは、平成21年度事業として実施し、平成23年3月に竣工し、同年4月から運用を開始しております。当時、告知放送システムと併せて、町内全域に光ケーブル網も整備し、整備費用は光ケーブルの整備も含め約16億円となっております。

次に、2点目、今の問題点は何かという御質問ですが、町民の皆様から、放送が鳴らなかった、放送が聞き取りにくい、端末が故障したなど様々な御意見をいただき、問題点として捉え、改善に取り組んでおります。

最大の問題点は機器の老朽化であり、老朽化に伴う告知放送システムの更新であると考えております。既に整備から11年以上が経過し、役場内に設置している放送配信のためのセンター施設は令和4年度末で保守が終了いたします。また、地区内のアンテナとなる地区制御装置、各家庭に配付している端末機は既に製造が終了して

おります。修理も令和6年度末までの対応となり、新たな告知放送システムの整備が急務であり最大の問題であるというふうに考えております。その対策として、令和5年度中に機器の更新を行い、令和6年度からの運用に向けて、本年度、準備のほうを進めているところでございます。

3点目でございます。遡って3回目の放送が聞けるようにならないかというような御質問ですが、現在、直近の1回のみ録音が可能であり、再生して放送を聞くことができます。ところが、今の告知端末の性能の問題で、御質問のように録音回数を増やすことができません。このような問題を解決するため、新たな告知放送システムでは録音を複数回できる機能を付与するよう検討しております。

現在の告知放送システムは、運用開始から11年以上が経過し、町民の皆様に定着したシステムであり、災害時等の有事の際には情報伝達手段として欠かせないものとなっております。新しいシステムの導入に当たっては、確実に情報伝達ができること、10年先を見据えた仕組みとすること、高齢者などデジタル弱者にも配慮することなどを念頭に置きつつ、皆様からの御意見を生かしながら、町民の皆様にとってこれまで以上に利便性の高いものにしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

最後、御質問の中で、どの点が改良されて、利点がどこにあるかというようなところを御質問いただきました。

現在、音声のみの告知放送ということで、これまでも幾つか御質問いただいた中で、文字情報、文字として災害時等の情報、あるいは文字として、遡って3回あるいは5回、複数回、文字あるいは音声で聞けるような、時代に合ったような形で、文字情報も含めた更新というものも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 今のシステムを新しく替えることによって、音声のみではなく文字ということで、かなり広範囲などうか、利便性が高いものと思われま。

それで、10年間を見据えたと言うのであれば、映像、画像とかはどうなんだろうかとというのが1点目と、前回の平成21年のこの告知放送システムは、光ケーブルを引くのも併せとるから16億円と。ただ、16億円かかるとるけど、大半が国からの補助か何かがあったと思って、町の負担は、僕の記憶違いだったらおかしいんですけど、数千万円か、小さな金額だったかなと思うんで、そのあたりと、要は今回はどのくらいの費用になって、どのくらいの町民負担というか、一般資金が出るのかなと、そのあたりをお知らせください。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） まず1点目、映像、画像につきましては、現在の専用端末であれば音声に限るということで、今後スマートフォンあるいはタブレットであれば、映像については、URL等で誘導すれば、それぞれ端末のスマートフォンあるいはタブレットで、災害時等の危険箇所の映像であったり、そういったことでもURLの添付で対応できるかな、そういった更新も考えていかないといけないというふうに考えております。

2点目の費用について。

前回、全員協議会で資料のほうをつけておりますが、確かに16億円のうち、国庫のほうが14.7億円程度、残りは地方債で、一般財源が100万円程度でありました。今回も、国庫にするか地方債にするか。国の財源があれば国庫が充てれるんですけども、国が財源がないということでは地方の地方債。地方債を借りるメリットとして、長い間、10年、15年、後年度に負担いただくようになるんですけども、一時的にそういったお金を利用しながら、後年度の負担もしていただきながら、なるべく町費、一般財源の負担の少ないような形で検討しております。

具体的な金額につきましては、現在、詳細な設計システムの内容について検討している段階で、もうしばらく



時間がかかりますので、現在のところまだ具体的な数値というのは算出できてない状況となっております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 以上で質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

次に、9番 西中純一君に質問を許可します。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） 導入でございます。こういう記事が山陽新聞に、広域路線バス、来春から運賃値下げというのが11月9日の東備版に出ておりました。これは導入です。

まず1番目、和気町内のバス、地域交通の改善をどうするかという質問でございます。

マイカーを持って運転できる方はあまり問題を持っておられませんけれども、高齢者やマイカーを持たない人は今、特に佐伯地域なんかは大変不便な状態であります。日笠なんかも同じだと思うんですけど。かつては片上鉄道や宇野バス、そしてJRがあり、町のバスはほんの一部だったわけですが、マイカー普及により、公共交通の赤字化、そして経営悪化により路線廃止や廃業が続いたということでもあります。

町内でも、佐伯からも岡山のほうに宇野バスが出たり、あるいは日笠地域の湯の口までバスが出ていた、あるいは町営のバスが室原から日笠地区公民館まで来ていたということがあったと思います。現在は、マイカーやタクシーのほかは町営バスが、大きな比重を占めるようになりました。しかしながら、空車が多い、あるいは買物に不便とかというクレームをよく聞きます。そういうことで、ぜひこれは、いうたら買物だとか病院へ行くとかということをするためには、このバスが便利にならないとどうにもならない。住んでる人の権利というか、糧として本当にもっと便利にしていくべきだと思います。

まず1問目というか、一つの質問でございますが、現在の町営バスというのは、スクールバスと幼稚園バス。大体、スクールバスが7時過ぎから8時前まで、幼稚園バスが8時前後に、その後、子供を乗せてそれぞれの学校、幼稚園に運んでいると。その空いた時間を使って運行してるというのが現実だと思いますが、ですからこの時間を見ると、佐伯地区から行く場合で、大体9時ぐらいに出るような格好、あるいは8時台に出るものでも、病院に着くのが9時前とかというふうな格好になってるんですね。ですから、これがちょっとミスマッチを生んでいる原因ではないかと。本来は、高齢者はもっと早く、スクールバスと同じ時間に病院へ移動したい。この場合は、増便ということが必要になるわけ。あるいは、小学生や幼稚園の子供と一緒に移動する、混乗というんですが、ように制度設計を変えなければこの問題は解決しないのではないかと。そのような制度設計をしていくべきではないのかというふうなことが一つお聞きすることです。

高齢者から物が渡されるのではないかと、いろいろな苦情があって、混乗ということはちょっと無理だという保護者の意見もあったということでやられてないというのものもあるわけですが、地域によっては、それによって救われる場合もあるんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう一つは、さっきこの記事にありましたが、佐伯地域では一部、この和気閑谷高校に通う生徒の利便性、赤磐地域から、特に吉井から来る生徒の利便性も図るということで、もう改善が、共同便を増やす、周匝から和気へ来る昼間の便、それから塩田の診療所から周匝まで行く便を1便ずつ増便するというふうな改善があるわけですが、佐伯地域では、そういう山陽方面あるいは吉井方面へもバス便を用意してほしいということがあるわけです。

それから、デマンドタクシーを復活してほしいという声もあるわけですが、代替案とすれば、歩行が難しい人には、タクシーチケットを配って、そのタクシーを利用していただいで希望するところへ行かれると、そういうことも必要ではないかなと思っております。

以上、交通の問題で質問いたします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

西中議員の和気町内のバス、地域交通の改善をどうするかという御質問にお答えをさせていただきます。

まず、空車が多い、それから買物に行くのに不便である、それからスクールバスの空いた時間で使用するのではなく、その同じ時間に病院や買物に行けるように制度設計を変えなければいけないのではないかという御質問でございます。

この町営バスにつきましては、西中議員がおっしゃいますとおり、スクールバスの空き時間を有効に活用しようということで、交通弱者、それから運転免許証を持たない方々などの通院や買物への手段の確保として、平成31年1月から約3か月、試行運転を行いまして、同年の4月から本運行を開始して、今現在4年目を迎えている状況でございます。

令和元年度は、3万人を超える御利用をいただきました。それから、令和2年、3年度は、新型コロナウイルスの影響もありまして、若干ですが、利用者の減少は見られましたが、年間約2万5,000人の方々に御利用をいただいております。

この定時定路線バスが運行されたことをきっかけに免許を返納されたりする方もおられるなど、ある程度の成果は上げていると認識をいたしているところでございます。

スクールバスを優先として運行をいたしておりますので、学校行事によりまして町営バスの時間を変更して対応させていただくこともございますが、学校とも協議をしながら、少しでも運行時間の変更が少なくなるように努めておりますし、運行時間変更の周知につきましても、問合せがあった場合などは分かりやすく丁寧に御説明をさせていただいております。

運行から4年を迎える中で、令和3年5月には、長時間乗車の解消でありますとかトイレ休憩の確保、それから佐伯、和気間の便数を23便から12便へと集約化を図るなどの改正を行いまして運行している状況でございます。

御利用いただける全ての方に満足していただくことはなかなか難しいことではございますが、今後も町営バスの利用促進に努めてまいりたいと考えております。

現在の運行形態からスクールバスと路線バスを切り離して運行するとなりますと、当然、車両、それから運転手の確保などが必要になってまいります。これには当然、多大な費用もかかってまいります。現状の利用状況、それから変更した場合の財政的な問題を考えますと、現時点ではスクールバスを優先として引き続き町営バスの運行を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思いますが、今年度中にアンケート調査を町民の方に実施することといたしております。町民の皆様から御意見等をいただきまして、今後も利用促進に努めるとともに、より多くの方に利用していただくことができるように見直しの検討を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2点目の山陽、それから吉井、周匝方面のバスの便を用意してほしいと、赤磐市の福祉バスに連絡するような便を用意してほしいということで、あと家から歩いて出られない困難の人にはタクシーチケットというような御質問でございますが、現在、佐伯、熊山駅間で町営バス佐伯熊山線を運行いたしております。これは、通勤、通学に朝たくさん乗っていただいているような状況でございます。それから、赤磐市の広域路線バス赤磐和気線も周匝から和気駅まで運行してございまして、これも佐伯の企業の従業員の方、それから通学に御利用をいただいているところでございます。この赤磐市の広域路線バスにつきましては、来年4月から早朝便、それから塩田地区への往復などの便数の増加に加えまして、従来の料金を半額程度とする見直しを行う予定になっておりますので、町営バスとの連絡も取れまして、利用者の方々には非常に利用しやすくなるというふうを考えております。

議員がおっしゃいました山陽方面につきましては、現時点では特に予定を考えてはおりませんが、赤磐市との

協議も必要となってまいります。先ほど御説明させていただきましたとおり、今年度中のアンケートの調査の実施の結果によりまして、また、それから町政懇談会でのバスのお話もあったと思います。こういうことを参考にしながら、利用者をはじめ町民の方々の声をお聞きしまして検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、タクシーチケットにつきましては、これにつきましては、関係部署とも協議を行いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

平成30年3月に策定をいたしました地域公共交通網形成計画の中で、本町の公共交通形成の基本方針の一つにJR和気駅周辺への人の流れをつくるというものがございます。今後、町民の利便性に加えて、商業施設や飲食店等とも連携をした魅力的なまちの中心拠点を創出して生活の質の向上を目指していくことといたしておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 既に、広域路線バスである程度改善されると。それで、この件については、和気閑谷高校の生徒だけではなくて、岡山方面に行かれる方も、通学用に周匝から佐伯庁舎に来る便もできると。それによって、7時に佐伯庁舎から熊山駅へ出る、そういうふうなのができるんで、それから料金も安くなるので、部分的ではありますが、改善される。これは非常に歓迎しているものでございます。

しかしながら、全体の流れでいうと、さっき言いましたような、スクールバスの空いた時間ということになると、その当時の町長も言われてましたけど、空いたバスが走ると言ってもやるというふうに言われておりましたけど、空いたバスでは駄目だと私は思います。

地域交通というのは、住み続けるための元気な足を確保するというところで、あるこういう本をちょっと読みましたけれど、全部はまだ読んでないんですけど、3割、4割ぐらいの人が、人というか、乗車が満たるような、そういうふうな、ある程度収入もあるような形で運行しないと継続性が、SDGs、持続可能などという言葉がよく使われるわけですが、長続きしないというふうに思いますので。

もちろん今でも、町営バスが5,000万円ほど、スクールバスが1,800万円ほどですか。ですから、合わせると6,900万円ほど使ってるわけなんで。もちろん、増便をすると人件費とあるいはバスを購入とかの費用がかかるんで、財源問題もあるので簡単にはいかないとは思うんですけど、春に少し改善するわけなんですけど、今後そういう見直しといたしましうか、そういうアンケートとかも取りながら、住民の声も聞きながら、今後、そういう見直し、そういうことを、ある程度長期的な見直しといたしましうか、するお考えはあるのかどうなのか。その辺をちょっと、どちらでも、担当者でも町長でも、あったらお願いしたいというふうに思っております。

交通というか、足の考えというのは、地域に、特に佐伯地域の場合は若干ちょっと方向が違う点があるんですよ。赤磐市の赤坂まで、以前の町の場合はバスがあつて、その当時まだ宇野バスがあつたもので、そこから岡山市へ出ていくということも可能だったんです。それが今は、宇野バスももうなくなって、共同便がまた、美作市から赤磐、岡山へ出るにはあるんですけど、なかなか難しいんではあるんですけど、岡山まで行くと2万円以上タクシー代かかるとか、いろいろと困ってる方も本当にいらっしゃるんで、ぜひその辺はいろいろ検討をしていただきたいと思います。

うちの地域、私は宇生っていうところに住んでおりますが、美作岡山道路があるので、もちろん万富へも出られるし、美作岡山道路があると、非常に昭和地区は、西のほうへ、瀬戸へ行こうと思うと、赤磐市の野間の辺まで行くと、宇野バスへ乗れば瀬戸駅まで出られます。それに運んでもらえればね、ネオポリスまで。そういう、若干、状況が和気の中とちょっと違うんで、その辺も含めて、今後見通しが、変える展望というか、考え方、

設計を変えるかどうか、その辺の見通しはどうなんですかね。お願いします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。

一般質問の冒頭に、過去の経緯とかということをおっしゃっていただいたと思います。私も存じておりますが、まずこの町営バスがスタートして、そのスタート前にも、いろんなことで協議を行いながらスタートをさせました。その後、4年を迎えてると言いましたけども、その中で新型コロナウイルスの影響を受けて、もう3年目を迎えてというような形で運行しております。その中で、スタートさせた中で、いろんな御意見をいただいて、令和3年5月に改正を1度させていただいております。また、今の状況から、少し協議をしながら、来年度4月に向けて、一旦そういうものを改正できる、それから利用料が安くできるというふうな改善をさせていただいてきております。時代とともにいろんなニーズも変わってくる可能性もございますし、それから先ほど申し上げましたとおり、町政懇談会、それからアンケートの結果、御意見をお聞きしながら、ニーズに合わせたように、可能な限り、できる限り近づけていけたらなというふうに思います。限りはあるかもしれませんが、そのように進めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） だから、しつこいようですけど、要するにどこかの時点で、また町民の利用者の意見とかを集約して、そういうコンセプトとかね。細かな変更というのは、区長方から意見を聞いたりして、停留所をどこかに動かすとか、そういうことはどうもされてるんですけど、大きな改善をするということについても、どっかの時点でまたそういうことはあるというふうに考えてよろしいんですね。もう一遍そだけ。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 西中議員の質問について御答弁したいと思います。

先ほど言われたように、その時期を見て検討をしたいということは、私は町長になるときからそのようにお伝えをしております。

バスの路線を増やしたり、時刻変更や料金変更をするという場合には、町民の代表の方や、それから他の交通業者で構成をする地域公共交通会議で合意をしなければならないということになっておりますので、そのような場合にはそうした会議の中で検討をさせていただくというようにしたいと思います。

議員のほうから出されているタクシーチケットだとかデマンドの関係につきましても、先ほど担当課長のほうからも出ています、今年度中にアンケートをしますので、本当にもう全く乗っていないような路線を走らすのはいかなものかと私も考えていますので、そうしたところにつきましてはまた検討をしていきたいということで、アンケート調査を見ながら進めていきたいと思っています。

また、赤磐や、それから赤坂のほうへの生活圏もあるんだということでございますので、その点につきましても、どのぐらいの方が利用されるのかということも多分アンケート中に出てくるだろうと思いますので、そういうところも検討をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） デマンドだとかチケットを配るか、そのどちらになるか知りませんが、そういう細かい手直しについては、アンケートを取りながら、もう来年度あたりにやられるということで、一歩前進してると思います。また、それから長期的には、利用者の意見を聞きながら、地域公共交通会議で共通理解をして、タクシー業者とか、そういうところとも調整しながら、新たないい交通システムというものについて考えるような方向だということなので、近い将来、ぜひそれについてもお願いをしたいというふうに思います。

次の質問にまいります。

2番目は、人権条例に基づく事業の縮小、廃止をするべきではないかということでもあります。

まず、人権条例であります。この条例というのは、人権尊重のまちづくりに関し、町及び町内に暮らす全ての者の果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題をはじめ、子どもの問題・女性問題・障害者問題・高齢者問題・在日外国人問題等すべての人権問題解決への取組を充実することによって、差別のない真に人権が尊重される社会を実現することを目的とすると、この条例の最初にこの目的が出ているわけであり。そして、これは、国の事業、昭和44年、1969年に同和対策事業特別措置法が実施をされ、1992年、平成4年に終了しております。同種の事業が、延長するとか、いろんなことが行われたわけでございます。事業を終了する中で、継続してまだ事業をしなければならないという、その当時の藤本町長が平成7年に諮問をいたしまして、審議会もあり、平成9年、1997年にこの条例が制定されていると。その中間答申もちょっと読み直したわけですが、そこに、これは、和気町における今後の同和対策推進施策の在り方というのが、平成7年、1995年、諮問委員会が設置されて、その中間報告が1995年8月に出ております。それを読みますと、地域住民の生活環境整備と物的事業の推進により実態的差別はほぼ解消したと言えると。しかし、心理的差別は完全に解消された状態はなく、今後取り組んでいく必要があるというふうなことが述べられて、平成9年にいろいろ審議があり、条例がつけられたということで、その中間答申でも言わば実体的な差別はほぼ解消したというふうに言われている。だから、心理的差別が残っているのもまだ事業をしなければならないというふうに言われているわけでありまして、それ以後、また二十何年たっているわけであり。27年ですか。ですから、もうそろそろ、効果がどうかという問題はありますが、今大体3,100万、200万円程度、人権事業といわれるもの、隣保館管理費だとか集会所管理費だとか、あるいは推進費、そういうもので使われております。が、そのことについてはもう廃止をするべきではないと私はかねがね思っておりますし、お聞きしているわけであり。そういうことで、そのことはどのようにお考えなのか、このまま続けなければならないって言われるのか、その辺を一つはお聞きしたい。

それからもう一つは、運動団体への補助金というのがありまして、補助金そのものは300万円です。それから、人権研修旅費というのが200万円あります。これはもうそろそろすぐにでも廃止すべきだと。そういうものは、それぞれの各団体の自主的なお金というか、手弁当で実施するべきではないかということでもあります。

今回の決算、9月議会では実はあんまり言わなかったんですけど、もう一遍昨日見てみますと、200万円の旅費は93万円しか使っていないんですけど、100万円以上、106万円ぐらいですか。不用額がこの9月の決算議会では出ておりました。あまりそのことについては言わなかったんですけど、そういうことで、現実的にも使っていないというふうなことなんで、ぜひその補助金とか旅費というのはもう廃止をして、それぞれの持出しとしてやられるというのであれば、それらの団体で自主的にやっていただきたいというふうな話です。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼いたします。

差別は改善している。事業の縮小、改善をとという点について答弁させていただきます。

和気町では、合併前の旧和気町において、平成9年、1997年に和気町人権尊重のまちづくりに関する条例を制定し、組織的、計画的に研修や啓発を進めてまいりました。この条例は合併後も引き継がれ、現在においても本条例に沿った研修、啓発に取り組んでいるところでございます。

近年、情報化の進展に伴い、インターネット上での差別事象が頻発するようになっております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って感染者への誹謗中傷が問題になったことも記憶に新しいところでございます。

また、和気町では、5年に1度、人権問題に関する意識調査を実施しております。その中で部落差別を見聞きしたような経験の有無を問うたところ、およそ20%の方がお答えされておりました。以上のように、人権

問題に関する状況は時代とともに変化をしており、今なお完全に改善されたという状況にはないと考えております。

国においても、様々な差別が今なお存在することを念頭に、平成28年、2016年に、障害者差別の解消の推進に関する法律、ヘイトスピーチの解消の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律のいわゆる人権三法を施行しており、差別の解消に向けて取組を進めているところでございます。

意識調査では、人権研修への参加の有無と様々の問題をクロスして分析をしております。一例で申しますと、先ほどの人権三法の認知度について尋ねた結果に、研修会の参加の有無を掛け合わせての分析をしております。その結果、研修会に参加したことのある方のほうが、していなかった方よりも、知っていると答えた方が多かったことが分かりました。つまり、研修に参加したことがある方は、参加されなかった方に比べて総じて人権課題に対するアンテナが高くなっていることが判明しております。

これらのことから、人権課題に取り組むには研修や啓発を計画的に進めていくことが重要と考えております。引き続き、人権が尊重される社会の実現を目指し取り組んでまいりますので、御理解をよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

私のほうからは、運動団体への補助金と旅費はすぐにでも廃止すべきではないかとの御質問にお答えをさせていただきます。

団体への補助金、旅費の支援についてであります。部落解放同盟和気町協議会は人権問題の解決に向けて先進的に取組をされておられます。その内容は人権尊重のまちづくりに寄与するものであると認識をしております。今後も引き続き、行政との協働によりまして事業を推進してまいります。したがって、現状では廃止等は考えておりません。

先ほど西中議員の御発言の中で、個別に令和3年度の旅費が100万円以上の不用額を生じているではないかというような御指摘もございましたが、この点につきましては、昨今の新型コロナの影響で、県外におけます研修会、大会、こういったものの開催が見送られた、あるいは参加を見送ったために不用額が生じておるものでございまして、コロナ前の平成29年度、30年度まであたりは予算額に近い金額の執行ということでございました。御報告を付け添えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） あまり思うような答弁が得られないんですけど、今の隣保館管理費、集会所管理費、それから人権啓発推進費ですか、そういうのを使っているいろいろな事業をやっているわけなんですけれども、なかなか、地区研修というのを佐伯地区でも今はやってるんですけど、これで本当に差別がなくなる、そういうものか、どうも何となく納得がいかないというんですか。最近の問題は、人権軽視でも、LGBTだとか、それから高齢者のいじめというんですか、いろいろと多岐にわたりますよね、人権というのは、人権ということであれば、だけど、本来的には、書かれているのは、同和問題をはじめとしたという同和問題なんです。そういうところで、隣保館では、三者同教というのも月に1回ぐらいですか、やってるんですけど、本当に実が上がっているのかどうなのか、その辺はなかなか私たちが、特に私は今総務文教常任委員会じゃないんで、総務文教常任委員会には何か資料が出ているのかもしれませんが、そういうものがないんですけれども、その辺の何か資料というか、そういうものはもう何もないんですかね。議員全部に配るとか、そういうふうな。その辺ちょっといつも不思議に思う。前も、決算ではちょっと聞いたことがあったんですけど。この間は落語家の方が講演された

そうですけど、何かあればちょっと。次長、教育長でもいい。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

三者交流同和教育研修会も含めて、町内では様々な研修会を行っております。そのための資料等も十分つくっておりますし、またまとめもしております。議員が言われるように、それが見えにくいということであれば、いつでもそういうものをお出しすることもできますし、我々教育委員会としましても、同和問題をはじめ、現在様々な人権問題が世の中に存在をしております。その一つ一つの解決を目指していくことが町民の幸福につながるものと思っております。

ともに支え合い助け合う共生社会、そういう和気町になるように人権教育・啓発が重要であると考えており、今後も教育・啓発により一層取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 時間がなくなっただけでもう何も言えないですけども、ぜひとも本当の意味で差別がなくなるために、もう不必要な事業は廃止すべきだと思っております。ぜひともお考えをよろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（山本泰正君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、出席方よろしくお願ひいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後0時01分 散会

令和4年第6回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和4年12月15日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年12月15日 午前9時00分開議 午前10時41分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 今西宏康	2番 尾崎智美	3番 從野勝
4番 神崎良一	5番 山本稔	6番 居樹豊
7番 万代哲央	8番 広瀬正男	9番 西中純一
10番 安東哲矢	11番 当瀬万享	12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 太田啓補	副町長 今田好泰
教育長 徳永昭伸	総務課長 永宗宣之
危機管理室長 河野憲一	財政課長 海野均
まち経営課長 寺尾純一	税務課長 豊福真治
住民課長 鈴木健治	生活環境課長 山崎信行
健康福祉課長 松田明久	介護保険課長 井上輝昭
産業振興課長 新田憲一	都市建設課長 西本幸司
上下水道課長 田村正晃	総務事業課長 岡本康彦
会計管理者 清水洋右	教育次長 万代明
学校教育課長 國定智子	
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝日出樹



9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 9 1 号 和気町職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 2 号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
	議案第 9 3 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 4 号 和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 5 号 和気町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 6 号 和気町教育振興基金条例の制定について	原案可決
	議案第 9 7 号 和気町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 9 8 号 和気町土地改良事業等分担金徴収条例の制定について	原案可決
	議案第 9 9 号 和気町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 0 0 号 和気町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について	原案可決
	議案第 1 0 1 号 和気町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
	議案第 1 0 2 号 令和 4 年度和気町一般会計補正予算（第 7 号）について	原案可決
	議案第 1 0 3 号 令和 4 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 4 号 令和 4 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 5 号 令和 4 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 6 号 令和 4 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 7 号 令和 4 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 1 0 8 号 令和 4 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第109号 令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
	議案第110号 令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）について	原案可決
	議案第111号 令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について	原案可決
	議案第112号 町道路線の認定について	原案可決
	請願第4号 学校生活において内閣、文部科学省、厚生労働省の方針に則ったマスクの自由化や黙食の緩和が徹底されるよう求める請願書	趣旨採択
	請願第5号 何処の中学生も自由にクラブ活動ができるように求める意見書の提出を求める請願書	趣旨採択
日程第2	議案第113号 和気町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
日程第3	議案第114号 令和4年度和気町一般会計補正予算（第8号）について	原案可決
日程第4	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、去る12月13日、議会運営委員会を開き、協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る12月13日火曜日、本会議終了後、本庁舎3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、特別委員長並びに各常任委員長から付託案件24件について審査報告がありました。この後、各委員長から委員長報告がございます。

なお、今回、討論の申出はございません。

次に、追加議案として条例改正1件及び補正予算1件の2件が、本日追加提案されますので、よろしくお願ひします。

また、閉会中の調査研究の申出が、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から提出されておりますので、本日議題といたしております。

以上、委員長報告といたします。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第91号から議案第112号までの22件及び請願2件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長(居樹 豊君) それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案7件及び請願2件につきまして、去る12月9日午後1時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長及び各担当課長出席の下、慎重に審査したその結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第91号和気町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第92号地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第93号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであり

ますが、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第94号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第96号和気町教育振興基金条例の制定についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、年間2,000万円から3,000万円程度の収入があるようだが、全てを基金に積立てて、大きい事業があるときに一括して使用する予定なのか。また、いろいろな教育関係の経費に充当していくと、残りはほとんどなくなると思われるが、現段階での方針について聞きたいとの質疑に対し、具体的な中身については現在検討中であるが、教育のために積み立てていくので、町民に対して見える化が必要であると考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、このお金を使って給食費の無償化を行うことについては賛成だ。また、和気中学校と佐伯中学校の生徒が和気閑谷高校に進学する場合に学費の補助を行っては。また、将来の和気町を背負ってくれる子供たちに投資をしたらよいのではないかとの質疑に対し、給食費の段階的な無償化に活用したい。限られた財源に優先順位をつけながら、町民に分かる形でやっていきたい。現在、和気閑谷高校の存続に向けて、あらゆる方法を取りながら、いろいろ知恵を出しながら取り組んでいる。今回の提案を踏まえてプロジェクト会議で検討していくので、基金の活用も含めて方向性を出していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第97号和気町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、告発等を行って費用請求をするときに、移動や廃車に係る費用は業者が処理するだろうが、町の施設に保管した場合の費用について、基準があるのかとの質疑に対し、現在、基準等は規定していないが、例えば住民の迷惑や危険を及ぼすような場所に放置された場合に、庁舎の駐車場等へ移動する作業が発生することも想定されるので、その経費については当該所有者へ請求することもあるが、詳細なことはこれから決めたいとの答弁がありました。

次に、議案第102号令和4年度和気町一般会計補正予算（第7号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、固定資産税の増額について、これは北山方の旧ゴルフ場であるが、これから、何年間になるのかとの質疑に対し、北山方のメガソーラーについて、2億2,000万円を超える金額が1社から入ってくる。なお、償却年数は17年間であるとの答弁がありました。

また、同委員から、償却期間において、定額法定率や減価償却により、毎年、額が減るのではその質疑に対し、償却資産については、毎年、一定率の減価償却がなされて、年々減額となっていくとの答弁がありました。

次に、請願第4号学校生活において内閣、文部科学省、厚生労働省の方針に則ったマスクの自由化や黙食の緩和が徹底されるよう求める請願書であります。審査の結果、賛成多数で趣旨採択であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、実際の現状はどうなっているのか。教育委員会から学校現場の現状について教えてほしいとの質疑に対し、国、県からの通達により、マスクの着用については、身体的距離が十分に取れないときは原則着用となっている。しかし、活動場所や活動場面に応じてメリ張りのある着用が行われるよう、学校・園に指示をしている。

また、給食時の黙食については、飛沫を飛ばさないとか、換気を行うとか、机を向かい合わせにしない等の工夫を行い、大声での会話はしないなどの対策を行った上で、児童・生徒間でも会話を行うことができるよう指示をしているとの説明がありました。

同委員から、提出議員の思いもよく分かるが、現在も感染者が日に日に増えてる状況でもあり、趣旨採択としたらという意見がありました。

次に、請願第5号何処の中学生も自由にクラブ活動ができるように求める意見書の提出を求める請願書ですが、審査の結果、賛成多数で趣旨採択であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

少子化になって子供たちも苦勞して、やりたい部活動ができない状況である。ここで継続審査にすると、2月に選挙があるので廃案になるため、もう一度、選挙後に全員が一致で賛成できるような請願にして国に送りたいので、今回は趣旨採択をお願いしたいとの意見がありました。

別の委員から、私も趣旨採択でお願いしたい。子供たちのために何とかしたいが、和気町議会単独で提出する効果があるのかどうか、この運動を県下全域に広げて、国に対して岡山県全域で出せるような体制をつくってやってほしいとの意見がありました。

以上、簡単ですが、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦勞さまでした。

次に、議案第91号から議案第94号まで及び議案第96号並びに議案第97号の6件は、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第91号から議案第94号まで及び議案第96号並びに議案第97号の6件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第91号和気町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第92号地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第93号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第94号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第96号和気町教育振興基金条例の制定について、議案第97号和気町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について、以上6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。6件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第91号から議案第94号まで及び議案第96号並びに議案第97号の6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号及び請願第5号の2件について、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

お諮りします。

請願第4号及び請願第5号の2件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

請願第4号学校生活において内閣、文部科学省、厚生労働省の方針に則ったマスクの自由化や黙食の緩和が徹底されるよう求める請願書、請願第5号何処の中学生も自由にクラブ活動ができるように求める意見書の提出を求める請願書、以上2件に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって請願第4号及び請願第5号の2件は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案15件につきまして、去る12月9日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び各担当課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第95号和気町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、手数料を200円から10円に下げ理由については理解できた。10円になった根拠と、コンビニで交付する際、事務的な手数料は幾らかかるのかとの質疑に対し、10円の根拠は、コンビニのマルチコピー機の利用料の最低金額が10円であることから設定した。また、コンビニ交付1件につき117円の手数をJ-LISに支払っているため、今回の料金改正により町の負担が増えることになるとの答弁がありました。

次に、議案第98号和気町土地改良事業等分担金徴収条例の制定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第99号和気町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、今回、条例を3つに分けた理由は何らかの質疑に対し、町が施工する農林水産省所管の土地改良事業については、関係する2つの条例で運用していたが、今回、顧問弁護士の指導等により整理するもので、条例に施行規則を設けて、町施工分の農林事業を運用していくものだ。また、今回の一部改正条例についても、県営土地改良事業の条例と2つの条例で運用しているが、同様に運用していくため、体系の見直しを行うものである。次に、国土交通省所管事業の関係条例についても、同様に見直しを行い運用していくため、関係条例の整理を行ったとの答弁がありました。

次に、議案第100号和気町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第101号和気町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、下水道事業が地方公営企業化することに伴い、根本的に何が変わるのかとの質疑に対し、下水道会計も、上水道や簡易水道会計と同様に貸借対照表や損益計算書などのスタイルとなる。令和5年度からは地方公営企業法の適用になるので、予算決算の様式は全て変わっていくとの答弁がありました。

次に、議案第102号令和4年度和気町一般会計補正予算（第7号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、子ども家庭相談室をつくるための改修工事145万円について、益原多目的公園内の子育て支援センターを改修するものかとの質疑に対し、国は今年度中に子ども家庭総合支援拠点を設置する努力目標を掲げていて、悩める保護者との相談場所の確保などが設備の条件であり、役場本庁舎内の一室を改造して相談できる場所をつくるもので、プライバシーに配慮し、相談時に子供が遊べるスペースも確保する計画であるとの答弁がありました。

また、同委員から、開設される子ども家庭相談室の対象はとの質疑に対し、国では2本あって、1つ目が母子保健法による妊婦や出産までの方々が対象の子育て包括支援センターで、子ども家庭総合支援拠点は児童福祉法によるもので、令和6年度からはこの2つが一体化した子どもセンターをつくることで、国が進めている。役場庁舎内でも一括して出産から子育てまでを対象に一連の窓口ができるような形を準備している。中学生程度までを対象に相談ができる体制整備を行いたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、観光費3,680万円の増額について、指定管理者、ロマンツェに毎年2,000万円を補助していくのかとの質疑に対し、これまで令和2年度及び3年度と2,000万円ずつ補助してきたが、今年度もコロナの影響や燃料費の高騰により2,000万円以上の赤字が出る見込みとのことから、補助したいとの答弁がありました。

また、別の委員から、ロマンツェへの補助金について、現況を打破するための具体的な対策の提示はあったのか否かとの質疑に対し、令和4年度の収支予定について、赤字額が2,000万円を超えるとの提示がなされたため、補正をお願いしている。集客方法など、改善計画等についても協議しているとの答弁がありました。

また、同委員から、議会として2,000万円を認めるとなれば、指定管理者にはかなりの責任があると思われる。これまで10年以上やってきて、再契約したばかりであり、やる気を見せてほしいし、もう少し工夫が欲しいとの質疑に対し、ロマンツェから今後の対策等についても資料提出がなされている。今回の2,000万円については、令和3年度の実績、9月までの実績と10月以降の予約状況を見込んだ結果、2,270万円ほどの赤字になるもので、人件費や事業費等をカットして対応している状況だとの答弁がありました。

また、同委員から、家庭の省エネ対策加速化事業補助金について、エコキュート以外の対象製品はどういったもので、補助は2分の1なのかとの質疑に対し、蓄電池が対象になっていて、補助率は10分の1であるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、林業振興費において、ナラ枯れに対する対応とはとの質疑に対し、町内でナラ枯れが確認をされ、駆除するための事業費を岡山県の10分の10の補助で計上し、施行するとの答弁がありました。

次に、議案第103号令和4年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第104号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第105号令和4年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、一般会計からの繰入金はどうやって決まっているのかとの質疑に対し、主なものは、職員の人件費、介護保険料の町の負担分であるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、高額介護サービス等費の増額理由はとの質疑に対し、今年度、一月当たり約250件の実績があつて、令和3年度と比較するとほぼ同じ件数であるが、一月当たりの支給額は10万円以上の増額となっているため、このたび補正をお願いしているとの答弁がありました。

次に、議案第106号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第107号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第108号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第110号令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第111号令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、人件費の増額について、職員が1名増になっている理由はとの質疑に対し、4月1日の人事異動により職員が1名増えているが、水道業務については夜間の対応もあり、今回の増員によりローテーションが少し緩和された。また、業務自体も更新工事などにより増えているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、5,600万円の増額は物価高騰による資材費の高騰なのかとの質疑に対し、当初の工事費の総額が1億8,600万円で、合計して今回2億4,000万円となり、3割ぐらい高騰している。設計に当たり見積り単価を徴しているが、資材等の高騰があり、今回、費用の増額になっているとの答弁がありました。

次に、議案第112号町道路線の認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、旧朝日町住宅の跡が整備されることに伴い、新たな道路が町道になる件について、区画割りなどの状況はどうなっているのかとの質疑に対し、吉井川側に10区画、これは賃貸で、後日、買取りも可ということでもあります。反対側に宅地分譲で9区画整備される予定で、建築基準法に基づき、今回の町道認定により分譲宅地の売買が開始される予定だとの答弁がありました。

以上、厚生産業文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第95号、議案第98号から議案第101号まで、議案第103号から議案第108号まで及び議案第110号から議案第112号までの14件は、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第95号、議案第98号から議案第101号まで、議案第103号から議案第108号まで及び議案第110号から議案第112号までの14件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第95号和気町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第98号和気町土地改良事業等分担金徴収条例の制定について、議案第99号和気町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第100号和気町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について、議案第101号和気町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第103号令和4年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第104号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、議案第105号令和4年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第106号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第107号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第108号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第110号令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第111号令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第112号町道路線の認定について、以上14件に対する委員長の報告は、原案可決であります。14件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第95号、議案第98号から議案第101号まで、議案第103号から議案第108号まで及び議案第110号から議案第112号までの14件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 神崎君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（神崎良一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

令和4年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案2件につきまして、去る12月8日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第102号令和4年度和気町一般会計補正予算（第7号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

次に、議案第109号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、2議案の審査の過程において、次のような質疑及び答弁がありました。

冒頭、担当課長の補足説明に引き続き、委員から、1,680万円を繰り入れることについて、現在の見通しはどうか。この繰入れで本当にいけるのか。入浴客や宿泊客の動向はどうなっているのかとの質疑に対し、今年度はコロナによる休館や時短営業はない。令和3年度に比べると、宿泊、日帰り温泉ともにプラスで推移している。コロナ前の令和元年度と比較すると、完全には戻り切っていないが、10月11日から全国旅行支援割が始まり、10月についてはコロナ前の宿泊者数に戻つつある。この割引の適用により、多くの方が宿泊されている状況だ。今後も燃料費等の高騰により厳しい運営が続くが、今回の旅行割支援を受けて、売上確保をやっていく、経費の削減に努めていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、一部事務組合から和気町に移管されて以降、町からの繰出金の合計金額は幾らになるのかとの質疑に対し、平成25年度以降、約2億4,247万円である。内訳は、令和2年度からの地方創生臨時交付金4,500万円と平成28年度に発生したポンプ事故への補填分3,067万円、令和2年度からのコロナ

禍による赤字補填分1億6,680万円であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、現在のレストランの在り方について、現在の形態で続けていくか、もう少し前向きに運営方法を検討していくと変わっていくのではないかと質疑に対し、現在のコロナ禍により、旅行や宴会のスタイルも変わってきた。時代の流れに早急に対応できるよう、職員も研究している。メニューについても、おいしい料理の提供を目標に研究している。利用者の意見を営業に反映できるよう努力していくとの答弁がありました。

また、同委員から、温泉職員の接客について改善が必要なのでは。和気鶴飼谷温泉を和気町のシンボルとして取り組んでいく気持ちを職員に持ってほしいとの質疑に対し、職員教育については徹底していくとの答弁がありました。

そのほか、経営改善に向けて、第三者による審議会を設置して前向きに進めていけばとか、SNSをもっと活用して宣伝すべきではといった意見、今後のくみ上げポンプの改修計画等についても質疑がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第102号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第102号令和4年度和気町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

議案第102号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第102号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第102号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第109号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

議案第109号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第109号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（山本泰正君） 日程第2、議案第113号和気町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 本日、追加提案をしております、議案第113号の和気町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。税額算定に必要なデータ入力を怠り、町県民税を誤徴収していた問題により、町民の信頼を著しく損ねた責任の一端を表して、町長及び副町長の給与を減額するため、改正するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第113号の細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議案第113号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第113号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、3点お聞きします。

このような条例改正をしなければならなかった誤徴収の具体的な内容、どのような誤徴収だったのかということと、その原因は何だったのか。

3点目は、その対策はいかにするのか、この3点についてお答えをお願いします。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

まず、このような事態が起こった原因は、内容はこういったものであったかということでございます。

税務署におきまして確定申告をされたデータが、その内容が和気町役場税務課のほうにデータとして送付をされてまいります。その送付されたデータに基づいて、町県民税、住民税の修正、賦課をする必要がありましたけれども、その時期に修正をすることなく、適正な時期にその処理ができていなかったということで、住民の方々に過徴収、もしくは減額という、住民税に対して誤徴収という事態が発生をしたと。これが昨年の4月から本年9月までということになっております。

この発生原因でございますけれども、事務担当職員が適正な時期に事務を行っていなかったということでございます。事務をする必要性を認識しておりましたが、それが適正にできていなかったということでございます。

続いて、第3点目の対策でございますけれども、改めまして各業務において、複数の人間でチェックができるような体制を、再度、構築、確認するように指示をいたしたところでございます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 当然、確定申告をした内容については、瀬戸税務署ですか。どこになるのか分かりませんが、そこからメール等に来るんですか。そのあたりの事務的なこと言うと、これからの対策として、複数でやるっていうか、今までだって複数でやることになってると思ってるんですよ、私は。複数でやらんような事務があるのかという、逆に聞きたいぐらいで、何で複数でできてなかったのかが問題なんだ。担当の人が1人おって、それが1年半強も放置されてること自体がおかしкаろうというんが、本当におかし過ぎて、何なのかなという。だから、複数でやれば防げるのかどうかも、ちょっと疑問な点もあります。何かもうちょっとずしんと、こういうことが長期にわたって放置されてたということが物すごく心配な話なので、その対策について、ダブルチェックだというような言い方だけでは、到底私は納得がし難い。納得するも何もないんですけど、何かもうちょっと真剣味が欲しい、何か回答が欲しいです。町長、どうですか。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） この問題につきましては、10月19日の臨時議会終了後の全員協議会で御説明を一度させていただいているということでございます。それ以降、税務課においても、以前からもこの業務ができていくかというようなことは、担当の職員に課長のほうから投げかけるということもしてまいりました。その場合に、できていますという返答があれば、なかなかその個人が担当してるところをチェックをすると、コンピューターを開けてチェックをするというようなことができていなかったというようなこともございますけれども、今後には

おいては、そういうところも含めて、担当課長のほうも目を配る。それから、職員間でも、常々情報交換しながら職務をしていくというようなことを進めていっているところでございます。ダブルチェックだけでは甘いのではないかとございませうけれども、それを確認するシステムというものが構築をされてないということで、やはりそれはマンパワーによってやるということになりますので、情報交換しながらやっていくということで、今後、そのようなミスは出ないように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 分かりました。説明は十分分かるんですけど、システムの構築が一番大事で、私たちみたいに民間企業が長いと、当然これは紙ベース、紙媒体で普通やって、個人の、その担当者の今月1か月間にせなあかんことというて書いて、そのマル・ペケをやったかどうかを課長が見る。結果がどうかって見る。課長の仕事について、チェックしたのかを、部課長って、今回、部長はおられませんし、今度、部課長制になるっていうんだったら、3段階チェックぐらいにして、紙をとというか、ネット上に今度はなりますけど、ネットの中でその印が済みになっとんかどうかというようなことになると思います。ただ、担当者がしてもないのに済みにされると、そりゃあいけんから、そこら辺はダブルチェックかなと思いますけど、普通はシステムを構築するというのが具体的な話なので、そういうふうにはリストがあって、そのリストのチェックでっていうことになると思うんですよ、基本的には。だから、そういうことがきちっと、努力するとか頑張るといふのは、これはもう、頑張ることは失敗もします。だから、どうしてもそういうシステムの、日々の管理、週の管理、月の管理、四半期の管理、6か月の管理、1年の管理っていうようにいけば、そこでもう複数回どころじゃない管理になってきますから、そのどこかで、あ、これ抜けとったなとか、何かできてないなというようなことを、釈迦に説法みたいな話をしますけど、そういうふうにしていただいて、私は決して今回の役席者の上の方々も分からない、それでなっすぐのような話で、また前任の方の時代も含まれた中で減俸なんかというのは、私、あまり本意じゃないので、されたくない話なので、責任を取るという気持ちは分かるけども、そんなことよりは、10分の1減らすよりは、紙に書いたシステムをこうこうしたとかという、具体的なそういった話のほうが欲しかったなと私は思いました。もう回答要りません。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

3番 從野君。

○3番（從野 勝君） この問題が発生した後の事後処理に、問題があったかないかについてお尋ねしたいんですが。何もなかったですか。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 事後処理につきましては、担当の課長と、それからその当事者が、それぞれ家庭を回らせていただいて、おわびをしたということでございます。それで、当然払っていなかった方については、全く問題もなく払っていただけたし、それから少なく徴収、こちらがしてなかった方につきましても、そういう事情だったということで、快くということまではいかななくても、問題なく、また税金を払っていただいたということになっています。全て、もう現在完了しているということでございます。

○議長（山本泰正君） 3番 從野君。

○3番（從野 勝君） 町長のほうまで報告が上がってなかったんかも分かりませんが、これはもう誠に言いにくいことなんじゃけども、非常に対応がお粗末。たまたま私のところへ、どういうことでこうなったんだっていうようなことがありまして、おまけにその人は25万円も追徴されたんですよ。それで、職員の対応が非常にお粗末だったというような話もあって、非常に立腹されて。そういうことを言うなど、そりゃあまあそういうこともあるだろうというような話はしたんですけど、こういう問題が起きて、今、町長、副町長が責任を取られて、減給1か月というようなことをされとるわけですが、それよりももっと前に、当然、こういう問題が起きな

いようにするのは当たり前のことなんだけど、人間ですから、幾ら、何重の網をかけとつても漏れることはあります。その漏れたときに、減給すればいいん、それも大切なことなんじゃろうけど、トップが、町長まで出ていくかどうかというのは問題があるけども、せめて副町長ぐらいのどこまでが一番先に、特に払うほうはあまり怒らんとおもいますよ。取り過ぎとつたから、すいません、お返ししますというほうはさほどこたえんと思うけど、急にですよ、本人の意思でなくて町の間違いで急に取られるんですから、そりゃあもう考え方が違うと思うんですよ。だから、そういうところに対するお断りの仕方、これがあるんじゃないかと思う。だから、そういうことを併せて、今後こういう問題が起きたときには、必ず率先して、副町長、泥をかぶるって言ったら言い方が悪いかもしれませんが、そういうところへぜひ一番先に顔を出して断りをするという、それが和気の職員の意義だと思わんですよ。問題が起きた、一番にトップが行って断りをする。そうすりゃあ、ほかの職員も、町長、副町長に迷惑かけるわけだから、そういうことをしちやあならんと思うて、もう少し真剣に仕事をするんじゃないですか。今、それが要なんじゃないかと思わすよ、私。いろんなどこでいっぱい問題を起こしとる。もう少し職員の教育、これをしっかりやってもらいたいと思わす。もう回答いいです。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 今西君。

○1 番（今西宏康君） すいません、基本的なことなんです、顧問の税理士とかが見てくれるとか、そういう制度はないわけですか。基本的なことですいません。

○議長（山本泰正君） 暫時休憩といたします。

午前9時57分 休憩

午前9時58分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 町の税務事務の執行におきまして、税理士等の専門職、こういった方にその中身、作業等の確認をいただくといったようなことはやっております。相談等、指導等は、税務署のほうに対してはさせていただきますいておりますが、通常の役場における税務事務に関して、税理士等にその内容について御相談することは行ってありません。

（1 番 今西宏康君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第113号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思わす、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第113号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第113号を討論を省略し、採決したいと思わす、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第113号和気町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第113号は、原案のとおり可決されました。

ここで場内の時計が、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前10時01分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、議案第114号令和4年度和気町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、本日追加提案しております、議案第114号の令和4年度和気町一般会計補正予算（第8号）についてであります。この補正は、既定の予算に6,809万4,000円を追加し、予算総額を93億5,298万円とするもので、主な内容は、歳入においては、普通交付税の追加、出産・子育て応援交付金に係る国庫補助金及び県補助金の追加、歳出では、財政調整基金積立金の追加、出産・子育て世帯への経済的支援策としての給付金に係る事業費の追加を行うものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第114号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第114号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第114号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 基本的なところなんですけど、国のほうで第2次補正予算が確定したので、6,400万円、今度増えるということで、我々がいただく普通交付税が増えたということで、そのうちで、補助率、いろいろ言われたんですけど、その6,400万円のうちの400万円を使って、今年度の単年事業として子育て支援のほうをしたいというように聞こえたんですわ。かつ来年以降も継続的にやっていく事業なので、あと6,000万円を残して貯金しとくんかなというふうには聞こえたんですけど、この解釈は間違ってますか、どうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） すいません、説明がちょっと言葉足らずだったんですが、この普通交付税の6,400万円余りにつきましては、国のほうで補正予算が成立して、物価高騰に係る費用が各自治体等で発生している状況、物価高騰に係る事業についての交付で、原資となる所得税、法人税等の伸びも国のほうで補正予算で増額計上しておりますので、国のほうの原資が増えたこと、あるいは物価高騰に対する各自治体への支援ということで、別途、普通交付税のほうの追加交付があります。この子育て交付金につきましては、先ほど6分の1、3分の2と、国、県からもこちらの事業については充当されているので、交付税とは別に子供の事業に関しては国のほうで支援、措置されるということで、御理解いただけますでしょうか。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 理解できました。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今、この一番後ろの資料を見て、40人というのは、今年、特に、私、今聞いてますのは、子供の出生が少ないということで、一応、年間通じて40人ということでされとるというのは分かります。それで、冒頭にありますように、この施策は継続的に実施するということで、これはもう今年度、来年度、これからもずっと、これは恒久的に制度としてやるという理解を今しましたけども、間違っと思ったら言ってください。

それから、これは細かい、今年度4月1日から、町独自の出産祝金制度、これの、参考までに、分かるあれは、今現在で子供が何人ぐらい、この40人ベースじゃと思うんですけども、それ、もし手持ちにありましたでよろしい、なければ別に構いませんけども。ということで、第1子、第2子ありますけども、もしその辺の細かい、あまり細かいことを聞くのは悪いんですけども、第1子の場合もあるし第2子もありましようけども、その内訳まで分かればということ。

それから、もう一つは、今、同僚議員が言いましたように、6,000万円というのを取りあえず財調に入れとくということですけど、この時期、これを有効に、物価高騰、町民に対するいろんな支援の仕方があるけども、その辺はどういう検討をこれからされるんか。いろんなやり方が、今回、今までの分でしたら水道代とかありますけど、今度は、例えば町民全体に、私はちょっとこの前、変なことを言いましたけども、町民1人当たり1万円、1億2,000万円、1億3,000万円ということもありますけども、それと財調をうまく活用して、その辺の検討はこれからされるんか、こんなことを考えとるというのがあれば、消費期限もありましようし、今まで過去の実績があるから、その辺を含めて、こんな考え方をしとんだというのがあればぐらいで結構です。考え方みたいなものを、時期を含めてお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

今回の出産・子育て応援交付金でございますが、こちら、恒久的なものでございますので、来年度以降も事業は続きます。今年度においては、応援ギフトということになっておりますが、現金給付ということで考えております。来年度以降につきましては、現金がいいのか、また出産に限定したクーポン、ギフトというものがいいかというあたりにつきましては、今後検討していきたいというように考えております。

それから、出産祝金の実績についてでございますが、11月末現在で出生の方が28人いらっしゃいます。出生数は把握しておりますが、第1子、第2子については、今手持ちにございませんので、すみませんがお伝えすることができません。今後、今年度中に、あともう4か月ほどございますので、12人ぐらいの出生が見込まれるということで、今年度については40人、10万円の400万円ということで予算計上をさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議員からの御質問で、今回、歳出で財政調整基金への積立金が6,000万円あると。その原資としては、国から普通交付税が6,400万円余り、歳入で上がってきました。国の考え方として、先ほども申し上げたんですけども、物価高騰対策、緊急経済対策、特にコロナに特化して、補助金、交付金というような形のひもづけではなくて、一般財源としての普通交付税の交付ということで、残りも1、2、3月と期間も短いので、こういった事業に具体的にという検討はしておりません。というのが、一般財源として入ってきておりますので、これまでの事業に充ててきて、たまたま和気町、今、歳入歳出が調整が取れて、余ったような形で財政調整基金へ積み立てていると。そうすると、また来年度以降、こういったことに有効に活用させ

ていただくというふうに考えております。一旦、積立金として積み立てておいて、来年度以降の状況に応じて、歳入歳出予算の調整として考えていこうというふうに思っております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 内容は分かりました。ただ、お願いといえますか、要望としては、物価高騰ということで、できることなら、別にこの年度に限りません。新年度に分けてでもよろしいけども、町民に広く渡るような形で。昨日、聞きますと、財政調整基金も今約25億円ということで、和気町にもあるようですので、それらをうまく有効活用という形で、執行部のほうで検討していただければというように思います。

○議長（山本泰正君） 答弁はよろしいな。

ほかに質疑はありませんか。

1番 今西君。

○1番（今西宏康君） また基本的なことを聞きますが、これ、国から出てるということは、全ての自治体で同じようなことをやとられるんでしょうね。というのが、例えば赤ちゃんを連れて引っ越してこられた場合とか、どうなるのかなとふと思ったもので、ちょっと教えてください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

近隣で言いますと、赤磐市、それから備前市については、11月の議会のほうで予算計上をするというように聞いております。当然、全国規模での事業ですので、全ての市町村において、予算措置のほうはなされるというように考えております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 市町村によって、自治体によって金額が違うとか、有利不利が違うとか、細かい現金支給ができるできないとか、そういうとこまで一緒なんですか。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） ギフト、もしくは現金かということにつきましては、実施する市町村によって違うかと思います。金額につきましては、それぞれ出産時の5万円、それから出産後の5万円という、金額は決まっておりますので、金額については同一というふうに思います。

（1番 今西宏康君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第114号を会規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第114号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第114号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。



議案第114号令和4年度和気町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第114号は、原案のとおり可決されました。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 令和4年第6回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回提案いたしました条例改正11件、補正予算10件、道路認定1件、そして本日追加提案をいたしました条例改正1件、補正予算1件につきまして、慎重に御審議いただき、御議決賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、年の瀬を迎え、何かとお忙しいとは存じますが、健康に留意をされ、ますます町政発展のためお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

皆様には、初議会以来、本日までの4年間にわたり16回に及ぶ定例会とさらに臨時会において、慎重かつ熱心に審議され、また執行部の皆様には誠意を尽くした説明をいただき、終始、緊張感がある議会運営がなされ、最後の定例会も無事、閉会の運びとなりました。厚くお礼を申し上げます。

我々議員は、来る2月28日をもって任期満了となります。御勇退される議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意され、和気町発展のため御指導、御協力あらんことを切にお願いを申し上げます。

さらに、来る町議選に出馬を予定されている各位におかれましては、来年2月19日執行の選挙において当選の栄位を得られ、全員そろって再び議場で活発な議論がなされることを心より念願いたす次第でございます。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸な新年を迎えられますことをお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

それでは、これをもちまして令和4年第6回和気町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月15日

和気町議会議長      山   本   泰   正

和気町議会議員      尾   崎   智   美

和気町議会議員      従   野            勝